

令和5年第2回竜王町議会定例会（第3号）

令和5年6月21日

午前9時00分開議

於 議 場

**1 議 事 日 程（第3日）**

日程第 1 一般質問

## 一 般 質 問

- 1 G I G Aスクール構想の進捗状況は……………鎌田勝治議員
- 2 行政施策の見える化は……………鎌田勝治議員
- 3 竜王町の文化財の保護、保存、調査は……………磯部俊男議員
- 4 新型コロナウイルス感染症の今後は……………磯部俊男議員
- 5 学校給食費無償化は……………大前セツ子議員
- 6 投票率向上に向けた取組は……………大前セツ子議員
- 7 下水道管整備を行った農道の状況は……………福田優三議員
- 8 農業版少子化対策の取組は……………小西久次議員
- 9 「交流・文教ゾーン」整備事業の進捗は……………小西久次議員
- 10 消防団員の定員と負担の軽減について……………中村匡希議員
- 11 空家等対策計画の見直しのポイントはなにか……………中村匡希議員
- 12 新小学校の開校時期はいつか……………中村匡希議員
- 13 近江八幡消防署竜王出張所の人員確保を……………岡山富男議員
- 14 町道の維持修繕は……………尾川幸左衛門議員
- 15 地震の対策は……………尾川幸左衛門議員
- 16 中心核「交流・文教ゾーン」整備の進め方は……………橘せつ子議員
- 17 コミュニティセンターと竜王町公民館のあり方は……………橘せつ子議員
- 18 竜王町防災計画の指定緊急避難場所のあり方は……………橘せつ子議員
- 19 竜王町職員のメンタルヘルス対策は……………橘せつ子議員
- 20 I B Mグラウンド跡地の現在までの進捗は……………森島芳男議員
- 21 日野川の補強対策は……………森島芳男議員
- 22 滋賀県立大学との包括連携協定の成果は……………澤田満夫議員
- 23 鶴川の旧小学校跡地の有効活用は……………澤田満夫議員

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	澤田 満夫	2番	中村 匡希
3番	福田 優三	4番	鎌田 勝治
5番	橘 せつ子	6番	尾川 幸左衛門
7番	大前 セツ子	8番	磯部 俊男
9番	小西 久次	10番	森島 芳男
11番	岡山 富男	12番	貴多 正幸

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	西田 秀治	教育委員会教育長	甲津 和寿
副町長	杼木 栄司	総務主監	関司 明德
産業建設主監	井口 清幸	会計管理者	寺本 育美
総務課長兼 選挙管理委員会書記長	寺嶋 要	未来創造課長	谷 大太
中心核整備課長	森 徳男	税務課長	中島 孝之
生活安全課長	富田 尚弘	住民課参事	臼井由美子
福祉課長	中原 江理	健康推進課長	西村 忠晃
自立支援課長	野村 博嗣	農業振興課長	富家 和典
商工観光課長	岩田 宏之	建設計画課長	市岡 忠司
上下水道課長	森岡 道友	教育次長兼 生涯学習課長	知禿 雅仁
教育総務課長	町田 啓司	学校教育課長	安食 敬

## 5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	小森久美子	書 記	井村奈緒美
--------	-------	-----	-------

開議 午前9時00分

○議長（貴多正幸） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和5年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 一般質問

○議長（貴多正幸） 日程第1 一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。

発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、4番、鎌田勝治議員の発言を許します。

4番、鎌田勝治議員。

○4番（鎌田勝治） 令和5年第2回定例会一般質問。4番、鎌田勝治。

G I G Aスクール構想の進捗状況は。

G I G Aスクール構想の推進は、竜王町の重点施策プロジェクトに位置づけられており、令和4年度の主な業務としては、①ICT活用推進リーダーを中心とした教職員のICT活用能力の向上、②タブレット端末を活用した個別最適化学習の推進と円滑な運営のための環境整備となっています。

また、令和5年度の竜王町教育行政方針には、「各校のICT情報教育推進リーダーを中心に、G I G Aスクール構想に基づいた1人1台端末を使っての子どもが主体となる授業づくりを進め、様々な学習場面における効果的な活用を研究するとともに、全ての教育が端末を有効に活用できるように取組を進めていく」とあります。

以上を踏まえて、次の4点について町の見解を伺います。

1、オンライン授業に向けた取組として、教職員のスキルアップ、ICT推進リーダーの養成、授業における有効活用の各進捗は。

2、個別最適化学習を推進する上で新たな課題はないか。また、徹底反復学習に端末が有効活用されているのか。

3、端末の有効活用が子どもたちの主体性を育む教育にどのように関わっていると感じるか。

4、令和5年度の目標は。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（貴多正幸） 安食学校教育課長。

○学校教育課長（安食 敬） 鎌田勝治議員の「G I G Aスクール構想の進捗状況は」の御質問についてお答えいたします。

1点目の「オンライン授業に向けた取組として教職員のスキルアップ、ICT推進リーダーの養成、授業における有効活用の各進捗」につきまして、まず、1つ目の教職員のスキルアップについてですが、タブレット端末導入直後の令和3年度は、教職員自身が授業でどのように利活用するのか模索の時期でしたので、各学校においては、まず、タブレット端末を授業で使ってみようと働きかけてきました。

令和4年度は、教職員が「使い慣れる」ことを目標に、各学校でタブレット端末を様々な授業場面で活用するよう働きかけるとともに、町で大学教授を招聘して研修会を開催したり、各学校の希望する教員とICT活用の先進地研修に出かけたり、ICT活用実践事例集を作成し各学校に配布したりしながら、利活用の促進を図ってきました。

現在は、教職員も児童生徒もタブレット端末の利活用に慣れ、授業や学習活動において、自分やグループの意見をタブレットに入力して電子黒板に送って共有したり、自分で調べたことを教員タブレットに送信したりするなど、学習活動や学習記録に有効に活用できるようになってきました。

続きまして2つ目の、ICT推進リーダーの養成についてですが、令和3年度、4年度は、ICT活用の先進地である草津市立小学校と中学校への視察及び授業研究会に参加するなど、ICT活用のノウハウや授業改善のための効果的な利活用についてリーダー層の研修を深めてきました。その結果、こうしたリーダー層の教員が学校のICT活用の中心となり、授業づくりをリードしたり、コミュニケーションソフトであるチームス（T e a m s）活用マニュアルを独自に作成するなど、活躍する成果が出ています。

また、今年度は学校教育課が中心となりIE部会というICT活用と英語（E n g l i s h）力向上を目的とした部会を発足させました。8月には竜王中学校のICT推進リーダーを講師として、授業でのチームスの効果的な活用方法について研修会を行う予定です。竜王中学校の教職員のみならず、小学校教職員も研修会に参加し、全教職員のスキルアップを図ります。

続きまして、3つ目の授業における有効活用についてですが、令和4年度は学校教育課で「タブレット活用ブック」を編集し、各校に配布することで、活用頻度を高めるよう働きかけてきました。その結果、子どもたちも少しずつタブレットを有効に使うことを学び始めました。例えば、総合的な学習の時間にタブレット端末を使って自分の調べたい情報を素早く収集したり、動画や写真の編集アプリを使い、それとパワーポイントなどを組み合わせることで、プレゼンの資料を作るなどが小学校の高学年でも十分に行えるようになってきました。今年度はさらに有効活用を加速させていきたいと考えております。

次に、2点目の「個別最適化学習を推進する上で新たな課題はないか。また、徹底反復学習に端末が有効活用されているのか」の御質問にお答えいたします。

教職員にとっては、ICT機器やタブレット、学習支援ソフトの活用が進むほど、十分使いこなせる教職員もいれば活用に苦慮する教職員もいるなど、活用力に差が出てきているのではないかと考えております。こうしたICT活用力の差が児童生徒の学びの差にならないよう、ICT推進リーダーやICT活用に長けている教職員を中心にOJT研修等も取り入れながら、個々の教職員のスキルアップに努めるよう働きかけているところです。ほかにも著作権に対する正しい理解の指導やタブレット端末を有効に活用するための学習時間の確保等の課題があると認識しております。

また、今のところ、タブレット端末を活用した徹底反復学習には取り組んでおりませんが、電子黒板等のICT機器を活用することで音読内容を電子黒板に投影したり、フラッシュカードのように漢字を短時間に提示したりするなどの活用を行っております。今後は計算力や漢字の習得率向上に、タブレット端末が活用できたらと考えております。

次に、3点目の「端末の有効活用が子どもたちの主体性を育む教育にどのように関わっていると感じるか」の御質問にお答えいたします。

タブレットが1人1台ずつ児童生徒に割り当てられていることで、児童生徒が自身の学習履歴として学習活動の成果を蓄積し、いつでも振り返ることができるという利点があります。また、自分の意見や考えをみんなに知ってもらい認めってもらうことで、学習意欲の向上にもつながると考えております。児童生徒が自身の学習の足跡を残し、振り返り、新たな活動に結びつけ、学習に前向きに取り組んでいくことが、主体的な学習に結びつくと考えております。

最後に、4点目の「令和5年度の目標」についてお答えいたします。

令和5年度は、タブレットを児童生徒が自由に「使いこなす」ことを目標として、GIGAスクール構想の具現化を進めます。具体的には、各校における学ぶ力向上策に授業や学習活動におけるICT機器の活用頻度に係る数値目標を掲げ、実践を重ねるとともに、実践事例をまとめて「ICT活用実践事例集2023」を作成します。これを各校に配布し、個々の教職員のICT活用についての一層のレベルアップを図るとともに、個別最適な学びにつながる授業改善に積極的に取り組んでまいります。

以上、鎌田議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 鎌田議員。

**○4番（鎌田勝治）** 今の答弁に対して、何点か再質問させていただきます。

まず1点目ですが、IE部会をつくられたということなんですが、ちょっと気になるのが、このIE部会の目的というのが、ICTの活用と英語力の向上というふうに書かれてあるんですが、これはICTだけでも多分大変だと思うのに、英語の向上も目的とするというのはどういう理由なのか、それをまず1点お聞かせください。

それと、個別最適化学習を推進するということは、これは別にGIGAスクール構想に限らず、以前から竜王町の取組として、こういったことを目標にやっていくというお話をいただいておりますけれども、一番気になるのは、その下に書いてあるように、今の現状が児童生徒の学びの差になりかねないと、もしそうであるのであれば、やっぱりそこに対しては具体的な何かの手を打たないといけないと思うんですが、その辺をどう考えておられるのか、これが2点目です。

3点目ですが、今回の私の質問で一番お聞きしたかったのが、実は3点目のこの主体性を育む教育のところだったんですが、実はそのところの答えが非常にほかの答えに比べると少ないのかなと、ちょっと内容がないのかなというふうに感じてしまったのが残念なところです。

その上で、もともとGIGAスクール構想というものの自体が、その言葉だけが先行してなかなか内容が見えてこない、これは国の指針でそういうふうなやれというような指示があつてのことなので致し方ないというふうには思うんですが、Society 5.0がどうのこうのということは置いておいて、一番やっぱり大事なものは、1人1台端末を整備しました、環境も整えました、これを有効的に活用していきますというその環境の中で、やっぱり児童それぞれに学習の格差が出るような状態でずっと運用していくというのはいかがなものかなというふうに

感じていますし、せっかく良いものを与えられたのだから、できるだけ主体性を育むような教育に使っていただければなというふうに望むところであります。

そういった意味でこの3点目の質問をさせていただいたんですが、ここのところをもう少し細かく具体的に言っていたらとありがたいかと、これが3点目の質問になります。

加えて、一例を挙げますと、先ほどの答弁の中でパワーポイントを使っているというふうにおっしゃっていましたが、じゃあそのパワーポイントを使って、例えば何かテーマを与えて、それに対して各児童で何か自分なりのプレゼン資料をパワーポイントで作って、それを授業で使っていくような、何かそういう具体的なやり方みたいなものを考えておられるのかどうか、そこをお聞かせ願えればと、その3点目の質問に加えてお願いしたいと思います。

それと最後ですが、多分これはまだ進んでないかと思うんですけど、将来的に今のパソコンを家庭に持ち帰って、家庭内学習にも有効利用するようなことを、今の時点で考えておられるのかどうか、その点を4点目として質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（貴多正幸） 安食学校教育課長。

○学校教育課長（安食 敬） 今の鎌田議員の再質問にお答えいたします。

まず、1つ目の御質問の英語力の活用、IとEということでございますけれども、最初に申し上げた中で、「IE部会」という部会を立ち上げました。「I」が「ICT」で「E」が「英語力」ということでございまして、同じように英語とICTという2つの柱で研究を進めていくという、小中挙げての部会でございます。「I」としてICT活用に力を入れると、「E」でEnglishということで、それはこども園、小学校、中学校合わせて連続した学びをしていくということで、IとEが別の教員でそれぞれ取り組んでおりますので、そこについては一つに仕事が集中するということはないかなと考えております。

2つ目の、学びの差についてということでございますけれども、先ほども答弁の中で少し触れさせていただきましたが、今のところ、学びの差になりかねないのではないかという懸念はしておりますけれども、現在、ICT活用推進リーダーや各層のリーダーが育ってきておりますので、それぞれの学びの差が出ないように授業改善を、OJTという形で校内で交流したり、あるいは、合同で研修したりするという形で、そのようなことがないように取り組んでいるところでございます。

それから、主体的な学びということでございますけれども、竜王町としての主体性、もともと小学校の学習メソッドとして、小学校は「めじとまふ」——「目当て」、「自力解決」、「友達と交流」、「まとめ」、「振り返り」、それから中学校は学びのスタンダード「5C」——「Catch」、「Connect」、「Challenge」、「Corporate」、「Check」、それは「出会う」、「結びつける」、「向き合う」、「つなげる」、「振り返る」といったような、それぞれこういう形で学んでいこうということで研修を進めてきました。その中で、例えば「自力解決」の中では、調べ学習をしたり、友達との交流の中でタブレットで意見を出したり、あるいは、まとめ、グラフや図でそれを提示したりするといったようなICT活用を入れ込んでいくといったようなことをしております。

主体的な学習というのは、こうした竜王町の本来進めてきたアナログ的な学習とICT活用のベストミックスを図っていくということが、竜王町の主体的な学びになるのではないかと考えております。

あわせて、本町では、小中のICT活用の連携ということで情報活用能力、「竜王モデル」というものを策定しております。情報活用能力やプログラミング、情報モラル、情報セキュリティといったものを、児童生徒の発達段階に応じてゴールをつくって子どもたちに習得してもらおうといったようなことを、各教科・活動で横断的に行う計画をしております。こうしたことを踏まえながら、竜王町の生徒たち、あるいは教員が、主体的な学習を構築していくことを目指しておるところでございます。

3つ目のパワーポイントの例示ということでございますけれども、例えば中学校でありましたら、チャレンジウィーク等で学んできたことを整理して、それを提示するといったような学習であったりとか、あるいは、社会科で調べたことを交流したりするといったような、各授業や各活動の中で行っているところがございます。それぞれの強化や活動の中で創意工夫をしながら、そういったパワーポイント等を使う授業を構築しているところがございます。

最後に御質問のありました家庭内での学習につきましては、現在、家庭にタブレットを持ち帰って学習できる、いわゆるWi-Fi環境等については調査を終了しております、Wi-Fi環境のない家庭につきましても、ルーター等の貸出しを行っているところがございます。実際、頻繁ではございませんけれども、例えば中学校の生徒会活動なんかでタブレットを持ち帰っているいろいろ作成すると

か、あるいは、先ほど申しました、小学校では「めじとまふ」の「自分で考える」というところを家庭で持ち帰り、学校で友達と交流するという場面を確保すると、最初から授業でそれをすると時間がかかりますので、家のほうで考えてきて、一番大事なところを学校でタブレットを使って交流するといったようなことをしております、その頻度を上げていくことを目指しております。

以上でございます。

○議長（貴多正幸） 甲津教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 私のほうからも、鎌田議員の再質問の中で今、課長が答えましたことと少し別のところでお答えを足させていただきたいと思えます。

まず1点目のI E部会ですけれども、実は昨年度は「マスサイエンス部会」という、「マス」というのは数学、「サイエンス」は理科と、やっぱりこれからの理数科教育というのはとても大事ですので、そういうところを理科と数学に特化して庁内の組織をつくって研究しようと、学校教育課を中心に1年間やってきました。今年、学校教育課内でいろいろ議論してくれている中で、やっぱりICTの有効活用、とりわけ1人1台端末のさらなる活用ということと、そして、やっぱり竜王町はずっと英語を大事に取り組んでいるんですけれども、小中の連携等についてはまだまだ高めていかなくてはいけないことがありますので、そういった学校の英語の授業だけじゃなくて、竜王町の英語の体制としてどうしていくといいのかということ現場の先生たちと意見を交わそうということで、「I」と「E」——「I E部会」と呼びやすくしていますが、具体的には「ICT部会」と「English部会」ということで設置をして動き出したというところですよ。

それから、端末の利用の仕方によっては子どもの学びの差が出てくる心配をおっしゃったと認識しておりますが、そこは大変危惧しておるところでございますので、そうなりますと指導者、あるいは、端末を使う子どもたちへの指導する側の者がしっかりとそのことを周知していなくてはなりませんので、そこにICT支援員ですとか、あるいは、町費の支援員等と一緒に協力しながら、特に若い教職員は割と手慣れたところがありますので、そういったところをお互いに二人三脚等で取り組みながら、子どもたちのICT活用の学びの差にならないように配慮していきたいというふうに考えているところです。

それから、一番キーになりますお話をいただいた、主体性を育むというところで少し補足をさせていただきますと、私も改めて考えますと、やっぱり子どもた

ちがその気になって学ぶと、もっと具体的に言えば、もっとやってみたいとか、もっと学習したいとか、あるいは、やりたいと、こういう気持ちが子どもたちに湧き出てくるのが大事だということからすると、この端末を利用することがどこで活用できるかと申しますと、例えば小学校の跳び箱の学習とかで、今までですと跳んだ後に、みんなが見てあそこが良かったよ、ここが良かったよって言ってますけど、そこはもう動画で自分の様子を撮ると、その撮った動画を見ながら、もっと前に手をついたほうが良かったねとか、踏切版をもっと思い切って跳んだほうが良かったねと、例えばそういうふうな学習にして、だったらもう一回撮ってくれるかということその端末を利用する、今までですと教師に1台しか無かったですけれども、端末は子どもたち一台一台ですので、自分の足跡として残りますので、それを基に、じゃあ次に跳ぶとき見てねということ撮ってもらうと。そうすると、さっき言ったことと跳び方が違うのかどうか、というようなことで、じゃあもっと練習してみるわというような意欲につながるというのも例かなというようなことを思ったりしています。

あるいは、この間も聞いたばかりですけど、1年生、2年生の子どもたちが植物の成長を撮っている様子、これもカメラにはなるんですけども、カメラ機能を使って1週間単位で成長が変わっていく様子を自分の記録として残していくことで、来週はどんなふうになってんのかなと、どんなふうにつぼみがつくのかな、あるいは、実がなるのかなというようなことを感じる、そんなことから、早く来週になってほしいというようなことの、そういったことが学びの連続性といえますか、子どもたちの「やりたい」、「やってみたい」につながる、そのことが主体的な学びということにつながるということで、一例を申し上げましたけれども、もっと国語であり、数学であり、社会科の学習でも、そういった思いの中で活用できるかというふうに思っています。

それから、プレゼンの話は先ほど中2の体験のところでも言ってくれましたけれども、実は私も見に行って体験もしてるんですが、小学校4年生が福祉体験の学習をしています、その福祉体験の学習をしたことを写真で撮って、それをパワーポイントのプレゼン資料に貼りつけて、竜王町の福祉のまちづくりでこういうことが大事ですよというようなことを提案してくれたことがありました。

それから2月頃に、これは竜王小学校の6年生が将来の竜王町についてと、自分たちの考えたことを、ぜひこういうまちづくりをしてほしいという、具体的に言いますと、自然の豊かなところも残してほしいけれども、住みやすく便利なまち

にしてほしいと、こういうことですがけれども、自分たちの思いをパワーポイントの資料にまとめて、結局竜王小学校で発表する機会を得られなかったんですけれども、それをDVDに焼いて、実は私と西田町長に送ってくれて、ぜひこのDVDを見てもらってこれからのまちづくりに役立ててほしいと、こんなふうにも小学校6年生の子どもたちが伝えてくれたこともございます。

まだまだ今年度さらにそれを高めていくところですがけれども、令和3年度に導入してから、まずは使おう、そしてちょっとずつ使い慣れて、今は子どもたちも普通に使えるというところを目標にしながら実績を蓄積して、国が考えているGIGAスクール構想をより具体化、具現化していけるようにしていきたいと。

最後に家庭への活用については、様々な問題もいろいろ含む場面もございますので、そういったことも併せながらですが、家庭に持ち帰っての学習に役立てていくということについては、具体的に考えていけるようにしていきたいというふうには思っております。

以上、私のほうからの追加の答えとさせていただきます。どうぞよろしく願います。

**○議長（貴多正幸）** 鎌田議員。

**○4番（鎌田勝治）** 今、教育長のお話をお伺いしている中で、ほぼほぼ理解はさせていただきました。もう再々質問はやめますが、最後に私のほうから要望です。

やっぱり一番大事なことは、子どもたちの学習差を生まないということと、それと端末というのは単なるツールでしかありませんので、それがあからどうのこうのっていうことじゃなくて、そういうことをうまく子どもたちの主体性を育むような教育に活用するということが、我々大人の使命だというふうに思いますので、ここはぜひお願いしたいと思います。

要するに、そういう今の学校の限られたカリキュラムの中で、いかにそういう環境をつくり、いかにそういう機会を提供するか、ここにかかっているというふうに思いますので、より具体的な手を打っていただきたいと思います。

以上をもって、この質問を終わります。

**○議長（貴多正幸）** 次の質問に移ってください。

**○4番（鎌田勝治）** では、2問目の質問に移ります。

行政施策の見える化は。

本件は、令和2年5月定例会で「行政施策の見える化について」質問した内容の継続質問になります。

町民への情報公開の観点から、ホームページに紹介された重点施策プロジェクトにフォーカスし、問題点を指摘した上で町の見解を確認したものであります。内容としては、重点施策プロジェクトが項目のみの掲載で、その計画内容や進捗に全く触れていなかったこと及び項目そのものも1年以上も更新されず放置された状態であったことを問題視して質問したものであります。あれから3年経過した現在、改めて次の4点について町の見解を伺います。

1、重点施策プロジェクトで、令和4年度の取組は簡単な説明文しかありませんが、現在の内容で十分と考えているのか。

2、重点施策プロジェクトに令和5年度の取組目標がないのはなぜか。

3、情報発信ツールとしてのホームページの見直しは行われたのか。行われたのであれば、その内容は。

4、ホームページの今後の有効利用について、現時点での方針は。

以上、よろしくお願いします。

**○議長（貴多正幸）** 関司総務主監。

**○総務主監（関司明德）** 鎌田勝治議員の「行政施策の見える化は」の御質問のうち、私からは1点目及び2点目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「重点施策プロジェクトで、令和4年度の取組は簡単な説明文しかないが、現在の内容で十分と考えているのか。」でございますが、まず、重点施策プロジェクトについては、第六次竜王町総合計画における10年後のあるべき姿「若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷 ～心弾む 新時代へのチャレンジ～」を実現するための3つのまちづくり分野「活力あふれるまちづくり」、「安心して暮らせるまちづくり」、「みんなで進めるまちづくり」と併せて「新時代へのチャレンジ」に区分し、緊急的に取り組むべき課題や優先的に取り組むべき課題を位置づけ、多くのプロジェクトでは関係する複数課がアイデアを持ち寄り、議論・検討を行うことにより積極的な推進を図ってまいりました。

また、町行政として重点施策を明確に示すことにより、組織全体としての意識の共有を図ることができることから、大変有効な取組であると考えているところです。

その上で、議員仰せのとおり、過去にはホームページにおいて各施策の計画内容や進捗等の記載がなく、更新が遅れていた時期もございましたが、後年においては、前年度の取組実績がまとまり次第、当該年度に位置づけた項目及び計画内容と併せて情報の更新を行っております。

町として位置づけている重点施策を広く町民の皆様に発信し、知っていただくことは、竜王町の進めるまちづくりへ関心を持っていただくきっかけとして大変重要であると考えます。そのため、まずは多くの方に見ていただくことを目的にできるだけ文字数を減らし、画像や図面等を組み合わせることにより、気軽に目を通していただけるよう工夫をしております。また、過去のプロジェクトも見られるようなページ構成とすることにより、施策の変化も知っていただけるのではないかと考えています。

しかしながら、現在の情報を入り口として、さらに詳細な内容は別に掲載するなど、工夫ができる余地はあると考えていますので、より良い内容となりますよう引き続き検討しております。

次に、2点目の「重点施策プロジェクトに令和5年度の実行目標がないのはなぜか」についてお答えいたします。

重点施策プロジェクトの項目設定については、各年度における特に重要な取組を位置づけることから、前年度の実行内容や進捗状況を取りまとめ、その結果と併せて当該年度の行政執行方針や町を取り巻く状況等を考慮する中で、町長をはじめ、町幹部において度重なる協議を経て決定しております。

なお、令和5年度におきましては、今しっかりと進めなければならない取組や課題の克服に向け、継続して取り組まなければならない事項として22の項目を重点施策プロジェクトに位置づけ、それぞれのプロジェクトに係る特命受任者や実施責任者、直接的に業務を実行する班員の指定を行い、現在各プロジェクトが始動しているところです。

今後、各プロジェクトにおける今年度の主な実行内容を取りまとめ、これまでと同様に町民の皆様に分かりやすい形で整理し、6月末を目途にホームページに掲載してまいりたいと考えております。

重点施策プロジェクトは、町が今どのようなことを重要として捉え、どのように取り組んでいこうとしているかを町民の皆様に知っていただくための大変重要な情報でありますことから、より見やすく、伝わりやすい情報発信に努めてまいりますので、引き続き御指導をお願いいたしまして、鎌田議員への回答といたします。

○議長（貴多正幸） 谷未来創造課長。

○未来創造課長（谷 大太） 続きまして、鎌田勝治議員の「行政施策の見える化」の御質問のうち、私から3点目及び4点目の御質問にお答えいたします。

3点目の「情報発信ツールとしてのホームページの見直しは行われたのか、また、その内容は」でございますが、前回の御質問において、町のホームページについて2つの問題点を指摘いただきました。

1つは、町行政のやっていることが町民の皆様に見えていないということ、もう一つは、担当する職員にとって自分たちの実績が周りから正当に評価してもらえているという実感やモチベーションにつながっているのかということでございます。

これを踏まえまして、町では各所属に情報発信担当者を設置するとともに、「竜王町魅力発信マニュアル」を作成して、職員一人一人が常に広報的な視点を持ち、ホームページをはじめ各種媒体を活用して積極的に情報発信することで、重点施策プロジェクトのみならず、様々な施策や取組の見える化を図ることとしたところでございます。

また、町ホームページの運営に当たっては、利用者が情報を検索しやすいように情報のカテゴリーを分け、利用者が求める情報にたどり着きやすいようページ構成を工夫しております。特に訴求力が高い情報については、ページ上部に流れる大きなバナーから各ページへの誘導を図っております。現在、バナーから「チョイソコりゅうおう」や「シティプロモーション事業の移住・定住特設サイト」、「ふるさと納税」のページ等に誘導しており、特にふるさと納税のページについては昨年度、手続きに関する説明を簡潔にまとめ、魅力ある特産品の写真を多用し、町外の方にも町の雰囲気を感じやすく伝えられる仕様に大幅なリニューアルをしたところでございます。

引き続き、ホームページが担う役割を認識し、情報発信力の強化を図るとともに、各ページの充実に努めてまいります。

次に、4点目の「ホームページの今後の有効活用について、現時点での方針は」についてお答えいたします。

ホームページの有効性については、紙媒体のものとは異なり文字数に制限がないことから、情報を細やかに伝えることができる点、情報の随時更新ができる点、スマートフォン等の端末があれば、利用者がいつでもどこでも情報を検索できる点にあると考えております。そのため、町広報紙やしるみる竜王においては、情報の概要を掲載し、詳細についてはホームページにアクセスできる二次元コードの掲載やリンク設定を行い、ホームページにおいて情報を確認できる方法をとっております。また、町の封筒や職員の名刺、各事業のパンフレットなどにも二次

元コードを掲載し、ホームページへの誘導を促しております。

このように、引き続き、ホームページに行政情報を集約し、多様な媒体からホームページへ誘導することで、ホームページを有効活用していきたいと考えます。また、令和4年度からホームページに関するアンケートフォームを設けて、利用者の皆様から意見を投稿いただいておりますので、今後においても、利用者の声を聞きながら、より良いホームページの運営に努める所存でございます。

引き続き、鎌田議員はじめ、議員皆様方のさらなる御指導・御鞭撻をお願いいたしまして、鎌田議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 鎌田議員。

**○4番（鎌田勝治）** これ、3年前に質問したときにはいろいろ問題点があったので、それは改善していただいているという認識はございます。町のホームページを見ますと、西田町長になられてから、重点施策プロジェクトというものをピックアップして、それを町民さんに分かりやすく報告しようという、その取組は非常に理解をします。

今回ちょっと私が気になっていたのは、もう令和5年度も6月に入っておりますし、この令和5年度の重点施策プロジェクトの取組について、目標が明確になっていないのがちょっとなというふうに思ったものですから、今回こういう質問をさせてもらったんですが、今の答弁をお伺いする限り、前年度の結果を踏まえた上でいろいろ協議をして掲載するという内容でしたので、これは致し方ないのかなというふうに思いました。

その上で、この答弁にも書いてありますが、もう少し詳細な内容を掲載する工夫がやっぱり必要なのかなというふうに執行部のほうも考えておられるようですから、こここのところについて、別ページにそういう詳細な内容を掲載するようなことを、今現在考えておられるかどうか。

もちろん掲載できないものもあると思います。町独自で取り組んでいないものも確かにありますので、そういったできるもの、できないものは区別をして、別のページにもう少し詳しい内容を掲載すると。恐らくホームページのこういうところを見る方は、やっぱり興味を持って見るはずですし、今の内容であれば、やっぱり不十分なのかなというふうに私は感じておりますので、その点を再質問の1点目としてお聞かせ願いたい。

2点目が、谷課長が答弁された中で、いろいろホームページに改善を加えたというのは、先ほど申し上げたように理解はするんですが、そのホームページに掲

載すること、いわゆる重点施策プロジェクトに特化をした言い方をしていますけれども、それ以外にもいろんな情報を掲載しているわけで、そういった情報の掲載が職員さんのモチベーションにどうつながるのか、どういうふうにもっと有効に利用すれば、ある意味、職員さんがやる気になって仕事に励めるのか、何かそういったところについては少し答弁の内容が足りないのかなという気がしますので、そこをもう一点お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

**○議長（貴多正幸）** 図司総務主監。

**○総務主監（図司明德）** それでは、鎌田議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の詳細な内容について、もう少し工夫はできないかということやっと思えますけれども、進捗状況、また目標の内容につきましても今は、先ほど申しましたようにかなりはしょって入り口としてつくっておりますが、最初の回答でも申し上げましたように、かなり詳細な進捗状況、また目標もつくっておりますので、その中で議員仰せのとおり表に出せるもの、また、内部的に協議をしている内容もございますので、そこについてはしっかりと内容を仕分けすることによって、町民さんに入り口から入っていただいてもう少し深く関心を持っていただく、ああ、町が今こんなことを考えているのやということが分かってもらえるような内容についてさらに工夫をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

2点目の職員のモチベーションにつきましてもですが、私ども町のほうではいろんな業務、いろんな事業も含めて日々進めているところでございますけれども、それぞれやっぱり自分の担当している仕事が出ていく、それを町民さん、また利用者の方に一定お認めをいただくということが、職員が仕事をする上での大きなモチベーションになるというふうにも思いますので、どれをとということではないですけれども、自分のやっている仕事、担当しているものをしっかり皆さんに知っていただく、そのことを心がけていく、もちろんその中での選択というのはございますけれども、そのようなこともしっかり意識しながら情報発信については取組をしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

**○議長（貴多正幸）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 今、鎌田議員からまたいろんな御提案をいただきまして、ありがとうございます。

この取組につきましては、実は私が民間企業にいたときの代表的な取組手法として、いかに各部門が協力をしながら一つの大きな課題を解決していくかというのが一つのテーマでもあります。もちろん役場の中の各課ごとに持っている課題もありますし、複数の部門が関与しないと解決できないような課題もありますので、どちらかという、行政課題のうち極めて緊急性が高い優先すべき事項で、しかも、複数の課にまたがる事案について、重点施策プロジェクトということで解決をしていこうということでスタートしたところでございます。

ある意味、役場内の仕事をどういうふうに進めるかというのが大きな課題でございましたけれども、それを進める中で今、議員御指摘のとおり、もう少し情報の共有をしたほうがいいんじゃないか、また、町民の方々に分かりやすいように発信したほうがいいんじゃないか、また、議会との間でその内容についてしっかり確認したほうがいいんじゃないかと、こんな要素もあって今に至っております。だから、そういう意味でホームページの活用についても完璧とは思っておりませんので、引き続き改善をするように、分かりやすいようにしていくようにする努力はしていきたいと思えます。

毎年4月に年初のいろんな行事が重なりますので、一旦その辺りも整備しながら新しい項目を再度整理をして、1年かけて進めていこうということで今やっていますので、そういう御理解をいただけたらありがたいなと思うところでございます。それとまた、この重点施策プロジェクトに至らない各課ごとのいろんな課題については、これは我々執行部と各課長等との間で定期的に四半期ごとに1回、お互いの進捗確認をしておりますので、それも進めていこうと。

それと、もう一点おっしゃっている職員とのモチベーションの問題については、やはりこういう形で見える化が図られることで、自分たちの役割とか、やってる仕事の中身とか、求めているものとか、成果をしっかりと外部と共有できるということが一番大きなやりがいにつながっていくんだらうと思うところでございますので、それ以外に何か逆に職員のモチベーションを良い方策的なものがあれば、また御提案いただけたらありがたいと思うところでございます。

以上です。

**○議長（貴多正幸）** 鎌田議員。

**○4番（鎌田勝治）** このホームページが形だけで終わらないように、ぜひ続けて

いただけるようお願いして、私の答弁を終わります。ありがとうございました。

○議長（貴多正幸） 次に、8番、磯部俊男議員の発言を許します。

8番、磯部俊男議員。

○8番（磯部俊男） 令和5年第2回定例会一般質問。8番、磯部俊男。

2問の質問をさせていただきたいと思います。

まず1問目は、竜王町の文化財の保護、保存、調査は。

昨年11月、我が郷土「竜王」の伝統祭事であります山之上ケンケト祭り長刀振りが、風流踊としてユネスコ無形文化遺産に登録された。5月3日には、ユネスコ登録記念式典が開催され、長刀振りの奉納などで多くの見物客を魅了いたしました。

古くより竜王町は、「国宝や重要文化財を多く抱える文化財の宝庫」と呼ばれ、歴史的に由緒ある字名も残されています。町内には、国指定の重要文化財は建造物9件、彫刻8件、工芸物2件、史跡1件、無形民俗文化財1件（ケンケト祭り長刀振り）が存在している。そのほかには、県指定文化財として古文書1件、史跡3件、さらには、町指定文化財が多種にわたり20件指定されている。

上記のように指定を受けているもの及びそれ以外にも町内各地域において伝統行事として守り継がれている文化や民俗芸能等について、次の2点について伺います。

1、詳細な再把握、確認調査や映像等の保存は。

2、現有の文化財の現状確認、記録、修理、修復、保存、保管方法について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（貴多正幸） 知禿教育事業兼生涯学習課長。

○教育次長兼生涯学習課長（知禿雅仁） 磯部俊男議員の「竜王町の文化財の保護、保存、調査は」の御質問にお答えいたします。

文化財は、文化財保護法に規定される有形・無形の様々な文化的資産からなり、その取扱いに細心の注意が必要なものがある一方で、社会の中で適切に活用されることで継承が図られるものもあります。また、有形文化財は一たび破損すると、その価値が損なわれることから、個々の文化財の種類・性質について正確に認識することが求められます。

まず、1点目の「詳細な再把握、確認調査や映像等による保存」につきまして、本町では、町史編さんの際に行った町内における仏像彫刻及び建造物をはじめとする文化財調査で、特に貴重な文化財については町指定とするとともに町史

に記録する等、重点的に保護対象と位置づけ、今日に至っております。この編さん事業やその後の文化財調査で明らかになった成果品については、できる限り竜王町公民館の文化財資料室で保存・管理するとともに、古文書や記録写真については逐次、デジタルデータ化を進めております。また、無形文化財であるケンケト祭りや苗村神社三十三年式年大祭については、映像保存ができていているところがございます。

2点目の「現有の文化財の現状確認、記録、修理、修復、保存、保管方法」に関しては、有形文化財のうち、建造物をはじめ町指定文化財は、文化財巡視員3名を委嘱し、月1回の巡視による現状確認による巡回結果を記録し、修繕・修復等の必要があれば、国・県・町補助金を活用する等して対応に努めております。

次に、埋蔵文化財は、県の定める出土品取扱い基準を踏まえ、町公民館・図書館等の公的施設で保存・保管しております。さらに、防虫・湿度管理等が必要な古文書や美術工芸品については、当町に条件を満たす収蔵施設がないことから、所有者から滋賀県安土城考古博物館等への寄託の仲介により保存管理しています。

将来にわたって貴重な文化財を継承するためには、保存・保管に求められる条件を具備する施設や地域住民が文化財への理解を深めることが必要であると考えますので、引き続き文化財の保護、民俗芸能等の伝承に地域住民の皆さんと連携して取り組むとともに、町といたしましても啓発に努めてまいりたいというように思います。

以上、磯部議員への回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 磯部議員。

**○8番（磯部俊男）** それでは、我が町においても人口減少、少子化・高齢化などを背景としまして、地域コミュニティにおいても数々の課題が山積してまいっておりますし、特に地域に残る伝統行事、無形民俗芸能、さらに祭礼行事の継承、自分たち地域が守り、伝えていく必要性に係る意識の醸成が、少子化での担い手不足などから年々厳しい状況に追い込まれています。改めて伝統行事、無形民俗芸能、文化財での継承と保存に係る取組の重要性が今、非常に高まっております。

同様に、全国的にも文化財の維持並びに継承が極めて困難、また、様々な課題を抱えている状況にあることから、2018年に文化財保護法が改正され、文化財の保護について、他府県において自治体と地域が総がかりでの保存・継承・活用を支えるべく、全国文化財保護活用地域計画に取り組まれているところがありますが、このことについて伺います。

○議長（貴多正幸） 知事教育次長兼生涯学習課長。

○教育次長兼生涯学習課長（知事雅仁） 磯部議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに2018年に文化財保護法が改正されております。その目的につきましては、過疎化、少子高齢化を背景に地域の文化財の滅失・散逸等の課題に対して指定はもとよりのこと、未指定を含めて有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化伝承の担い手を確保し、地域総がかりでその保存・継承に取り組んでいく必要が示されたものでございます。

このことを踏まえまして、国では、全国の自治体である市町村に文化財の保護・保存のみならず地域振興等も視野に入れつつ、関係部局なり、関係機関等も加えて地域総がかりでの文化財保存活用地域計画の作成を促しているところでございます。

この計画につきましては、文化庁の長官が認定すること、してもらうことで、自治体自らがその価値を認めた未指定文化財について、国の登録文化財に提案できること、そして、国の権限の一部を市町村に移譲できるという特例が付与されているものでございます。特に滅失・散逸のおそれがある未指定文化財に対しては、自治体が保護措置を講じたり、創意工夫を加えた活用を行うことで、次世代への継承を図ることが可能となっておりますものでございます。現在、県内では8市町がこの地域計画が認定されているというものでございます。

また、国では、当該計画に基づく文化財を中核に据えた、いわゆる観光拠点の整備、そして、観光資源としての文化財活用の取組に対しても、支援を展開しているというものでございます。

本町におきましても、少子高齢化を背景に、やはり地域の文化財の滅失・散逸等の課題があると理解もしておりますし、地域の宝、町の財産としての文化財の保存・継承に向けた計画作成が必要であるとも認識をしているところでございます。

町といたしましては現在、中心核整備に係る発掘調査に対応しており、これと並行する形で現存の指定文化財に関する基礎資料を整理しておりますけれども、この中心核整備に係る発掘調査が一区切りをする、令和7年度になるわけですが、この令和7年度から計画作成に向けて取り組むということを考えておるところでございます。

なお、作成に当たりましては、教育委員会のもとより、観光資源としての活用

も含んで観光振興部局等とも連携し体制を整えた上で、関係団体等とも交える中、地域総がかりによる地域計画の作成を目指していきたいというように思いますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

以上、磯部議員への再質問の回答とさせていただきます。

○議長（貴多正幸） 磯部議員。

○8番（磯部俊男） 積極的な前向きな回答をいただきまして、安心しました。

竜王町は、今まさに中心核整備構想の下、10年後、また30年後の将来を見越した事業展開が進められており、最重要課題として計画に、長期構想の下、町政が今進められております。

しかし、夢ある竜王町の将来展望の達成は言うまでもなく、釈迦に説法ですが、今日の竜王町を築かれ、支えてこられた方々が受け継がれたこれらの伝統文化の尊い財産は、未来構想とともに後世にしっかりと守り、受け継がなければならない町民の使命でもあります。今できることからできる限り、回答いただきました、計画性を持ってしっかりと進めていただきますようお願い申し上げます。

これをもって質問を終わりたいと思います。

○議長（貴多正幸） 次の質問に移ってください。

○8番（磯部俊男） 2問目の質問です。

新型コロナウイルス感染症の今後は、ということをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、初発感染から約3年半が経過し、5月8日に、感染症法上の危険度分類を季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられました。

ようやく新たな感染者数の著しい減少の状況も認められ、5月5日にWHOが緊急事態宣言を解除しました。このような中で、5月の連休を境に海外からの来訪者や我が国における国内旅行者も急激に増加しています。

併せて、マスク着用の判断についても、政府から個人の判断に任せるとの方針があったことから、状況は一転してアフターコロナに変化しています。

政府は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減少傾向にある中でも、いまだ感染が発生しているということから、さらに今後も感染が継続する見込みから、今年度におけるワクチン接種は国の負担の下、実施すると決定しました。

そこで、春期ワクチン接種が開始され、65歳以上の高齢者のワクチン接種について伺います。

○議長（貴多正幸） 西村健康推進課長。

**○健康推進課長（西村忠晃）** 磯部俊男議員の「新型コロナウイルス感染症の今後は」の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、令和5年度においても引き続き特例臨時接種として位置づけられ、接種事業が継続されています。主には、初回接種を終了した65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象とした春開始接種と、初回接種を終了した5歳以上の全ての方を対象とした秋開始接種を実施することとされています。本町における春開始接種につきましては、約3,700人を接種対象者として想定し、これまでの接種事業と同様に、町内医療機関の御協力の下、町公民館を会場とした集団接種及び町内医療機関等での個別接種を実施し、事業を進めています。

御質問にあります65歳以上の高齢者のワクチン接種率は、6月11日現在50.8%であり、1,726の方が接種を終えられています。接種率の水準としては、県内市町においても2番目に高いものとなっています。秋開始接種につきましては9月頃を予定し、対象者数を約9,400人と想定しているところであり、希望される全ての方が接種できるよう準備を進めていきたいと考えております。

また、ワクチン接種と併せて国、県と連携し、適切な感染対策等を実施することで、町民の方々の安心安全な生活につながる取組を進めていきたいと考えております。

以上、磯部議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 磯部議員。

**○8番（磯部俊男）** 感染症が収束傾向、マスクはあのような形になっておりますし、ワクチン接種は実は低下するんじゃないかと推測しておりますけれども、結果がありますように、高齢者はやっぱり重篤化することと死亡率にもつながっております。

それで今、伺いましたら、11日までの現在、確か先週で一旦終了したように伺っております。こっちのほうで集団接種の形と町内での結果ですけれども、やっぱり集団免疫ということから考えると、高齢者ですけれども、通常的に6割が一つの大きな目標として置かれているんじゃないかと思うんですけれども、分かる範囲内で結構です、今現在約1,700人という数字を聞きましたが、6割だと2,200人ぐらいかなと思っておりますが、この数字について達成率をまとめておられれば教えていただけますか。

○議長（貴多正幸） 西村健康推進課長。

○健康推進課長（西村忠晃） 磯部俊男議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、集団接種につきましては、磯部議員がおっしゃったとおり先週で終了いたしましたして、一旦は接種につきましては終えております。個別接種につきましては今週、来週と続くわけでございますけれども、一旦数字といたしましては集計中でございます、現在持ち合わせているのは6月11日現在というところでございます。

ただ、接種につきましては、集団接種およそその日の大体7割、8割といったところでの接種をいただいているところでございますので、おおむねそのような数字で上がってくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（貴多正幸） 磯部議員。

○8番（磯部俊男） 7割程度を目指すということで、接種に係る予約含めて大変な御苦勞を担っていると思いますし、今言いましたように県下で2番という、この段階でこのような結果をいただいていることについては感謝を申し上げますとともに、また医療関係者、さらにボランティアの方がたくさん集団接種に関わっていただきまして、この御苦勞に対して感謝を申し上げるものであります。

しかしながら、全国的には感染者は少なくなっておりますが、やはり地域によっては感染者数が増加しているところ、今までにない発生率を出しているところもあります。日本の場合はワクチン免疫になっておりますので、海外のように実際に感染抗体ではないので、そこら辺が日本の弱さでもありますが、ワクチンによる方向を定めた国の中でのまとめについては仕方ないと思います。

まだまだ予断が許さない状況にあると思いますが、感染状況等につきましてはさらに情報収集に努められていただきまして、まず今できることは、今日も言われていますように自らが3密対応をしっかりと守るということとともに、マスクについても自分の判断をもって、自分は自分で守るが一番の原則だと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

また、報告されましたとおり、今後、秋期が9、700名の12歳から64歳ということ、この発生状況によりますけれども、引き続き予約等の形を進めていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

あとにつきましては、（個人情報のため、一部秘匿）形で現れない後遺症の方々がたくさんおられるように新聞等でも聞きますし、また、これらの方々につ

きましては、これも行政じゃなくて町内の医療関係者の先生方との御協力の下ですけれども、こういう相談についても親切に対応していただければと思います。

さらに心配事ですけど、近年特にコロナをはじめとしまして、季節性インフルエンザも季節外れで春にコロナと同時に発生して、あえんぼも患者数で外の駐車場がいっぱいになるような状況もあったということとともに、带状疱疹、はしかといったウイルスの攻撃が近年かなり高まっていると思いますので、これらについてもワクチンがあります。ワクチンであれば重症化を防げる、感染を防げるという形があります。ただし、このワクチンについては経費負担があります。この方々の苦労は長期にわたりますので、これは要望となりますが、住民の安全と安心の健康の保持のためには、これらワクチン接種、非常に高価なものなので、独自の支援・助成についての考え方も前向きに検討し、取り組んでいただきたいと思います。

これをもって質問を終わります。

**○議長（貴多正幸）** この際、申し上げます。ここで午前10時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時30分

**○議長（貴多正幸）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、大前セツ子議員の発言を許します。

7番、大前セツ子議員。

**○7番（大前セツ子）** 令和5年第2回定例会一般質問。7番、大前セツ子。

学校給食費無償化は。

物価高騰による学校給食費などの保護者負担軽減支援について、交付金を活用しての取組の方向性が文部科学省より示されています。本町でも最大の施策として位置づけられている子育て支援、次世代を担う若者の定住促進、食育の充実等が推し進められている中、保護者からは、学校給食費保護者負担は大変だとの声を多く聞いています。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

- 1、全国自治体の学校給食費無償化実施状況は。
- 2、県内における実施状況は。
- 3、本町の現時点での方向性は。

以上です。

○議長（貴多正幸） 町田教育総務課長。

○教育総務課長（町田啓司） 大前セツ子議員の「学校給食費無償化は」の御質問にお答えいたします。

まず1点目の「全国自治体の学校給食費無償化実施状況は」でございますが、文部科学省が平成30年度に発表した調査結果では、小学校・中学校ともに無償化を実施している自治体数は76となっています。その後、国によるこのような調査は行われていませんが、報道機関の情報によりますと、令和4年度で約250の自治体が無償化を実施しており、全国の自治体数約1,700から考えますと、約15%の自治体で無償化が行われていることとなります。

次に、2点目の「県内における実施状況は」でございますが、令和5年4月時点で小学校・中学校ともに無償化を実施している自治体数は3つ、小学校のみ無償化が1つ、中学校のみ無償化が1つとなっており、そのほかに3人目以降は無償とする等の一部無償化を実施されているところもございます。

最後に、3点目の「本町の現時点での方向性は」でございますが、給食費無償化は子育て支援や次世代を担う若者の定住促進等につながるものと認識しております。しかし、これを実現するには、毎年約5,000万円を必要とすることから、町の財政には非常に大きな負担となるものであり、現時点では町費による各種講師、支援員等を町内4校園に配置し、一人一人の子どもがキラリと輝くきめ細かな教育を行うための人的配置等を重視しているところです。

なお、学校給食費の無償化は行っておりませんが、物価高騰による影響を保護者の皆様に負担していただくことのないように、今年度も一般会計から学校給食事業特別会計への繰出金300万円を予算計上しており、また、平成27年度以降給食費は据え置いております。

今後も、学校給食を含め、子どもたちにとって安全・安心で保護者の皆様に満足いただける教育環境を整えられるように取り組んでまいりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、大前議員への回答といたします。

○議長（貴多正幸） 大前議員。

○7番（大前セツ子） 竜王町の学校給食が始まったのは、昭和42年、「あったかごはん給食」や地元産野菜などを使っての給食は他市町に誇れるもので、多くの卒業生が懐かしく、そして、今でも食べたいと思う給食として今日まで続いています。今も町の教育重点目標の1つに「食育の充実と安心安全で特色ある学校

給食の提供」とあり、四季折々の食材で栄養バランスを考えた数々の献立は、給食開始以来、子どもたちの健康な体づくりに大いに役立っていて竜王町自慢の取組であり、保護者の方もとても助かっていると喜んでおられます。

とはいえ、このところのコロナ禍や不安定な国際情勢を背景に様々な物価高騰が続いている中、支援を必要とされる保護者には就学援助費の給付も行われていますが、その対象でない保護者の方や兄弟が多い多子家庭で子育てをされている保護者の方々にとっては、給食費の負担も大きいと聞いています。国が示す交付金を活用しての対応は、一時的な対応はできても、継続となると課題が大きいとも思われます。

そんな中でも無償化を実施している自治体は全国ではまだ少数とはいっても、年々増加してきているのも事実です。町長が日頃から力説されています少子化対策、子育て支援、若者定住促進に大いに弾みのつく政策だと思われます。多くの自治体が無償化をされてからの判断では遅いと思います。

そこで、西田町長にお伺いします。ぜひとも今、何とかせんとあかんという力強い意思表示と行動が大切と思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

**○議長（貴多正幸）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 御質問ありがとうございます。せっかくの機会でございます、まず子ども政策につきまして少し補足をさせていただきながら、大前セツ子議員の御質問、学校給食無償化に対してお答えいたしたいと思えます。

私、町長といたしまして、なすべき最大の課題は、安心安全のまちづくりが1点、それから、少子高齢化・人口減少からの脱却をどういうふうに図っていくのかというのが2点目でございます。

そのために、ハード面で申し上げますと、日野川等の改修を今進めておりまして、安全を確保しているという状況でございますし、また、町内工業団地等に優良企業を誘致いたしまして税収の増を図るとともに、多くの人々が働いてみたいと思っただけの仕事の場所をつくり出しているところでございます。これもまた有効な人口増加策だと考えています。また、町内外から多くの方に住みたいと思っただけのような、町の中心部分に教育施設を中心に居住ゾーンを含む利便性の高いゾーン整備を行うことで、これがまさしく今我々が考えているコンパクトシティ化構想なんですけれども、それをしっかりと進めているところでございます。

他方、皆様も感じておられると思いますが、我々が子どもの頃は、約180名

から200名の子どもが1学年いました。それが、実は昨年の実数を見ますと56名でございます。200名が56名ということは3割以下になっていると、これが今の少子化の現状でございます。そういう意味で、子どもたちの数をどう増やしていくのかと、また、若い人たちのどう住み着いてもらうのかというのが今、少子化対策の一番の課題でございます。

そういう意味で今、御指摘をいただきました、竜王町の中には自然環境、非常にレベルの高い丁寧な教育も行われていると自認しておりますし、また、緑と文化のまちで、こういう自然環境の中で、今のお話じゃないけど、おいしいお米も野菜もそういうものを食べて子育てをしていただける、そういうものを進めたいというふうに考えているところでございます。

そういう意味で子どもの医療費の無償化については、もう中学生までは無償化を進めております。それ以降、どうしていくんだという中で、国が今、皆様もいろいろなところでお聞きになるように、こども家庭庁というものを設置し、児童手当、給付金、また子育て世帯への支援など、異次元の少子化対策についてパッケージで立案・企画をしているところでございます。

我が竜王町におきましても、今ほど申し上げたとおり、いわゆる国も岸田総理がおっしゃってますけど、この時点を底にしないと、本当に国全体の発展というのは図られない、そんな決意で国も今取り組んでくれているところでございます。そういう意味で我々も、竜王町の中におきましても、この4月から健康推進課内にこども家庭支援室というものを作りまして、国県の動向等も注視しながら取組をしっかりと進めていこうと今、取り組んでいるところでございます。

そういう中で、今ほど御提言いただきました学校給食無償化ということにつきまして、今担当課が申し上げましたとおり大変厳しい財政状況で、全対象者、小学生、中学生、また認定こども園の園児全員に無償化をしますと、最大約5,000万円かかるということでございます。

一方、今の医療費無償化、中学生までは2,700万円、約3,000万円弱です。これをまた一方いろんな取組がありまして、給食費をどうするかということに加えて、医療費の18歳、高校生までの延長というのもまた課題でございます。また一方、今、ゼロ歳、1歳、2歳の子どもたち、これは園児の子どもですけれども、その保育料の無償化というのもまた議題に上っています。

そういう意味で私は、この竜王町に1人でも多くの若い世帯が移り住んでくれる、また、町外に出ている町内生まれの皆さんがまた竜王町に戻ってきてくれる、

そういう対策のためにコンパクトシティ化構想も推進していますし、もう一点、この子育て支援というのもやっぱり強化していく必要があるんだろうという思いを持っておりまして、もちろん財政上大変厳しい状況ではありますが、一定の財源をしっかりと確保しながら、まずは、御提言いただいている子育ての中でも給食費についてはいろんなパターンがあると思います、一気に今申し上げたとおり、全対象者を実行すれば5,400万円というような金額になるわけですけど、それを例えば、じゃあ小学生からやりましょうとか、中学生からやりましょうとか、また、場合によっては第3子以降からやりましょうとか、そういうような工夫もしながら、また所得制限も考えながら、まず給食の支援をしていくということを検討していきたい、そういうふうに思っております。そのことによって、やはり住む人を1人でも多く、今の60人を割ってしまったこの状態を改善していきたいと思っております。

そういう意味で、先ほど申し上げたとおり、18歳までの医療費無償化の拡大、また、ゼロ歳、1歳、2歳の保育料無償化、それから、もう少し抜本的に今、我々執行部のほうでも検討し、近いうちにまた議員の皆様にも御相談する、いわゆる抜本的なもう少しダイナミックな子育て支援策についても御提言し、できるだけ早く実行できればと思うこともございますので、併せてそういう取組を進めていきたいなと思っております。

いずれにしても、大前セツ子議員の御提言については、その実行する方向で、ただ、やり方は少しいろいろ工夫しないと、一気に5,000万円をどうするかという話もありますので、そこは工夫を考えながら実施する方向で取り組んでいきたいと思っておりますので、いずれにしてもこれも、我々が企画・検討したものについて、議員の皆さんに予算化を認めていただくことが必要でございますので、今年度、できれば12月ぐらいまでに成案をまとめ、それを次年度から実行できるような形にしていきたいと思っておりますので、御理解と御支援をいただきますようお願いをして、回答といたします。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 大前議員。

**○7番（大前セツ子）** 西田町長、今後の最優先課題として検討していただけるということで今、これを聞かれている保護者の方や、これから出産を考えている皆さんの笑顔が見えるようです。どうぞ今後ともよろしくお願いいいたします。

保護者の皆さんにとっては、医療費の無償化に加え給食費の無償化は、これから子育てをしていく上でも長期的な支援であり、まさに「子育てするならやっぱ

り竜王町」と言える施策だと思います。実施されるようになれば、私たち議員も大いにアピールしていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

**○議長（貴多正幸）** 次の質問に移ってください。

**○7番（大前セツ子）** 次に移ります。

投票率向上に向けた取組は。

令和5年4月9日投開票された滋賀県議会議員一般選挙の県内投票率は、前回平成31年の43.13%から、今回は42.51%と4回連続で過去最低を更新していますが、本町は53.12%と前回よりも上がっています。

今回、一番身近な選挙となる竜王町議会議員選挙が、今年の9月17日投開票されると公表されました。令和元年9月の投票率は70.68%で、町民が自分達の代表者を選ぶ選挙だけに、近隣市町の50%台に比べ関心度も高い投票率となったと思われます。全国的には投票率低下傾向と言われている中であって、商業施設などの期日前投票所の設置を含め、さらなる投票率向上に向けた新たな取組への考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

**○議長（貴多正幸）** 寺嶋選挙管理委員会書記長。

**○選挙管理委員会書記長（寺嶋 要）** 大前セツ子議員の「投票率向上に向けた取組は」の御質問にお答えいたします。選挙啓発等に関する御質問でございますので、選挙管理委員会書記長としてお答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、選挙の投票率は全国的に低下傾向と言われており、一般的に政治に対する関心の低下等が原因として挙げられています。しかしながら、選挙は民主主義の基盤であり、政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であります。主権者としての意識の確立に努めるとともに、投票率の向上を図ってまいりたいと考えます。

これまでも取り組んでまいりましたが、投票参加の呼びかけといたしまして、町内商業施設での街頭啓発や広報車による巡回啓発、防災行政無線・しるみる竜王・ホームページ等による啓発を行います。また、新有権者及び二十歳を迎える方への啓発として、メッセージカード、啓発冊子等を配布し、政治や選挙に対する意識の高揚を図ってまいります。

町内小中学校への啓発につきましては、選挙啓発ポスター、標語等を募集し、低年齢からの選挙に対する意識の高揚を図ります。また、模擬投票を行うなど、教育委員会とも連携しながら若い世代への啓発も実施してまいりたいと考えます。

商業施設などへの期日前投票所の設置につきましては現在、町総合庁舎1階町民室へ期日前投票所を設置しており、期日前投票をされる有権者が増えてきておりますことから、現状の投票所で問題はないと考えております。

しかしながら、投票しやすい環境を整備することは、大変重要であることと認識しております。

いずれにしましても、有権者の選挙への関心を促し、投票率のさらなる向上に向けて、これまでの取組を継続するとともに、他市町の事例も参考にしながら効果的な取組について研究してまいりたいと考えますので、議員各位の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、大前議員への回答とします。

**○議長（貴多正幸）** 大前議員。

**○7番（大前セツ子）** 全国的な近年の傾向としては、期日前投票をされる方が多くなっているということですが、投票日当日の投票から期日前投票に流れているということだけであり、投票者数の増加につながっているというわけでもないようです。本町の投票率は他市町よりも高いですが、あと少し投票者数を増加させるために何が必要でしょうか。

当日だけでなく期日前投票ができ、投票の機会は広まりましたが、期日前投票はわざわざ役場まで行かないと投票できません。投票率の向上を考えるならば、これまでの投票していなかった有権者が投票しやすい環境が必要と思います。そういう意味では、「わざわざ」ではなく「ついで」の発想で、住民の生活動線に沿った投票所を設けることが一番と考えますし、商業施設内に期日前投票所を設置することで、より多くの人の投票につながると思います。

また、選挙権が18歳に引き下げられ新たに有権者となったこの年代では、選挙への関心は低く、投票行動につながらないとも言われています。その意味でも、家族や友人と一緒に買い物、そのついでに投票もという環境づくりも必要と思いますが、商業施設内への期日前投票所設置についてどうお考えか、再度お伺いたします。

**○議長（貴多正幸）** 寺嶋選挙管理委員会書記長。

**○選挙管理委員会書記長（寺嶋 要）** 大前議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

期日前投票につきましては、先ほど大前議員から言われましたように、投票日当日の投票から期日前に流れるということで、竜王町の投票率につきましては、令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員の投票率で見ますと、全体の4割が期

日前投票のほうに行かれているというような状況でございます。

議員御質問の、商業施設内に期日前投票所を設置することにつきましては、役場の前の商業施設への設置と理解しておりますけれども、現在、役場のほうで期日前投票所を設置しております、もう一か所というようなことですが、役場と商業施設の距離がかなり近いということで、あまり大きな効果が見込めないのかなと考えております。他市におきましても同じような商業施設の中で期日前投票所を設置されておりますけれども、一定の距離があつて効果があるのかなということも考えております。

また、投票所のスペースの確保であったり、人員の確保など、これからいろんな課題もあると認識しておりますので、現時点においては、商業施設への投票所設置は考えておりませんが、議員の御意見、また、アイデアも踏まえさせていただきながらでございますけれども、1人でも多くの有権者が、先ほどの答弁でも申しましたとおり、選挙・政治に関心を持っていただけるような取組について、また選挙管理委員会のほうでも議論・研究してまいりたいと思いますので、引き続き御指導のほうお願いいたしまして、再質問への回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 大前議員。

**○7番（大前セツ子）** 全国的に投票率の低下が言われている中、竜王町は、近年の国政選挙や知事選挙において県下で一番高い投票率となっていて誇らしい限りです。そして、今年の9月には、町民の声の代弁者を選ぶ最も身近な選挙であります町議会議員選挙が予定されています。有権者の立場からは、立候補者の訴える政策や所属政党はもちろん、天候、体調など、投票行動に影響すると思います。また、家族や友人、さらにはインターネットやSNSからの情報も、少なからず影響を受けることでしょう。もちろん私たち議員の立場からも、有権者の皆様へ、棄権せずに投票に行ってくださいと呼びかけることも重要なことだと思っておりますし、そのことによって住みやすい竜王町に近づければと思っております。

本町でも実施されているようですが、近隣の自治体も投票率向上を目指し、若者へのメッセージカード送付など、新たな取組が紹介されておりました。県下一の高投票率に甘んじることなく、さらなる投票率向上に向けて可能な限りの取組を引き続きお願いいたしまして、質問を終わります。

**○議長（貴多正幸）** 次に、3番、福田優三議員の発言を許します。

3番、福田優三議員。

**○3番（福田優三）** 令和5年第2回定例会一般質問。3番、福田優三。

下水道管整備を行った農道の状況は、について質問いたします。

令和8年に殿村下水処理場の廃止予定に伴い、現在、綾戸地先の農道に下水道の圧送管の埋設を計画していると聞いております。ほかの地域の農道では、既に下水道の圧送管等の埋設工事が完了したところもあると聞いております。

万が一、下水道の本管や圧送管が詰まったり、破損したりした場合は、早急に復旧工事が行えるよう、下水道の本管や圧送管は町道や県道等に埋設されているほうが都合が良いと考えますが、次の2点についてお伺いいたします。

1、現在、下水道の本管や圧送管が埋設されていて、町道に認定されていない農道等は幾つあるか。

2、万が一、農道を通っている下水道の本管や圧送管が詰まったり、破損したりした場合の対応は。また、どのような対応を検討されているのか。

**○議長（貴多正幸）** 森岡上下水道課長。

**○上下水道課長（森岡道友）** 福田優三議員の「下水道管整備を行った農道の状況は」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「現在、下水道管の本管や圧送管が埋設されていて、町道に認定されていない農道等は幾つあるのか」につきましては、町内の下水道管渠は、令和4年度末現在において、延長109キロメートルとなっており、その管渠については、道路の種類を問わず、安全かつ効率的に下水道事業を運営できるルートに布設しております。下水道事業の観点からは、県道、町道、農道等の道路の種類別に管理していないため、道路の種類別の延長は把握できていないのが現状でございます。

次に、2点目の「万が一、農道を通っている下水道の本管や圧送管が詰まったり、破損したりした場合の対応は。また、どのような対応を検討されているのか」につきましては、下水道管渠の詰まりが頻繁にあるわけではございませんが、農道に限らず下水道管渠が詰まった場合は、詰まりを解消するための高圧洗浄作業により対応しております。道路陥没などによる下水道管渠の破損につきましては、現在のところ、町内においては発生しておりませんが、万が一、管渠が破損し、汚水が排水できなくなった場合は、掘削により管渠を修繕することとなります。

なお、下水道管渠の詰まりや破損が発生した場合は、できる限り下水道利用者の日常生活に支障を来さないよう、早急な下水道機能の復旧に向けて対応してまいります。

以上、福田議員への回答といたします。

○議長（貴多正幸） 福田議員。

○3番（福田優三） 上下水道課からの答弁ということで、少し残念な気がいたします。町長が先ほど、各課にまたがって課題を解決していく姿勢というのをおっしゃってたんですけれども、ちょっと親切な回答じゃないかなというふうに思います。

私が聞きたかったのは、この農道に下水道の管が通っているというところでございます。もちろん下水道の管を管理しておられるのは上下水道課だと思うんですけれども、やはり道路管理者としての立場は建設計画課、農道に関しては農業振興課になるのかなというふうに思うんですけれども、再質問でお伺いするのは、この建設計画課、農業振興課になるのかちょっと分からないんですが、道路管理者としての立場から、下水道や本管、圧送管が埋設されている町道に認定されていない道路と把握されているのかどうかと、農道に通っている下水道が詰まったり、破損したりした場合の道路管理者としての対応をどのように検討されているのか、この辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（貴多正幸） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 福田議員の再質問にお答えいたします。

農道となっている道について、財産管理としましては法定外公共物管理条例によるところもございますので、その点につきまして私のほうからお答えいたします。

農道とか里道とか下水道管につきましては、同じ町管理ということにはなるんですが、下水道管につきましては、道路管理者が管理する道路施設という扱いではなくて、占用物件という扱いになっております。ですので、例えば下水道管を新たに農道なり里道なりに埋設されるということになった場合は、法定外公共物管理条例の手続が出てきますので、その中で町としましては、上下水道課、農業振興課、建設計画課のほうでやり取りを行うという形になります。

そうしまして、その手続の中で道路管理者側としても、ここに下水が入るとか、そういったことは事前に把握をしながら進めさせていただくということになりますが、その下水道管、例えば全体としてどこにどうあるかというのを一括して管理しているというわけではございません。実際にトラブル等が発生した場合には、上下水道課を中心に対処を行うということになりますので、その辺りは連携をしながら、また地元のほうとも連携をさせていただいて対応を行っていくというこ

とでさせていただいております。道路管理者側の役割としては、地域等とのいわゆる交通整理を行っていくというところで対応させていただくという形になりますので、よろしくお願いいたします。

福田議員の再質問の回答といたします。

○議長（貴多正幸） 福田議員。

○3番（福田優三） 農道は、そもそも農家の皆さんの共同減歩でできているもの、農家にとっては、農道というのは自分たちの道ということで管理をされているということだと認識しております。

それとは対照に、町道にそうやって下水道が入っている場合は、町の権限でというか、管理主体は町になるんだろうと思うんですけども、実際この管理主体、農家が管理している農道の下に公共のものが入っているということ自体がやっぱりまずいというか、管理主体、言うたら壊れたときに直すときの責任は一体誰が取るんやと。例えば農道の下に入っている管が壊れたときに、例えば地盤沈下したり、そのときの責任の問題ですよ、そういうのがややこしくなるんじゃないかなというふうに思うんです。

やはり農道にそういう公共のものを入れる場合は町道に認定するとか、管理主体をはっきりさせたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、例えば公共のものを入れたときには農道を町道に認定するとか、そういう町道の認定についてどのような考えを持っておられるか、お聞きしたいです。

○議長（貴多正幸） 井口産業建設主監。

○産業建設主監（井口清幸） 福田議員の再々質問に回答申し上げたいと思います。

農道と町道の違いにつきましては、当然用途が異なりますので、農道は、当時竜王町の場合は、昭和50年代から全町ほ場整備なり団体事業等々で基盤整備と併せて農道整備が行われてきましたので、基本的には農業を営む上での占用的な道路ということでございますし、また町道については、一定土地利用の中で農道とは違う開発的な、いろんな許認可等も含めて1ランク上といいますか、管理をもう少し明確にする意味で町道認定をしておるといようなところでございますので、今議会でも一部町道認定のお願いをしたところでございますけれども、今回の福田議員の質問にございます農道に関しましては、用途としては先ほど福田議員がおっしゃったように、用途が農業で占用的に使っていただく道路でございますので、今回について、下水道管の埋設によって新たに町道認定をする予定は現在ございません。

管理につきましては、当然横断的に町道は建設計画課、農道は農業振興課と庁内ではそのような区分けをしておりますけれども、管理については町道も農道も基本的には町が行いますので、そこに埋設されております管については公の管でございますので、先ほど上下水道課長が申しあげましたように、何か課題があったときについては町が責任を持って行うということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 次に、9番、小西久次議員の発言を許します。

9番、小西久次議員。

**○9番（小西久次）** 令和5年第2回定例会一般質問。9番、小西久次。

農業版少子化対策の取組は。

6月2日に人口動態統計が発表され、人口自然減79万人、少子化が進み昨年は77万人の出生、出生率も最低の1.26人（滋賀県1.43人）となり、国では児童手当の拡充等若者世代への経済支援を強化されているところであります。

農業の世界も「少子化対策（担い手不足）」は待ったなしであり、20年後には現在よりも相当少ない経営になると報じられています。家族経営には経営継承に課題が多く、規模拡大の進めやすい法人経営体に離農の受け皿の役割が大きくなっていくように考えます。法人経営が進むことは理解できますが、家族経営がなくなることにより、地域への意識・集落機能の保全ができるか心配するところでもあります。

そこで、担い手（若い世代）の所得を増やすことも必要であります。大規模農家（大規模経営）・小家族農家（家族経営含）についても、切れ目のない支援が必要であると考えます。

昨年6月の定例会において、今後の竜王町農業の在り方について質問を行いました。町としては、国の基本政策に基づき、計画策定や実施計画に基づき集落での話し合いを進め支援していくとのことでありましたが、次の4点について伺います。

- 1、町としての現在の支援状況は。
- 2、担い手不足に対する考え方は。
- 3、今後の対応策は。
- 4、基幹産業である農業についての基本となる考えは。

以上についてお願いいたします。

**○議長（貴多正幸）** 富家農業振興課長。

○農業振興課長（富家和典） 小西久次議員の「農業版少子化対策の取組は」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問の「町としての現在の支援状況は」につきましては、集落での話合いに対する支援として、2つの取組を令和4年度から実施しております。

1つ目は、集落営農活性化プロジェクト促進事業への取組支援でございます。本事業は、集落営農の活性化に向けた話合いを基に、ビジョンを集落で策定し、これの達成に向けて人材育成や高収益作物の試験栽培、共同利用機械等の導入に取り組むもので、国が令和4年度に新設した補助事業でございます。本町では令和4年度に4集落が採択され、さらに令和5年度に1集落が追加で採択され、現在5集落で取組されており、県内では最多の取組数となっております。

2つ目は、実質化した「人・農地プラン」の策定支援でございます。本年3月に新規で認定された集落については、策定に向けた集落の話合いに参加し、支援をさせていただきました。特にこの集落においては、次世代を担う若い方が話合いに参加されていたことや5年後、10年後の目標地図を作成していただいたところであり、本年度から始まる地域計画の策定に向けたモデル集落となるように支援させていただきました。

2つ目の御質問の「担い手不足に対する考え方は」につきましては、これについて2つの考え方を持っています。

1つ目は、担い手農家への農地の集積集約を進め、効率的な農業を展開し、経営体当たりの面積を拡大することにより、担い手不足とならないようにする考え方です。また、集約化が進んだ段階で、ほ場の大区画化等や水管理の自動化などインフラ整備を検討し、より効率的で大規模な農業の展開を検討してまいります。

2つ目は、小規模な家族経営も含めた考え方として、竜王の農村文化や暮らし、風景を守ることにつながる「1経営体1ha農業」の維持に向けた取組推進です。道の駅の直売所や学校給食への出荷など、意欲が湧く仕組みを構築することで、農業のやりがいや所得の向上を図り、農業への取組継続を図ってまいります。

3点目の御質問の「今後の対応策は」につきましては、各集落で将来の農業の担い手や農地利用を話し合っただき、10年後の目標地図を含めた地域計画の策定を推進してまいります。令和6年度末までに27の全ての農業集落での策定を目標としており、令和4年度に人・農地プランで10年後の目標地図を作成された集落や集落営農活性化プロジェクト促進事業に取り組む集落など、既に話

合いを始めておられる集落などを先進モデルとし、ほかの集落へも波及する取組を行う予定です。

また、家族経営農家も含めた取組としましては、町内の農産物直売所への出荷促進を目的に、ビニールハウス栽培に向けた誘導策として、魅力ある農業の創生事業補助金を拡充しました。直売所が他産地から入荷している農産物を竜王産にしていくことを考えており、小規模でもやりがいを持って取り組んでいただけるよう、関係機関と協力しながら対策を講じてまいります。

4点目の御質問の「基幹産業である農業についての基本となる考え方は」につきましては、本町農業の30年後の将来を見据え、10年間で取り組む基本的方向性について、農業振興ビジョン基本構想の中で5つの戦略を示しております。

戦略の1つ目は、担い手に農地が集まり、魅力的な仕事として継続・向上できる「プロフェッショナル農業」、戦略の2つ目は、農業者だけでなく、非農業者や事業者、農業に関心のある方などの交流が進み、地域経済を活発にする「観光・6次化農業」、戦略の3つ目は、農業や農村文化、食を通して健康で心地よく暮らせるなど、町民の幸福度が向上する「地消地産・健康農業」、戦略の4つ目は、農村集落の活動が維持されることにより、竜王町の原風景や環境を守る「土地利用型農業」、最後に戦略の5つ目は、バイオマス産業都市構想の実現を目指すなど、未来を先導する「循環型農業」です。

これらの戦略に基づき農業振興を図ってまいります。また、大規模経営や家族経営も重要な農業の担い手として位置づけておりますので、農業振興ビジョンの方針に基づき支援をしてまいります。なお、農業振興ビジョンの実施計画につきましては、今議会会期中に概要を御説明し、次回議会にて詳細を御説明します。

以上、小西議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 小西議員。

**○9番（小西久次）** 今回につきましては、町としての具体的な考え方を、詳細の回答をいただきました。

そこで、再質問を何点かお願いしたいと思います。

最初の回答の中で、令和4年度4集落、令和5年度1集落のビジョンの取組、それから、人・農地プランの取組についての具体的な集落名を明記してください。

それから、基本的に農業を進める上におきましては、国県町の支援なしでは行えない実態がありまして、国の事業施策におけます町の取組の支援としての説明がありましたが、先ほど申されましたように、国の補助事業を受けようとする、

先ほどの4集落のビジョンの中にもかなりハードルが高い、やはりなかなか難しい面が出てきております。特に集落営農や小規模農家にはハードルが高く、問題があるように感じますけれども、町としてその辺についてどうしてもクリアできない問題、農業振興課ではいろいろなもので指導等もしていただいております、それに見合うような制限を受けるのは実態でございます。この辺についての考え方をお伺いしたい。

それから、先ほどの回答の中に町としての考え方として、農地集積によります大規模農家と小規模農家のすみ分けを行い、町を守るというような御回答でございました。「1経営体1ha農業」、直売所や学校給食、集荷等でありますけれども、現実を見ると大変厳しいように思います。

といいますのも、実は4年前に竜王町の農産物を学校給食にしてくださいというふうに私は質問させていただきました。そのときに、学校給食組合があり高齢化になってきていると、かなり難しい、だから、農事組合法人でもしていったらどうかというお話がありましたけれども、なかなか進まない。これは、やはり竜王町の作物を地消、いわゆる町で使う、かなり良いことだと思うんです。しかしながら、そのとき感じましたのは、やはり中学校1つと小学校2つとこども園が使う食材について、なかなか竜王町として集まらないということもお聞きしました。

これは、やはり生産者がなかなか育たないという後継者問題もあると思うんですけれども、そういうことだと思うんです。それと同時に、回答の中にありましたように、道の駅でも販売するような直売所をつくったというのは、これは道の駅をしたときに、竜王町の高齢者の方や地元で作ったものを売って、少しでも町の活性化につなげようということで道の駅が2つできたという経過がございます。これにつきましても現在、高齢化が進み、かなり問題になっているような状況でございます。

その中で、やはり県の普及所もそうですけれども、JAとか、また町として、ある一定農家に対する営農指導というのがやっぱり必要じゃないかなというふうに考えております。そういうようなことに関しまして、町としてどう思われているかなということもお聞きしたい。

それから、実は農業の基本的な考え方ということで、竜王町農業振興ビジョン基本構想について、10年間の取り組む方向ということで今年の2月に、公民館とJAに私も参加させてもらいましたけれども、農業者の皆さんやら役員に説明

をされました。

しかしながら、理解についてはもう少し、先ほどいろんな戦略を申されました、1から5までこの資料に書いておられますけれども、なかなか難しく理解に苦しみました。そういうようなことで、これが最終的には基本構想が昨年度でつくられて、そして、令和4年で実施計画をするよということ为先ほど回答の中にありました。議会でまた説明し、町民の皆様にも報告するというので、恐らくは令和4年度ですのででき上がっていると思えますけれども、その実施計画をやっぱり町民の皆さん、また農業者の皆さんにもきちっと説明をする必要があるんじゃないかということで、先ほど説明するというのでございますけれども、町民の皆さんに、議会にこれをしたらそれでいいのか、また、営農組合長との会議でしたらいいのかということをお聞きしたい。

それから、農地全体の地域計画についても、ビジョンの会議で説明を受けました。集落で話し合いをして、そして、令和5年度末、遅くとも令和6年度末には策定するというふうな国の施策でもありますし、町としても行うという考え方です。

これを以前の農業ビジョンのときに基本計画の説明も、農業振興課が参加されて説明をしていただきました。しかしながら、この間の予算委員会の中でも、6月28日に地域計画の会議をし、それから、7月19日に新しい農業委員さんにも説明をし、今後進めていくよということでもございましたけれども、私も集落の話をしてるんですけども、なかなかこれは難しい。というのは、普通先進地であります東近江とか、いろんなことをやっておられます。研修も行かせてもらって分かっているんですけども、平地であつたらそれでかなりいいんですけども、なかなか凹凸のあるところで、いわゆる山間とか高低差のあるところではかなり難しいような気がします。

そういうようなことで、やはり集落として理解はするんですけども、私も集落の中で話をしてるんですけど、なかなかこれは簡単にいかない、やはり後継者が不足している中でなかなか難しいと思うんですけども、理解を得られるか心配しているんですが、その辺について、町としてはやりますよという回答だとは思いますが、僕はできないという感覚を受けているんです。ですから、その辺やはり何とかしても集落をまとめながらやっていきたいなと思うんですけども、その辺に対する良いアドバイス等があれば、執行部の考え方をお聞きしたい。

そういうふうな感じで、先ほど委員会の中で言われました6月28日に会議をして、それから年度内にやるよということですが、ただ、これから農繁期が、作づけは終わりましたが、稲刈りやら、麦まきやら、大豆があります、そういう中で集落としてかなりそんなことできるのかなという実は心配をしますので、令和6年度中に実施したらええというものの、やはりなかなか難しいと思います。その辺についての見解をお聞きしたいなと思います。

以上でございます。

○議長（貴多正幸） 富家農業振興課長。

○農業振興課長（富家和典） 小西久次議員の再質問にお答えします。

まず1点目の集落営農活性化プロジェクト促進事業、それから、人・農地プランを作成された具体的な集落名でございますが、集落営農活性化プロジェクト促進事業につきましては、令和4年に西山、西出、東出、山中の4集落で取り組まれ、令和5年度に新たに田中が採択を受けたところでございます。また、人・農地プランの策定で、令和4年度最後に策定されて、目標地図まで策定された集落は綾戸でございます。

続きまして、2点目の国の事業について、集落営農や小規模農家には採択に関してハードルが高いと考えるけれども、町としてどのように考えるかという御趣旨の御質問でございます。

国の事業に対しましては、申請を希望された方に、事業の内容と併せて国が設定した条件についても御説明させてもらっているところでございます。令和4年度に新設された集落営農活性化プロジェクト促進事業の例では、事業の説明会を開催するとともに、竜王町独自の要望調査書を策定し、申請しやすくなる工夫をいたしました。また、集落営農の代表者の方と申請に向けた話し合いを重ねるなど、ハードルを越えられるように支援してきたところでございまして、結果として県内でも一番多い5集落での採択となったところでございます。

また、小規模農家や家族経営農家に対しては、国のほうの補助事業などが合わない場合がございます、そこで農業振興ビジョンの方針に合わせる形で、町独自の魅力ある農業の創生事業補助金を拡充して支援しているところでございます。

今後も国の補助事業については採択に向けた支援、また、国や県との分担、すみ分けも考えながら、町での事業を検討し、農業振興ビジョンに記載された将来像を実現するために御支援のほうを検討してまいりたいと考えております。

再質問3点目、直売所や学校給食等への出荷に向けて、生産者への営農指導などについてでございます。

小西議員お考えのとおり、町としましては、出荷者に対する栽培技術の支援が必要と考えております。現在、直売所で求められている品目を分析を進めておりまして、戦略的に推進する品目を定めた上で、栽培に取り組まれる方に対して県の普及指導員やJAの営農指導員などを講師として招きまして、農業振興課も参画しながら栽培講習会を開催し、技術支援を受けていただけるようにしてまいります。

また、学校給食についてでございますが、農産物だけではなくて、竜王にある果樹の生産が盛んにされているものですから、そういった果樹も活用した加工品も含めて現在、検討を進めていこうということで考えているところでございまして、やはり竜王産の農作物を学校給食で提供しながら、子どもたちに食べていただけるようにということで取り組んでまいりたいと考えているところでございます。これにつきましては、関係課と連携も進めながら進めてまいりたいと考えております。

再質問4点目の竜王町農業ビジョンに関する御質問でございますけれども、まず、このビジョンでございますが、基本構想と実施計画の2種類がございまして、基本構想は竜王町農業の現状を分析した上で、将来の方向性を定めるために作成したものです。30年先を見通しながら、当面10年間に取り組む基本方向を5つの戦略でお示しする形で、昨年6月に策定いたしました。

次に、実施計画は、基本構想で示したことを実現するために現時点ですべき内容を示したもので、具体的な施策や事業、そして目標値を設定しております。本実施計画は、先ほども申し上げましたが、本議会会期中に概要を御説明し、その後、町のホームページで公表させていただきたいというふうに考えておりますし、また、8月頃には自治会長や農事改良組合長を対象としまして、地域計画の全体説明会を開催する予定の中で進めております。この地域計画の説明会では、単なる説明だけではなくて、町内や近隣市町の取組、先ほども申し上げた先進的な取組の事例を御紹介する研修会を開催しまして、理解度の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほどもありました、平場集落だけではなくて、山際の集落では大変なこともあるんだという御意見、御質問であったかと思えます。それぞれ個別集落の相談にも当課、それから関係機関含めて相談に対して適切に対応してまいりた

いというふうに考えておりますので、全て一斉にというところはいかないかと思  
いますので、また個別案件につきましては関係機関を知恵を出しながら対応して  
まいりたいと思っております。

地域計画が令和5年度だけでは作れない場合というところの御質問についてお  
答えます。地域計画につきましては、国のほうでは令和5年度と令和6年度の  
2か年で策定するというので方針が出ておりますので、町としましては令和6  
年度までに全ての集落で策定ということを考えております。

ただし、やはり令和5年度に先ほど申し上げた、先進的な集落をはじめとし  
まして話合いを始めている集落については、令和5年度内での策定を目指して  
おまして、ただし、やはり先ほどもあったようななかなか話が進まない集落、まだ  
議論が継続で必要な集落については、令和6年度末を目標としまして策定して  
いくということで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（貴多正幸）** 井口産業建設主監。

**○産業建設主監（井口清幸）** 小西議員の再質問のうち、5点目の地域計画に関す  
ることでちょっと補足説明をさせていただきたいと思えます。

今、課長ほうから1点目から5点目についての回答を申し上げたんですが、小  
西議員のほうから、特に地域計画をつくる上で、期間のこともございましたが、  
特に効率的な農業という部分では基盤整備のところら辺の話もあったかなとい  
うふうに思います。

そういう部分では、当初予算で予算を認めていただきました、一つには持続可  
能な農業の基盤整備に向けた効果予測というところで、そこら辺をきっちり地  
域計画の、我々が地域に入らせていただいて基盤整備の方向性を議論するとき  
には必要な地域の方々に説明する予測ということで、その点を一つこれから  
業務として発注したいと思っております。

それから、あと出口の戦略ということでは、やはり農産物の地産地消や新た  
な受け皿の販路開拓ということで、マーケットの部分についての出口戦略とい  
うことで、その部分のマーケティングの調査についても2つ併せて行ってまい  
りたいと思えますので、今年度、特に来年度と地域計画の策定については、  
本当に竜王町の農業の今後の各地域の、また竜王町全体の非常に重要な  
位置づけの計画というふうに認識しておりますので、また地域それぞれ連携  
をしながら、町と地元と関係機関と連携しながら、こうした取組を行って  
まいりたいというふうに思いま

す。

以上、小西議員の再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 小西議員の再質問に、私のほうからも総括してお答えをしておきたいと思えます。

農業の振興、とりわけ担い手、また水田基盤整備、このことについては非常に高い山でもありますし、厚い壁かと思っております。

そういう意味では、基盤整備をどういうふうにもう一度やり直していくかと。ハウスを建てて、もうかったら返したらいいんですけど、地盤をどうしていくかということが大変大きな課題かなと。そのことを農家の方、昔は農家の方は地権者でもありましたし、耕作者で、今はもう全然上下が違いますので、そこへどうやっていくかというのは大変大きな課題かなと思っておりますが、しっかりとこのビジョンの中で段階を踏んでいきたいと。

多くのところは、大型農家とか法人さんがそういった大規模改修をして、そういったことについて国は、恐らくたくさん補助金を出しますので、あとの差額を何とか経営の中で出していくというのが一般的な考え方だと思いますので、そのことも含めて竜王町にあった基盤整備をどういうように構築していくかということを考えていかなければならないかなと思えます。

そういった中でも小規模農家というのは、やはり農地というのはもうける土壌でもありますけど、いわゆる町道の保全とか、安全安心の保全とかいう意味が大変大事なことですので、そういった意味では今後、そういった部分についての町としてどういうふう支援していくかということで、できる限り経営者にその点について負担がかからないようにするのが大原則かなというふうに思っております。

そんな立派なことを言っても、やはり誰がやってくれるのかというのは今、小西議員がおっしゃったように（個人情報のため、一部秘匿）実際にそのことを具体的にやっていくことについて、なかなか農家の皆さんの御理解とか、さらには非農家になられた方も巻き込まなできませんねんけど、どこに持っていきこうかなということで自分らでも研究しております。町としては7月の新しい農業委員さんが決定されて、各地域の推進体制を取ってくるということですけど、自分の村で、恐らく私もその中のリーダーになってくると思うんですけども、とりあえずはその話合いの場につかせる、話合いの場をつくり込むということが大事かなと思

っております。絵に描いた餅でもよいさかいにやっぴいかなとできないかなと思います。それが今の地域計画ということで、急いでできるところは今年度から着手、遅いところは来年度から、それもとりあえず土俵に乗せてもらうという仕掛けを町としても、また、JAさんにも御協力いただきながら進めていかなければならないかなと思っております。

そういう意味では、推進体制を今進めておるところですけど、実際はなかなかあぜにあがった人を田んぼまで引き戻してくるというのは本当に大変でございますので、そこは本当に地域の中での御協力をいただかなあかん、意識改革をしていかなければならないかなと思っております。良いこと言うてますけど、なかなかできないのが現実でございます。ほやけど、一歩でも進めなんだからえらいことになりますので、そこは御理解をいただきたいと、応援をしてほしいと思えます。

あとは営農指導とか、そういった面でいうと、前も話をさせてもらいましたが、うちはやっぱり農業をしっかりやっていきたいということで、今答弁させてもらった富家課長も県のほうから専門家に来てもらっておりますし、その前の課長さんも県のほうから来てもらっておりますので、そういったことではよその地域より積極的に県の力とかネットワークを利用しながら進めていくのも一つでございますし、今後はいろんな経験者の方とかも応援してもらいながら、地域計画をちょっとでも一歩進めていくということで考えさせてもらっております。まずは8月以降の地域計画にちょっとでも地域の中で土俵についてもらう話し合いを始めるというところから、行政としてもしっかり進めてまいりたいと思えますので、農業面についてはぜひとも議員の皆様にも御協力もお願い申し上げたいと思えますので、私のほうからのコメントとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（貴多正幸） 小西議員。

○9番（小西久次） 心配したのは、先ほど言いましたのは地域計画の策定ということで、これは私は進めていかなあかんと思う立場で質問させていただいてます。

といいますのは、今年予算で地域計画策定事業488万9,000円をみていただいています。これは何やというと、会計任用職員1名という説明がございました。といいますのは、やはり農業振興課内の中で、やっぱり職員もそうですし、当然地域の役員もそうです。やはりみんな挙げてやっぴいかなあかんという立場で疑問を持ったから、このことについて質問させていただいたんです。そう

ということで、今現在もすでに職員さんがおられると思いますけれども、そういう意味でやはり主監、課長を筆頭にやっていただきたいということでお願いしたい。

それから、先ほど質問させていただいた、この基本構想は持っているんですけども、実施計画は公表していただくということですけども、もう既に先ほど井口主監が言われましたように農業振興ビジョン推進事業、これの効果の予測が400万円、魅力ある農業の創生補助金600万円をみていただいています。これは、その実施計画の中にうたわれているという解釈でいいんですね。それと同時に、この前いただいた魅力ある農業の創生事業補助金、この補正に多分稲わら収集推進支援、これは今の補正に上がっているやつだと思いますけれども、それも実施計画の中にうたわれて、それも当然進められているという解釈でいいんですね。そこだけお願いします。

○議長（貴多正幸） 富家農業振興課長。

○農業振興課長（富家和典） 小西久次議員の再々質問への回答をさせていただきます。

今議会中に農業振興ビジョンの実施計画を御説明させていただきますけれども、今、小西議員がおっしゃったとおり、大区画化に向けた農業の経営の可能性調査であったり、魅力ある農業の創生事業につきまして、この実施計画の中できちんと位置づけをさせていただきます。また、その実施計画では目標値も定めながら進めているところがございます。そういった目標値達成のために予算もいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。実施計画の中にしっかりと位置づけがございますので、また議会中に御説明させていただければというふうに考えております。

以上、小西議員への再々質問への御回答とさせていただきます。

○議長（貴多正幸） この際、申し上げます。ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（貴多正幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、小西久次議員。

○9番（小西久次） 令和5年第2回定例会一般質問。

2問目をお願いいたします。

「交流・文教ゾーン」整備事業の進捗は。

6月1日の全員協議会において、竜王町中心核「交流・文教ゾーン」整備事業土地収用法に基づく事業認定について、時間を要することから事業着手が遅れる旨の説明を受けた。

私は、2019年6月定例会以降、竜王小学校等「交流・文教ゾーン」に関する一般質問を行い、2025年竜王小学校開校を目指すとの回答を得てきました。また、執行部から説明を受け、各委員会や本会議において慎重審議してきたところであります。子どもたちを含む地域の住民の皆さんにも都度、議会報告し、令和7年度に新しい学校での教育を受けられるとの期待の声も聞いていました。

そこで、法手続等課題があると認識しておりますが、これまでの経過と今後の事業進捗について当局の見解をお伺いいたします。

**○議長（貴多正幸）** 森中心核整備課長。

**○中心核整備課長（森 徳男）** 小西久次議員の「「交流・文教ゾーン」整備事業の進捗は」の御質問にお答えいたします。

交流・文教ゾーンの整備においては、令和2年7月に竜王町コンパクトシティ化構想を正式決定し、リーディングプロジェクトとなる「交流・文教ゾーン」の整備に着手したところであります。

これまでの経過といたしましては、今日まで事業内容について議会において都度、御審議いただき、必要となる予算をお認めいただいた上で、令和2年度は現況測量調査を実施し、令和3年度は雨水排水検討、造成基本設計・道路予備設計、建物補償調査、令和4年度は造成実施設計・道路詳細設計、地質調査、水道配水管布設設計などを実施いたしました。今年度につきましては、用地取得、新設道路及び敷地造成工事の発注を予定しております。竜王小学校建設に当たっても、竜王小学校整備基本構想、耐力度調査、基本計画を実施させていただいたところであり、現在、基本設計実施設計に着手しているところであります。

一方、法手続についても、都市計画法に基づく開発や農地法に基づく農地転用等、各許認可についても迅速に手続が進められるよう、国・県等関係機関と事前協議を重ねたところであります。また、本事業については、土地収用法に基づく事業認定を受けることにより、確実に事業用地を取得し、整備を進めていくものでございます。

事業認定を受けるに際しまして、2月4日に町防災センターにおいて、土地収用法第15条の14に基づく事業説明会を開催し、事業内容を説明させていただきました。説明会では約70名の方に御参加をいただき、忌憚のない御意見を頂

戴いたしました。その後、4月13日には、事業認定庁である滋賀県に事業内容を明記した事業認定申請書を提出し、4月24日から5月11日までの間において、町役場において事業認定申請書の写しを縦覧させていただきました。

土地収用法では、縦覧期間中において、利害関係者は「公聴会の開催請求」及び「事業に対する意見書」を提出することができると定められております。今般、利害関係者より事業認定庁である県宛てに「公聴会の開催請求」及び「事業に対する意見書」が提出されたことから、今後、一般の意見を求める公聴会、第三者機関の意見を求める滋賀県土地収用事業認定審議会が開催され、公聴会及び審議会の意見を受けて、県が事業認定の判断をされることとなります。

今後の事業進捗といたしましては、交流・文教ゾーンの整備に際し、土地収用法に基づく事業認定後、用地取得、各種許認可申請及び工事発注を開始できることとなります。事業認定申請書の提出時点においては、6月末までに事業認定を受ける予定でしたが、公聴会及び滋賀県土地収用事業認定審議会の開催に伴い、4か月から5か月程度の整備スケジュールの遅れが生じると町としては想定しており、用地取得、各種許認可及び工事発注についても同様に遅れが生じてまいります。交流・文教ゾーン整備の最優先事項である竜王小学校完成時期についても、事業認定申請書では令和7年9月と明記しておりますが、全体の整備スケジュールの見直しが必要となることから、国、県へ協議、相談を重ねるとともに、できる限り工程を詰めていく中で、新たな整備スケジュールの下、确实かつ着実に事業が進めるよう、鋭意努力してまいります。

以上、小西議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 小西議員。

**○9番（小西久次）** 回答の中で、今日までの具体的な取組状況や詳細な経過について説明がございました。今日まで議会での審議、さらには町民の皆さんに説明した経過は粛々と進められており、私は問題はないと思っております。先にも述べさせていただきましたように、子どもを含む町民の皆さんは大きな夢と期待をもっておられるのも事実でございます。

回答の中に、4か月から5か月遅れる、令和7年9月の小学校開校と明記しておるということでございますけれども、4か月から5か月遅れるという回答でございますけれども、説明がございましたように土地収用法における事業認定を受けてようやくスタートができるということになるわけです。既に執行部としては地元説明等をしておられると思っておりますけれども、まだこれから地元の地権者の皆

さんとか、役員の皆さんに御理解、御協力を得なければならないという状況でございます。時間がかかればかかるほどさらに遅延することとなり、心配もするところでございます。執行部は予測として4か月から5か月と言われてますけれども、どうも私の考えるところによると、もう少し遅れるんじゃないかという正直なところ心配をしております。やはり何事も遅れることによりまして状況の変化、またそれぞれ変わりますけれども、物価の高騰とか、補償費の増額とか、他事業の調整等のいろいろな部分がございます、やはり物価高騰等が発生するのは必然と考えます。そうすると事業費が増大になるというような状況だと思います。

先ほど若干説明がございましたけれども、事業認定の遅れは何にどのように影響するのか、具体的にもう少し分かれば教えていただきたい。執行部として心配されていることは何かについてお願いしたい。さらには、事業認定に関しまして、執行部対応に対して何も問題はなかったのか。問題がなければ結構でございますので、その辺についての御質問をしたい。

この事業認定の申請書の中に、50億円という事業予算が明記されていたと思います。今後の事業進捗による事業費増についても、先ほど言いましたように懸念されるところでありまして、3月定例会でも、町としては自主財源、特に企業誘致による町税収入等も目指しながら財政健全化に取り組むと回答されております。私の知る限り、岡屋の竜王町総合運動公園が平成2年から14年にされました。これが10ヘクタールで約78億円ぐらいかかっていると思います。そのうちの補助費が32億円、単独費が46億円であるということも認識しております。30年後、この令和2年に全て起債の償還等が完了しているということも確認しました。福祉や教育の町を注文しながら、他の公共事業もやりながら、まちづくりが全て図られまして現在に至っていると。私は、町としては自信をもってまちづくりをまだまだ進めるべきだということを思いますし、推進するべきであると考えます。

これらを考えますと、交流・文教ゾーン整備事業の事業認定を早期に受けまして、今後のことを思うと、先ほど申されましたけれども、若干工期は遅れるかも分かりません。しかしながら、悔いを残さないような方法、後で回答があると思いますけれども、いろいろな悔いを残さない方法によりまして学校建設に向けて、あと小学校以外、認定こども園や学童保育、そのほかにも教育施設がございます、これをやはり粛々と進めるべきだと私は考えますけれども、執行部の考え方と思いはどうかお聞きしたい。これまで検討してきた、また、決定した議会も含めま

して、決定した計画についてはしっかりと住民の皆さんにお示しし、進めていた  
だきたいと私は思いますが、先ほど何点か言いましたけれども、その辺について  
執行部のお考え方をお聞きしたい。

○議長（貴多正幸） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 小西議員の再質問への回答をさせていただきます。

まず、事業認定の遅れのことに関しまして、どのように心配しているかという  
点でございますが、こちらの考え方といたしましては、全体的に遅れるというこ  
との中では、一番はやはり小学校の建築時期がどうなっていくのかというところ  
に調整の部分があるのかなというふうに思っております。それと併せまして今、  
地元のほうとの、特に地権者ですけれども、それに対して工事が遅れる、また事  
業用地を取得するため、その期間にとってどういうふうな調整をしていこうか  
ということも一つ懸念される部分でございます。

あわせてまして今回、ゾーンの整備につきましては、国の交付金を投入させてい  
ただいて事業実施を進めさせていただく予定でございますが、この交付金につ  
きましても一定完成時期というのが決まっておりますので、そうしたところの交  
付金の取扱いも一つ懸念するところでございます。

あわせて、これは工事後でございますが、今回、造成については以前から  
申し上げておりますように、建設の発生土を県のほうから頂きながらするとい  
うところでございますので、そういったところの調整も要るのかなというふう  
に思っています。

いずれにしても、今現在、先ほど回答の中でありましたが、もう少し全体  
スケジュールを見直す中で、少しでも前に進められるような形で取組をさせて  
いただきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の御質問でございますが、今、小西議員の御質問の中にもありました  
けれども、まずは議会のほうでもしっかりと提案させていただき、審議いただ  
いて御判断いただいているというふうに考えておるところでございます。何分、町  
としましては大きな事業でございますので、事業工程の中ではやはり調整の必要  
な部分は出てくるのかなというふうには思っておりますが、これまでから町と  
いたしましては、まずコンパクトシティ化構想を策定するに当たって、まちづくり  
懇談会もさせていただきましたし、それを周知する、情報提供するというところ  
では、町の広報で特集を組ませていただき周知させていただきました。その後で  
ございますが、輝竜の郷づくり懇談会も開催し、地域の皆さんのほうにもお話もさ

せていただきましたし、当然地元のほうにつきましても地元説明会を入らせていただいで、事業についての進めについては一定認めていただいているところでございます。

今般ですけれども、土地収用法の事業認定に際しましても、これは法に基づくものでございますが、事業説明会もさせていただきましたし、縦覧公告等もさせていただきましたので、行政としましては丁寧な対応に努めさせていただいたということで認識しておるところでございます。

最後の御質問でございますが、交流・文教ゾーンの整備ということにつきましては、町の重点施策プロジェクトの1つでございます。また、最重要施策でもございますので、これにつきましてはこれまでどおりしっかりと進めをさせていただきたいと思っております。

以上で再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 小西議員の再質問に対しまして、私のほうからも町の考え方等々を回答させていただきたいと思えます。

細かな点については今、森課長のほうが申しましたように、私どもとしてはちょうど7年前、平成29年3月にこういったコンパクトシティ、町の中心核、そういったことを含めて文教施設を集約しながらまちづくりを図っていきたいということで提案をさせていただきましたし、丁寧に都度都度、御議論をさせてもらったと思っております。長年の私の行政経験の中でも、しっかりと順番を踏みながら対応をさせてもらった大事業であると認識させてもらっております。

また収用法の法手続につきましては、県下の中でも手続をされている市町がございますので、しっかりと担当課のほうも勉強しながら、また県の指導も受けながら、そういった意味では丁寧な情報収集をしながら対応させてもらったということで、我々としては最大限の対応をさせてもらったと思っております。

一方、認定審議会があつて認定されるということは、逆に言うたら、第三者の皆さん、県民の皆さんが、竜王町のこの考え方の公共事業は認定するということがベストやという判断をいただけるというように思っておりますので、少し時間はかかりますが、もしそういうような認定をいただければ、自信を持って着実に進めてまいりたいと考えております。

事務方のほうも、また、地元の皆さんもいつでもスタートできるように準備万

端でございますので、事業認定の結果を待つて一生懸命進めさせてもらいたいと思いますので、また御支援、御指導いただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 小西議員。

**○9番（小西久次）** いろいろと粛々と進めるということも、副町長からも回答いただきました。

先ほど回答の中で、4点ほどやっぱり心配するところがあるということで、交付金の決定やら造成の残土、休耕の対応、土地の話等が出ました。実はこの議会が始まってから、ちょうどこの道を綾戸を抜けて通ってましたら、職員さんが何人か草刈りをしておられました。これは理事者は御存じですか。

といいますのは、やはりこういうことが遅れることによって職員にもいろんな負担がかかってくる、仕事は仕事だと思いますけれども、そういう面で職員がしなくてもいいようなことが出てくることもあります。こういうこともありますので、やはり職員のモチベーションを上げることも下げることも大事なので、表で30度を超す中で汗かいてやっておられました、一日やっておられたんです。たまたま議会が終わって通ると、朝も午前10時ぐらいからやっておられますし、ちょっとその辺が考えます。同時に、そういうこともあるので、執行部一丸となって早くやっていただきたいなという思いがございますし、町民の皆さんは、誰も法的に問題がないという理解もしておられますし、そこらも言われましたように、誰も悪いところはないので、その辺もあるので、やっぱり執行部としては粛々と進めていただきたいと思います。

将来の竜王町を背負う子どもたちが早く良い教育が受けられる場所にしていただいて、それが一番でございますので、その辺を何とかしていただきたいという思いがございます。その辺、理事者としてどう考えておられるのかだけお聞きしたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 小西議員の本プロジェクトについての力強い御支援の御意見をいただき、大変ありがたいなと思っております。

私は、この取組を何のためにやるのかとか、なぜ今やるのかとか、今でなきゃなぜいけないのかということについては、過去から何度も説明を申し上げていますので、そのことについて繰り返はしません。

ただ、今、制度としてこういう制度があるわけで、それについては、我々とし

でも肅々と受け止めてしっかりと対応していく必要があるだろうと思っておりますので、しっかり今度のいろんな対応もしていきたいし、もちろんできる限り町民の方とお約束をしているというか、説明をしている令和7年中ということについても、しっかりと守れる範囲で守っていくべく努力をしていきたいと思っておりますので、本当に自信を持って町のため、町の未来のために、今までのままでいいのかというのが私の原点ですので、やはり必要なことはしっかりやっていると、そういう形で今まで丁寧にやってきたつもりですので、これは最後までしっかりやっっていこうと思っております。ぜひ皆様方の御支援、御協力もいただきたいし、どうぞよろしくお願ひ申し上げて回答とします。どうぞよろしくお願ひします。

**○議長（貴多正幸）** 次に、2番、中村匡希議員の発言を許します。

2番、中村匡希議員。

**○2番（中村匡希）** 令和5年第2回定例会一般質問。2番、中村匡希。

質問事項、消防団員の定員と負担の軽減について。

本町の消防団員の定員は192人となっている。本町の定員は県内6町と比較すると突出して多い数字となっている。例えば、人口規模が本町の倍近くあり、定数の目安の1つである可住地面積がほぼ同じの愛荘町は、竜王町よりも50人少ない定員142人となっている。また県内では、今年度から長浜市で、消防団の定員が約2,000人から880人に大幅に削減されたことも報じられている。これは来るべき人口減少社会を想定した時代に合わせた削減でもある。

一方、本町は平成7年以降は人口減少が続いているが、この間、消防団の定員は見直されず、むしろ増加している。消防団は地域防災の要であるが、団員数の確保は年々困難になり、人口減少を踏まえた定員削減を考えるべきである。また、消防団員の有資格者は、在住者のみならず在勤者も含まれる。そのため団員の構成については、町内外からバランスよく構成し、なり手不足解消に努めるべきである。

以上を踏まえて、次の4点について伺う。

1、国の算定基準である消防力の整備指針第38条に当てはめた場合の、本町の消防団員の総数は。

2、団員の定員の見直しの必要性についての見解は。

3、現在の消防団員の在住者と在勤者の割合は。また、在勤者に対して具体的にどのような勧誘活動を行っているのか。

4、地域コミュニティの維持・活性化に向けた取組では、自治会の負担軽減と

して行事や役員の見直しが進められている。消防団の負担軽減についても当然検討されるべきであると考えているが、現在の議論の状況は。

以上、お伺いします。

○議長（貴多正幸） 富田生活安全課長。

○生活安全課長（富田尚弘） 中村匡希議員の「消防団員の定員と負担の軽減について」の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、国の算定基準である消防力の整備指針に当てはめた場合の消防団員の総数についての御質問ですが、消防力の整備指針第38条に当てはめた場合、消防団の管理する動力ポンプの種類ごとの配置における人員数は156人、大規模な災害時等における避難誘導における必要な人員数は541人であり、本町の消防団員の総数は697人でございます。

2点目の、団員の定員の見直しの必要性についての御質問ですが、全国的に消防団員の減少が続いている中でありますが、本町におきましては、各自治会や団員の御理解、御協力により、定数を大きく下回ることなく団員の確保ができている状況にあり、令和5年度の本町の消防団の団員数は、団長から班長までの幹部役員が28人、団員が158人、合計186人が在団しております。

一方、少子高齢化が進み、転出等による人口減少も続いていることから、今後は団員の確保が困難となり、また、現に消防団のなり手がいないとの声もあることから、団員の定員の見直しは必要と考えております。

しかしながら、消防団につきましては、消火活動や防火啓発活動はもちろんのこと、台風や線状降水帯における大雨等での災害時においては、各自治会からの出動要請により、警戒活動や応急対策活動、避難誘導等多岐にわたり活動し、自主防災組織の構成員として御尽力いただいております。このことから現在、消防団や自主防災組織の現状と課題の供給や地域の実情を考慮する中で、消防団幹部と自治会連絡協議会役員による協議を重ねて、定員の見直しを進めていきます。

3点目の、現在の消防団員の在住者と在勤者の割合についての御質問ですが、令和5年4月1日現在、在住者は96.8%であり、在勤者は3.2%で、在勤者については全て町職員となっております。

また、在勤者への消防団員の勧誘についてですが、本町の消防団活動は、火災時における消火活動や防火啓発活動をはじめとする日々の活動や災害時における警戒活動や応急対策活動等については地区単位で行われており、在住者の団員が活動することを前提とした活動を行っていることから、在勤者に対する具体的な

勧誘活動については検討しておりません。

4点目の消防団の負担軽減に係る議論の状況についての御質問ですが、昨年度から、消防団幹部と自治会連絡協議会役員による消防団の在り方について議論の場を設け協議を進めています。協議の中で、自治会からは、消防団員の負担の1つにポンプ操法大会が挙げられ、負担軽減のためにポンプ操法大会の在り方に対する意見が出ております。消防団としては、ポンプ操法大会は、消防団活動における消火技能向上につなげていくための1つのツールと位置づけられており、重要なものと考えられています。このことから、自治会の意見と消防団の考え方を踏まえ、消防団幹部と自治会連絡協議会役員による協議を今後も進めてまいります。

以上、中村議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** 再質問をさせていただきます。

今、回答をいただいたわけなんですけど、1つ目の国の指針によると、動力ポンプの種類ごとに必要な人員として国の基準によると156人であると、それから、大規模な災害等の場合に必要な人員はそれとは別に541人、本町の、国の基準によると必要な消防団員の数は697人も必要だということなんですね。逆に、じゃあ何で今、192人という定員になっているのか。これは逆に国との数字がこれだけ乖離しているということの理由はどこにあるんでしょうか。それが1点目です。

それから、団員の定数の見直しは必要と考えるということですが、これはいつまでに検討されるのかということが2点目の質問です。

それから、在住者と在勤者の割合を言っていました。在住者は96.8%、在勤者は3.2%で、在勤者に関しては全て町職員であると。この割合ではなくて、人数を具体的に教えてください。これが3つ目です。

4つ目なんですけど、その在勤者に対して具体的な勧誘活動については検討しておりませんというお答えでございました。私は過去のをいろいろ調べてきたんですけど、平成31年第1回定例会において条例改正というのが行われまして、それまで在住者プラス竜王町職員が消防団の団員となるという規定だったんですけど、ところが平成31年第1回定例会で条例改正が行われまして、在住者だけではなくて在勤者も消防団の有資格者になると、こういうふうに条例改正が行われております。

このときの条例改正の議事録を拾ってきましたので、読み上げたいと思います。

この条例につきまして、消防団への入団要件を在勤者にも広げることとし、町内における在勤者の消防団への加入促進を図り、適正な消防団員数を将来的にも確保し、地域防災力の一層の充実・強化を図ることを目的に条例の一部改正を行うものでございます。

ですが、この平成31年のときには、在勤者にも積極的な加入促進を図りと言っているわけです。なのに、今日の一般質問の回答では、在勤者に対する具体的な勧誘活動については検討していませんというお答えなんですね。これは、はなはだしく条例改正のときの提案理由とは私は矛盾した答えであると思うし、じゃあ何のために一体条例改正をしたんですかという話に当然なりますよね。これについての矛盾について、納得のいく説明をいただきたいです。

それから最後になんですが、負担軽減について議論の状況があるということなんですが、これだと幹部の方と自治会の連絡協議会役員との議論の場を設けというふうに書いてありますが、私は、これはそんなに全体として数が多いわけじゃないんですから、消防団全ての190人弱の方にパブリックコメントなりで意見を募っても別にいいんじゃないのかなと思うんです。

要は、みんなで知恵を出し合って、今の時代に必要なものがどういう姿なのかということ形づくっていったら、コンセンサスも取りやすいし、より広く意見を募る必要があると私は思うんですが、このパブリックコメントについてのお考えをお伺いしたいと思います。

ちょっと多いですが、以上、お願いします。

**○議長（貴多正幸）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 中村議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、国の消防力整備指針の総数と実際の本町の今の定数との乖離の理由についてということですが、まず1点目、議員のおっしゃるとおり消防力の整備指針につきましては、小型動力ポンプ、またポンプ車等々の実際に保有している機材等から計算するという形になっております。小型動力ポンプにつきましては、国の指針では4人、またポンプ車につきましては1台につき5人という形になっております。そうする形で積算する上で計算していくと、小計では156人となっております。

また、もう一つの災害時における誘導等における指針のほうから進めていく人数の積算につきましては、可住地面積から係数0.06キロメートルを割った状

態で、まず1つにそこから1.1の係数を掛け合わせた形で541名という数字になっております。ちなみに、竜王町の2020年度の統計資料による可住地面積29.53平方キロメートルから0.06平方キロメートルを割り、そこから1.1を乗じた形で求めをさせていただいております。

しかしながら、実際のところ、竜王町につきましては、実際の竜王町各集落に小型動力ポンプ、また分団ごとにポンプ車等を配備させていただいております。それを基軸にするような形で合併前の旧2村から、長年培われたそれぞれの自治会、当時は村からの定数を乗じた形で、また、近年におきましては新興住宅街ができたことによる、そういった形の団員数によって数を乗じてきたということで、基本的には機器の配置による求め方によりながら、このような形で定員を求めてきたということによりまして、このような乖離に状態になっているのではないかと推測されます。

2点目ですけれども、いつまで協議を進めていくのかということですが、基本的に今、実際に自治会と消防団の幹部の方々と協議を進めておりますけれども、まずは実際に消防団として自治会との関わりについてどのような形になっているのかということでアンケートを行ったり、また、今後におきましては、実際に各地区において団員数はどのくらい必要なのかとか、実際になり手がいない理由とはどのようなものかということにつきまして、5つ目の御質問とちょっと関連するかもしれませんが、まずは自治会のほうにも出向きながら、団の在り方等につきまして聞き取りをしていこうという動きをしているところでございます。

そういったところにおきまして、実際にそういったところを整理する中で、団と自治会が一定の方向が定まるところにおいて定数の見直しというふうにつながっていくこととなりますので、現時点ではいつまでという年度まで区切るところはできておりませんが、速やかに調整をし、まとめていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、在勤者が実際何人いるかという御質問ですが、令和5年4月1日現在におきましては、庁内班が5名、女性消防隊が1名、計6名の町職員が町消防団に入っている形になっております。

続きまして4点目の、平成31年の条例改正時における在勤者の条例改正に伴う当時の理由と今実際の活動に係る内容について、矛盾が生じているのではないかについての御質問ですが、実際に当時につきましては、平成28年に消

防庁の通知から、全国的に消防団員のなり手が減っているということも含めて、その1つの解消の中において、在勤者について条例改正も含めてできないのかというところで通知が出ております。それを受ける中において、都道府県を通してそれぞれの市町におきまして条例改正が行われているところがございますけれども、まずはそういった門戸を広げることによって、消防団員の定数を安定的にやっっていこう、持続的な体制につなげていこうという考えの趣旨の下で、平成31年のときに改正されたということを知っております。

ただ、今現在の実際の消防団の活動におきましては、やはり各地区に根づいた形での活動を主として進めていくということが念頭にあることにおきまして、実際に今現在の庁内班を除けば、全ての団員さんにつきましては在住者ということがあります。そういったところにおいて、基本的には在住者を主たるところで団の運営、また、団活動を進めていくということが主として考えておりますことから、勧誘については今現在検討しないという形になっております。

最後、5つ目のパブリックコメントについての考え方ですけれども、先ほどと同様、まずは団の状況について各集落に聞き取り等を進めていくとともに、当然ながらこのことにつきましては、消防団の幹事会等を通じまして事を進めていくとともに、議員のおっしゃるとおり、今現在の団員はどのように思っているのかということも当然聞き取りをする中において、それに係る消防団の今の課題が浮き彫りになってくるのではないかというふうに考えておりますので、今後につきましても幅広く意見を頂戴する中において、この定数の問題について考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、中村議員の再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 関司総務主監。

**○総務主監（関司明德）** 中村議員の再質問について、少し私のほうからも補足をさせていただきたいと思っております。3点目のところで少し誤りがあったのかなと思っておりますので、それも含めてお話をさせていただきたいと思っております。

3点目に、在勤者と在住者の話がございました。これも私の記憶で大変申し訳ないんですけれども、在勤者を何とか竜王町の消防団に加入していただきたいという議論をさせてもらった中には、先ほど少し話に出てきましたけれども、女性消防隊に対しましても、在勤の方が入ってもいいよという方がおられましたので、ぜひとも入ってほしいという思いももって、そのときに改正ということを考えてもらったという記憶がございます。

先ほど「検討しておりません」というところ、そこにつながってくるころではございますけれども、正直、竜王町の今の現状の消防団は地域に密着して、地域の中から推薦をいただくなり、地域で人選いただいて、地域活動を中心にいただいています。

ただ、県内、全国的にもそうですけれども、地域という消防団の考え方と、もう一つ目的別的な消防団の考え方がございまして、他の地域ですと学生が消防団に加入したりとか、働いていただいている女性が消防団に加入されて、どちらかというところ消火活動とか、地域の防災活動に携わるよりも、例えば高齢の方に防災とか火災の研修機会を提供いただくとか、そういうことを中心に、現場というよりも防火、防災についての活動をいただいているということもございます。そういう中で竜王町におきましては、どちらかというところ女性消防隊がそういう役割を担っていただいているのかなというところも思うところでもございます。

地域に対して、なかなか地域活動と在勤という方の結びつきは、正直やっぱり難しいというふうには思っておりますけれども、そういう目的別というか、少し活動の範囲を明確にする中で在勤の方も、今も入っていただいておりますけれども、そういう形で今後検討ができたというふうには思っておりますので、ここで検討はいたしておりませんというよりも、現在、なかなか検討には及んでないですけれども、そういう違う活動の中で検討というのは必要かなということで、その辺についてのお答えは1点させていただきたいというふうに思います。

なお、先ほど富田課長の回答の中で、在勤者の全員が庁内班ですというふうに申しましたけれども、女性消防隊という形でも入っていただいておりますので、その分については1点訂正も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、4点目に、これからいろんな見直しをする中で、団員皆さんのお声を聴けばどうかというような話がございました。おっしゃっていただいたとおりにというふうに思っています。団員さんそれぞれ地域の中での位置づけについても、地域ごとに異なるところもございますし、活動の範囲というのも、団員としての活動は同じですけれども、地域の中での活動範囲というのもそれぞれ異なっておる、また、選出方法というのもそれぞれ地域によって違いがあるのかなというふうに思っていますので、改めまして全団員、多くの団員の方の意見を聴く中で、例えばうまいこと上手に団員の交替が進んでいる地域がもしあるのであれば、そういうところを参考にするということも大切かと思ひますし、こういう地域で団員の活動を支援いただいている地域があるのであれば、そういうこともまた地域

のほうにお願いもしていくということも必要かというふうに思いますので、そのようなことをまず把握するということも含めまして、団員さんに例えばアンケート調査をすとか、そのようなやり方というのは今後考えられると思いますので、随時検討してまいりたいと思います。

以上、補足ということによりしくお願いしたいと思います。

○議長（貴多正幸） 梶木副町長。

○副町長（梶木栄司） 中村議員の1点目の乖離の話だけ、規則、条例、法律が詳しく今頭の中に入ってませんが、156人、また竜王町におけるその数字は消火活動をする人数としてはそれだけだと。その他風水害とか啓発活動、いろんな活動があつて、また避難訓練も、そういった全体で国が示している項目を照らし合わせますと、竜王町では先ほど申しました大きな数字になると、どこの市町もそれだけフルスペックで置いているわけではないので、その分については自警団とか自主防災組織とかいうことで、数字的にはそうなります。竜王町の場合はその156人に対して、さらに啓発活動とか地域の実情に合わせてやっておりますので、乖離の部分は地域の事情によってというようなことで進めておりますので、このことも含めて、やはり少子化の中でどう効率よく回せるかということも含めて具体にも検討させてもらいたいと思いますので、乖離の考え方としてはそういうことでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（貴多正幸） 中村議員。

○2番（中村匡希） お答えをいただいたわけですが、先ほどの定員の話ですが、ちょっと言葉尻を捕らえて申し訳ないんですが、「そういう理由だと推測されます」という言い方はやっぱり良くないと思います。だから、192の根拠というのは結局ないということになりませんか、それだと。

平成22年、2010年に消防団員の定数というのは192人になりました。その当時の竜王町の人口は1万3,315人です。昨年度でいうと、定員は同じ192人ですが、竜王町の人口は1万1,638人まで減っているということで、だから、これがおかしいということだと私は申し上げたいわけです。結局人口も減って、あるいは防災のときに助けなきやいけない人の数も相対的に減りますよね、人口が減っているんですから。だから、そうしたら、やはり定員の数というものも自然に減らさないと、それはなり手不足とか負担が増えていくということになるに決まっているじゃないですか。

だから、何でこの192という数が積み上げられたのかという具体的な根拠が

あるんだったらそれを示してもらいたいし、そうじゃないんだたら「ない」というふうにはっきり言ってもらいたいです。ちょっとそれもう一回確認でお伺いしたいと思います。

それから、条例改正についてのほうなんです、確かに庁内班で女性消防隊の方が入ったということで、私もこれはお話にも聞いていたんですが、ただ1人の人を入れるためだけに条例改正をしたとも捉えられかねないですよ、今の言い方だと。でもそうじゃなくて、より多く人をいろんなところから募ってくるべしというのが総務省消防庁の考え方として過去出されているということです。

これは今日私が持ってきたんですが、これ御存じですか。「消防団協力事業所」、実はこういうマークが全国的にあるんです。ハートのマークをかたどった消防団の人が描かれているマークです。これは御存じですか。

これは何かというと、今、消防団に入ると、例えば飲食店の割引を受けられるとか、ああいう券がもらえますよね、あれとは別です、それとは違います。消防団協力事業所というのは、県内ですと大津市だとか彦根市だとかでやっていることなんです、事業所がある会社がその地域に対して消防団員を出すと、例えば入札の参加資格において加点を受けられるとか、そういったテクニカルなことなんです。

私ちょっと調べてきたんですが、これは滋賀県の例ではないですが、近隣の岐阜県ですと、この消防団協力事業所になって1人でも消防団員をその地域に出すと、法人事業税等の減税が年間100万円受けられるとか、そういった制度もあるんです。だから、これが在勤者から人を募ってくるための仕組みだということなんです。

一応これやろうと思えば竜王町でもできると思いますので、今現在多分やっていないと思うんですが、これについての検討状況とか、あるいは、これについて本来は事業所から人を連れてくるってこういうことだと思しますので、それについてどういうふうに思われるのか、2点目で再々質問をお伺いしたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 関司総務主監。

**○総務主監（関司明德）** 中村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、定数の根拠というよりも、定数の見直しの考え方になるのかなというふうに思いますけれども、今、中村議員におっしゃっていただいたとおり、人口が減る中で当然団員1人当たりの負担というか、人口の中の団員割合は当然高くなりますので、そういった中で団員を選任していただく、また、団員となっ

ていただく方の数的な、率的な負担というのは当然上がってくるというふうに思います。そういう中で人口の動態に合わせて団員数を見直すという考え方も大変大事なかなというふうに思います。

ただ一方、少子高齢化の中で子どもは減りますけれども、高齢者の方は今まだ竜王町では増加をしている傾向にもございます。それと併せて、よく統計の中でも出てきますけれども、以前に比べてやっぱり高齢者のみ世帯でありますとか、高齢者夫婦世帯というのが一時期、以前の竜王町に比べてかなり増えてきている、イコール、仮に災害時に支援をさせていただく御家庭、以前ですとその家庭内で若い方、また高齢の方がおられて、それを恐らく「自助」というふうに申すと思いますけれども、家庭の中での支え合いの中で高齢の方も守っていこうというような世帯体系やったものが、高齢のみ世帯になりますとやっぱり地域の中で支え合いをしていかなければいけない、その方たちをいかに命を守っていくかというところが大きな課題になるというふうに思いますので、1点は当初申し上げましたとおり、人口が減るので団員数は減らしていくという考え方、ただ、やっぱり高齢者が今増えておられる中で、その方たちを支援していく体制、これは消防団員であるのか、それとも例えば消防団OBの方とか、地域に活躍をいただける方を挙げて地域の中での支え合い、「共助」というものをしっかり考えていかなければ、単に消防団員の数を減らすだけでは、その方たちを助けていくことができないという実態もございますので、しっかりそこは含めた上での検討が必要やというふうに思いますので、今後、そのことについても十分考えていく必要があるというふうに思っております。

それと、最後に御紹介いただきました事業所の関係です。

竜王町のほうでは、入札、特に工事の入札に対しまして業者格付をさせてもらっております。それぞれ県の経営事項審査をいただいた点数によって、Aランク、Bランク、Cランクということで格付をしておりますけれども、今年度から町内にある事業所さんが消防団員を雇用されているというか、雇用されている方が消防団員になられた場合に、加点方式を取らせていただきました。例えばほかにも防災協定を結んでいただいている事業所さん、それから、除雪に御協力いただいている事業所さん、それと併せて、消防団員を雇用されている事業所さんについては加点をさせていただいて、その分でランクを決定するというようなことで配慮するようにさせてもらいました。それが早々に団員さんの確保につながるものではないと思いますけれども、やっぱりみんなで消防団を支えていくというよう

な意識づくりの1つとしてそのようなことも取り入れさせていただいておりますので、今後もまた新たなことについては取組をしていきたいと思っておりますので、御紹介も含めまして、御回答とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（貴多正幸）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 中村議員には今、消防団についていろんな問題提起をさせていただきまして、また、提案もいただいたということでありありがとうございます。回答の中で定数の問題の根拠とか、その辺りが十分把握できていなかったという感じもしますので、そこのところはしっかり我々もやるようにします。

私、竜王町の消防団で非常にありがたいなと思っているのは、団員の皆さんもそうですけれども、もちろん団長、副団長、また幹部の皆さんが非常にモラルが高く、竜王町のためにしっかりやろうという気持ちで運営していただいている一方、若い人たち、新たに入ってこられた人たちは正義を持ちながら、もともとそうなんだけど、それがあいながら大変忙しい中でということで、もちろん手数が少なくなって、ある意味集落ごとに無理無理お願いしているというところもあると思いますけれども、ただ結果として、これだけの人数の人がちゃんといてくれているというのは、町にとって防災力の1つとして大変ありがたいので、もちろん団員の人たちの負担感とかいうことも考えながら、しっかりそこところを考えていかなきゃいけないだろうと。

また、その定数やいろんな問題についても今、消防団幹部と町の生活安全課の間でいろいろ議論もしていますので、もう少しその議論を深めて、やっぱりどうあるべきなのかということも含めて答えを出していきたいなと思っております。

企業との関係についてももう一度、そういう意味では見直してもいいのかなと、各企業ごとに消防隊というのがありますよね、企業の中に。そういうものとの連携とか、何かそういうものをもう少し考えてもいいのかなとも思いますし、今日の議論が十分ではないとすれば、もう少しまた時間を置いて少し考え方を整理して、また議論させていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

**○議長（貴多正幸）** 次の質問に移ってください。

**○2番（中村匡希）** それでは、2問目に移りたいと思っております。

質問事項、空家等対策計画の見直しのポイントは何か。

現在の竜王町空家等対策計画の計画期間は、令和5年度3月までと定められて

いる。対策計画の更新作業が進行中と理解しているが、これに関連し、次の3点について伺う。

1、計画開始期間の平成31年から今日まで、特に町内の空き家の利活用が進んでいるとは言えない。現状の空家等対策の課題と見直しすべき点をどのように分析しているのか。

2、現在の空き家等の調査は自治会を通じた聞き取り調査が主体である。行政による主体的な把握が必要と考えるが、見解は。

3、現在の空き家バンクの登録には、書類を印刷して窓口に提出する必要がある。町内に居住していない所有者にとって、登録のハードルが高いのではないか。手続のオンライン化の必要性は。

以上、お伺いします。

**○議長（貴多正幸）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 中村匡希議員の「空家等対策計画の見直しのポイントは何か」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「現状の空家等対策の課題と見直しすべき点」についてですが、毎年各自治会の御協力をいただき、空家等実態調査を行っており、近年の推移では、若干の増減をしながらもおおむね横ばいとなっております。令和4年度は155件であり、令和3年度の158件と比較して全体では3件の減少となっておりますが、住宅団地と農村集落で分けて比較すると、住宅団地では6件の増加、20件の減少があり、結果として14件の減少となっており、一方、農村集落では22件の増加、11件の減少があり、結果として11件の増加となっております。

このことから、住宅団地では毎年、一時的に空き家が発生するものの、不動産の流通が比較的活発であるため、結果として空き家の増加にはつながりにくく、農村集落では一定の空き家は解消されているものの、それ以上に発生していることが分かります。これは、農村集落では、一般的に所有する土地は、新たに取得した土地ではなく先祖から受け継いだ土地との意識が強いため、その意識から土地建物を手放すことが容易ではなくなり、結果空き家の増加につながってしまうのではないかと考えております。このことから、空家等対策計画の見直しポイントとしては、農村集落に軸足を置いた取組であると考えております。

その他、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、公布の日から6か月以内に施行とされていることから、

本町の空家等対策計画を見直す際には、今回の法改正で新たに創設された管理不全空家を計画に位置づけることなど、改正内容を踏まえる必要があります。

次に、2点目の「行政による空家等の主体的な把握」についてですが、現在の空き家等の把握方法は、まずは自治会を通じた実態調査を実施し、その結果を基に、固定資産課税台帳に登録された情報を利用して地番や所有者等を把握し、その後、危険度が高いと報告を受けた空き家について、職員が視認を行っているところ です。

地域のことは一番身近な組織である自治会が最もよく把握されておりますので、その貴重な情報を基に把握する方法が効率的でもれなく把握できる方法だと考えておりますことから、現在の自治会を通じた実態調査を基本としつつ、その結果を補完する形で行政情報等を活用することを考えております。

最後に、3点目の「空き家バンクの手續のオンライン化」につきまして、現在物件登録は0件、利用者登録は3件であり、郵送による手續も行っておりますが、町ホームページに掲載している制度紹介やQ&Aなどを分かりやすくすることで、登録希望者が役場へ問い合わせることなく登録手續ができるよう対応するなど、できるだけ登録希望者に負担がかからないよう工夫できればと考えております。

以上、中村議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** 再質問させていただきます。

以前、空き家に関しては課が設置されている期間がありましたよね。空家対策室というのがあって、本町に空き家バンクができたといった経緯があったかと思 います。

今、建設計画課にもう一度この事務分掌で戻ってしまったというような印象を私はどうしても受けるんですが、現在のその職員の課の体制でこの空き家対策というのは十分にできるとっておられるのか、その認識をお伺いしたいです。

あわせて、県の宅建協会との協働の在り方なんですが、今、空き家が仮にあったとして、出てきた空き家というのは、県の宅建協会からまた専門家の方が来て いただいて、その空き家の状態等を把握していただいて流通に乗せる、こういった経過をたどることになっています。

ただ、実際県の宅建協会というのは不動産流通に関するプロであるというふう に認識しておりますので、空き家をどうやって活かすかというソフトウェア的なところはちょっと苦手というか、彼らの仕事ではないんじゃないかなという気

がするんです。具体的にどういった業務上のすみ分けをしているのか、私からはうまく見えづらい部分があるんですが、その県の宅建協会との一緒に働いていく協働の在り方について、もう少し詳しく今のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、今月の話ですが、国のほうで空家特措法というのが新たに改正されました。今度からは管理不全空家というのも固定資産税の減免の解除の対象になっていくと、そういった制度の改正が行われるわけなんですが、複数の課で横断的に対応しないと解決できない課題がやっぱり空き家ですよね。先ほども同じような話がありましたが、建築部門だけで解決する分野では当然ないことだと思います。特に空き家になりそうな家、空家予備軍だとかは福祉部門のほうがよく詳しいと思いますので、こういった横断的に解決しないといけない課題が私は空家対策だと思いますが、その点について、課を横断する協力の在り方についての今のお考えをお伺いしたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 中村議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、現在の建設計画課での人員体制といいますか、その辺りの認識はどうかというところでございます。

空き家対策につきましては、空き家の利活用という部分と危険空き家の除却という2つの大きな分野がございます。これらを総合的に取り組むに当たっては、ある程度専属的に取り組める形が良いのではないかなと思いますが、ただ現状、限られた人員という中ですので、我々としましてはその中で精いっぱい取り組んでまいりたいということで御回答とさせていただきます。

それから、2点目の宅建協会との協調の在り方についてかと思えます。

竜王町では、令和3年11月に空き家・空き地バンクということで開設させていただいております、その際に併せて公益社団法人の滋賀県宅地建物取引業協会——宅建協会でございますけれども、そちらのほうと協定を結ばせていただいているというところです。

このバンクにつきましては、空き家等売りたい、貸したいという物件登録というものと、逆に買いたい、借りたいという利用者の登録という2つの登録がございまして、特に物件登録の申込みがあった場合は、宅建協会のほうに対しまして、町としましてはその物件の調査依頼をまずさせていただきます。宅建協会のほうからは、その物件について調査を行っていただいて、その物件が利用に値するものであるということの判断があれば、協会の担当業者のほうで、売りたい、

貸したいという方と直接媒介契約を結んでいただくという流れになってございます。それを踏まえてバンクのほうへの正式な登録ということをさせていただいております。最終的にはその売買契約が成立ということであれば、協会のほうから町のほうに報告いただくという流れでさせていただいております、そういう形の中で宅建協会のほうと連携させていただいているというところでございます。

それから、3点目の課を横断するような形で取り組むべきではという点でございます。

まず1つは、重点プロジェクトの中では、空き家に特化したわけではないですけれども、住宅等の確保の対策という中の一環として、空き家対策の取組というものもさせていただいているというところでございます。また、その課をまたぐ取組としましては、計画の中に庁内組織として空家等対策推進連絡会議というものがあまして、その中で協議もさせていただいていた経過もございますけれども、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、まず空き家を発生させていけないということが非常に重要になってきますので、そういった意味合いでは、やはり福祉部門との連携というのが、今までもそうですけれども、今後もますます重要であるというふうに考えております。

どうしても空き家の担当部署としましては、空き家調査によりまして、なった結果というのは把握できるんですけれども、いわゆる空き家予備軍的なところの状況というのは非常に把握しづらいし、対応もしづらいというところもございしますので、特に福祉部門、高齢者とか障がいとか、要は支援を必要とするような方々の情報がある中で、その支援が必要となる前の予防の一環として、空き家としない対策へのアプローチもありますので、その辺りを意識しながら、特に福祉部門等を中心として連携のほうを深めていきたいということで考えております。

以上、中村議員の再質問の回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 井口産業建設主監。

**○産業建設主監（井口清幸）** 中村議員の再質問のうち、1つ目の人的な部分について、なかなか担当課長から申し上げ難いところもあると思いますので、私も今の立場は4年目でございますが、3年間の中でちょっとその状況等も踏まえて、考えも含めて回答を申し上げたいと思います。

専任という形では、当然空き家の窓口という部分では専任はございませんので、今の人員の中で併任的にやっております。そうした中で昨年は、御存じのように1名専属でありまして、特に地元の実態調査等については、現地まで出向いてど

ういう状態なのか、個人情報もございますのであまり深掘りはできないですが、ちょっと周辺なり、また自治会長からヒアリングするとか、そういうところまで踏み込んだ調査の深掘りができたんですが、今年度、もしくは3年前になりますと、そうしたところがなかなか現実問題はできない状況でございますので、そういう相談に来られる方にせめて相談を窓口でできるような相談員的な、フルタイムでなくてもそういう方がおられたら、3つ目の質問にございました空き家バンクとのいろんな調整事とか、そういうのも含めてもう少し踏み込んだ空き家対策ができるかなというふうに思いますし、重点プロジェクト、横断的な話もございますけれども、今の実情ではやはり新しい住宅地のほうに重きを置いておるといのが現状でございますので、人的な部分についてはなかなか難しい現状ではございますが、そんな対応ができればというふうに私は思っております。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** いろいろお答えをいただきました。再々質問でちょっとお伺いしたいんですが、利用者登録が既に3件あるということで、これは個人情報の問題があると思うんですが、どういった方が希望されているのかというのを教えていただきたいです。

それから先ほど来、人員がやっぱりという話だったと思うんですが、今の井口産業建設主監の話でも、やはり新しい住宅の設置だとか、そういったところでどうしても力を割かざるを得ないという苦しい話があると思うんですが、例えば空き家だったら、空き家の事業ごと外部委託するとか、そういった方法もあると思いますし、あるいは、内部で回そうとするんだったら、これはほかの近隣の市だったら、そこで地域おこし協力隊とか、宅建の免許を持っている方とかを呼んできて空き家の事務をやってもらおうとか、そういった事例も実際にあります。ですから、別にそれは何かしらやりようがあると思うので、外注なり、あるいは協力隊制度をうまく使ってやるとか、そういったことに対してもやりようがあると思うんです。ですから、そういったことも一つ検討していただきたい、これはお願いなので考えていただきたいと思います。

それから、今日はせっかく福祉部門もおいでですので、空き家に対してどういうふうにお考えなのか、最後にお伺いして終わりたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 中村議員の再々質問の1点目にお答えいたします。

利用者登録が現在3名というところでございまして、この3名の方につきましては、竜王町内の方もいらっしゃいますし、そうでない方もいらっしゃいます。この方々が竜王町のバンクだけに申込みをされているのか、それともほかのところにおいてもされているのか、ちょっとその辺りの情報までは分かりかねますので、現在分かる範囲としてはそういったところでございます。

以上、中村議員の再々質問の回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 中原福祉課長。

**○福祉課長（中原江理）** 中村議員の再々質問にお答えいたします。

実際福祉課のほうで高齢者の皆さんの御相談に応じている中で、リバースモーゲージ制度を使いながら介護の費用を捻出したりというふうな事例も実際にはございます。ただ、リバースモーゲージの制度を使っていただくためには、資産価値がある土地でないといけないということがありまして、皆さんに利用いただけるということは少し条件的には難しいかなというふうに考えております。

また、空き家の関係でお家の御相談等がある場合もございますけれども、実際に福祉課のほうで御相談のお話をいただく段階では、判断能力が低下されている場合であったり、認知症の症状があったりというふうなことで、実際民法上の契約ということでは、売買等がもう難しい状況になっておられるということがございます。ですので、そういうことを思いますと、やはり予防的に関わるといった場合、元気なうちに御本人さんがやはり今後どういうふうに分かる大切なお家や物をどうしていこうかというふうなことをお考えになる、そういった時期に空き家のことについてもお考えいただけないかなというふうには感じております。

令和4年度の実績ではございますけれども、プラザのほうで実施しております生涯現役事業で空き家の勉強会をさせていただいたところ、大変好評でありました。やはり関心が高いということは感じております。

令和5年度につきましても10月、12月に司法書士さんをお招きいたしまして、野洲市の空き家対策の実例から、どういったことの準備が必要かということ司法の領域のほうからお話をいただこうというふうに思っております。ですので、自分が亡くなった後のお家の始末の仕方とかいう司法の領域というのは、大変日常では関わりづらいことでもありますけれども、御自分の大切なものということで少しそういった知識を身につけていただけるような機会を、福祉課としても設けていけたらなというふうに思っております。

以上、中村議員の再々質問の回答とさせていただきます。

○議長（貴多正幸） 次の質問に移ってください。

○2番（中村匡希） それでは、最後の質問に移ります。

質問事項、新小学校の開校時期はいつか。

現在、移転新築計画が進められている竜王小学校の開校時期は、令和3年度の議案書までは「令和7年4月を目指す」とされた。しかし、先日縦覧した事業認定申請書では、開校時期について「令和7年9月」とあった。また、町ホームページでは「令和7年度開校」とあるのみで、それ以上の具体的な時期について明言されていない。

現時点での竜王小学校の移転新築についてスケジュールの遅れがあるのか。また、現時点での開校時期はいつを想定しているのか。お伺いします。

○議長（貴多正幸） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 中村匡希議員の「新小学校の開校時期はいつか」の御質問にお答えいたします。

新しい竜王小学校の開校については当初、令和7年4月を目指しておりましたが、具体的に交流・文教ゾーンを一体的に整備することに伴う測量や設計を進める中で、各許認可手続や造成、建築工事期間などを検討したところ、小学校の建築工事に約15か月かかると想定し、令和5年度に小学校敷地の造成工事、令和6年度上半期に建築工事を発注し、令和7年9月を完成予定の時期としておりました。

なお、交流・文教ゾーンの整備については、土地収用法に基づく事業認定を受けた中で整備を進めてまいりますが、用地取得・各許認可申請・造成工事等の発注については、事業認定を受けた後でないと行うことができません。

今回、事業認定申請に対し、公聴会及び滋賀県土地収用事業認定審議会が開催されるため、一定期間を要することとなり、造成工事の着手に本町の想定としては約4か月から5か月遅れると見込んでおり、そのため建築工事にも影響してまいります。

事業認定後における各許認可手続等も含めたスケジュールについては、改めて見直す必要がありますが、現在、公聴会等の日程については、事業認定庁である滋賀県から示されていないため、現時点では明確な小学校の完成時期は申し上げられません。この間にも、まずは小学校の建築設計を遅れることのないよう進め、できる限り当初の目標に近づけるよう鋭意努力してまいります。

以上、中村議員への回答といたします。

○議長（貴多正幸） 中村議員。

○2番（中村匡希） 手短かに再質問させていただきます。

まず、この公聴会の開催についてなんですが、私も法律を読ませていただきました、利害関係者が開催を請求できると、このように書いてありました。この土地収用法に基づく公聴会の開催というのは、何ををもって利害関係者というふうに言うのかと私はすごく疑問に思う部分があるんですけど、これ誰だって言えちゃうような気がするんですが、それを認めてしまう県もどうなのかなと私は思うんです。それについて何か法律的な問題があったのかとか、そういうことを検証したりだとか、あるいは県に、これ本当に利害関係者なんですとか、そういった働きかけをされたのかというのを1点お伺いしたいんです。何だって言えちゃうじゃないですか、利害関係者ってこれ認めちゃうんだったら。私はちょっとおかしいと思うんです。それが1点目です。

それから、私もいろんな保護者の方にいつできるんやということを聞かれるんです。私はずっとこれ賛成はしてますけど、やっぱりいつできるか分からないと私も困るんです。だから、明確に時期が分かるんだったら打ち出してほしいと、こういった趣旨の質問であります。

現在、町のホームページでは一応「令和7年度」というふうにざっくり書いてあるだけなんですが、遅れることがもう明白であるなら「9月以降」とか、そういうふうに書いてもいいような気がするんですが、もう情報公開の在り方として住民さんにどういうふうに示すべきだと現時点でお考えなのか。やっぱり明確な時期を、遅れるんだったら遅れると言ったほうがいいと思うし、時期の示し方についてどのように思われるのかお伺いしたいと思います。

○議長（貴多正幸） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、公聴会におけます意見書の提出というのもありますが、利害関係人とはどこまでの範囲かというところがございますが、これは法的に決まった定義というのはいりません。ただ、あくまでも事業認定をする事業が何かによってどこまでが利害関係人になるかというところを、決まったものはないんですが、そこでどう見極めるかというところになるのかなと思います。

ただ、今回の交流・文教ゾーンの整備に対しましての利害関係人というのは、小学校だけではなくこども園もあり、広く町民さんに対してといいますと公園が一番あるのかなと、コミュニティセンターもこれなんですけど、そうなりますと、

今県の判断としましては、確定ではないんですが、一定町民は利害関係人という位置づけをされたというところを聞かせいただいています。ということで今回、誰が出されたということは、本人さんらから情報提供はされているとは思いますが、県からは一切教えていただいておりますけれども、考え方としてはそういう考え方ということで聞かせていただいているところでございます。

あと、スケジュール感をいつかということを示したらどうかということでございますが、これはちょっと先ほどの回答もさせていただきますけれども、今の時点ではここ、いつというのがなかなか言えないというのが正直なところでございますので、やっぱりある程度スケジュールが見定まった時点の中では、一定またお知らせもさせていただかないとは思っておりますし、また当然ながら議会のほうにも報告もさせていただかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

以上で再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 中村議員。

**○2番（中村匡希）** 利害関係人のことについて、私も何かずっと引っかかるというのがあったんです。この公聴会というのは、例えばダムを建設するとき、そのダムの通る予定にある谷の集落が沈んでしまったりとか、そういった場合は利害関係人であることは明らかだと思えます。あるいは、ダムができることによって下流の水の環境が変わって漁業関係者が影響を受けると、この場合もやはり利害関係人だと思うんですが、この件の認定の仕方がそもそも僕はおかしいと思うんですけど、最後に町長の御意見を聞いて終わりたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 中村議員がおっしゃっているように、私もそこは疑問があるんですけどね、ただ、最終的に我々が今の仕事を進めている中で、お互い県ともいろいろな協議をしながら進めているので、それは県の一つの意見として聞いておく必要があるだろうと判断しています。そうなった場合に、今おっしゃっているような議論になってくるだろうと、極論すれば。

そういうことはないというふうに思っていますし、もちろんこれは竜王町のためでもあるわけですから、しっかりと進めていきたいと思っておりますけど、少し一定の言葉の定義からいうとそういうことだし、町民全体に関わることですねって、要は個人財産権の話やからね、これは基本的には、個人の財産をどうするか、基本的には私有財産権をどう守るかという議論だと私は思っているんで、ただ、

その財産に関わるところが町民のための施設ということになるから、県のほうも少し考えておられるのかも分かりませんが、ただ、ちょっと私もそこは疑問を持っていることは事実だけれども、ただ、何とかそれは理解いただけるんじゃないかというふうには期待しているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（貴多正幸） この際、申し上げます。ここで午後2時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（貴多正幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、岡山富男議員の発言を許します。

11番、岡山富男議員。

○11番（岡山富男） 令和5年第2回定例会一般質問。11番、岡山富男。

近江八幡消防署竜王出張所の人員の確保を、で質問させていただきます。

近江八幡消防署竜王出張所は、1隊編成になっているので、消防車と救急車が同時に出動することはできない状態であります。このことについて、東近江行政組合代表者会議で、私は何回も質問や意見を述べさせてもらっているんですが、現状のままであるということです。

竜王町を安心安全なまちづくりにするには、現在の1隊から2隊に再編すべきではないかなと考えていますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（貴多正幸） 富田生活安全課長。

○生活安全課長（富田尚弘） 岡山富男議員の「近江八幡消防署竜王出張所の人員確保を」の御質問にお答えいたします。

東近江行政組合消防本部は、平成24年に愛知郡広域行政組合消防本部と東近江行政組合消防本部とを広域化し、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町の2市3町で構成する一部事務組合として組織され、現在4課5消防署4出張所体制であり、令和5年4月1日現在の職員数は302人で運営されています。

しかしながら毎年、10名前後の新任職員は滋賀県消防学校に入校し、約1年かけて教育訓練を受けていることから、実質は290人前後の消防職員であります。このような状況の中で、各署所の消防力を低下させることがないように、限られた職員数の中で消防職員の配置がされています。その上で、令和5年4月1日現在の近江八幡消防署竜王出張所の職員数は12名であり、1係6名の2係体制が敷かれ、24時間交代の隔日勤務体制となっております。交代勤務であること

から、週休日の割り振りにより常時4名の勤務体制を組み、それぞれの事案に応じ、消防車、救急車を乗り換えて出動しています。このことから、火災と救急事案が重なった場合、同時に複数の事案に対応できず、配備されている設備を有効に活用できないことは、町としても課題であると認識しており、これまでもあらゆる機会において職員の増員を要望してまいりました。

この課題を解決するためには、適正人員数をはじめとした組織体制全体の在り方について、構成市町である2市3町が一つの方向性を見出す必要があることから、東近江行政組合消防主管課長会等においても問題提起をしてまいりましたが、できる限り効果的な体制が確保できますよう、引き続き議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、議員の格別の御協力を賜りますようお願い申し上げ、岡山議員への回答といたします。

○議長（貴多正幸） 岡山議員。

○11番（岡山富男） まさしく前は蒲生のところに出張所があったんですけど、竜王町に來られて少し大きい出張所になって、話を聞きますと、近江八幡の消防署で、これは竜王の出張所で、最終的には出張所ではなくてもう少し格上げの状態で建築もされているということも聞いております。

そういう中で、ましてや竜王町としては、やはり工業団地を2つ持っているわけです。工業団地とかで何かが起こった場合、起こらないのが一番良いんですけど、そういうなんとか、実際に私も体験させてもらったのが、ダイハツの寮のところちょっと火災があったときに、それに竜王の出張所から來られないということで、普通の車で署長が來られたという感じも言われています。なかなか人がいない、今救急車が走ってますんでという感じで言われたので、やはりそういうところら辺で竜王町を守っていこうと思うと、やはり隊をもう一隊増やしてもらうことによって、安心した竜王町のまちづくりになるかなと思っております。

そういう中で、これは私も先ほども申しましたが、何回も言わせてもらってるんですけども、人員の関係がありますのでなかなか決定されていないということなんですが、特に町長にお伺いしたいんですけど、町長は東近江の行政組合の副管理者でもございますし、そういう場所で竜王町の出張所のところにもう一隊増やしてもらえないかということをお願いさせていただくことができるのかどうか。竜王の出張所のことは、やっぱりその場所にある竜王町の管理者のほうから言っていただくことによって動き出せるということもちらっと聞かせてもらったこともありますので、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（貴多正幸） 西田町長。

○町長（西田秀治） 岡山議員の御質問にお答えしたいと、よく言葉を選んでお答えします。

今お話しいただきました件ですけれども、私も実は同じような問題認識はしておりまして、ただ1隊増やすとなるとものすごい人数が必要なので、私としては両方とも動かせるような体制に増員できないかなという思いを持っています。

どんな手法でやっていくのかということについては、実は東近江の行政組合から連続でダイハツ工業のほうに幹部の人が二次就職先としてお世話になっているということもあるので、今、彼らが直接消防隊のほうの責任者でもありましたので、そこのところをどうしたら上手にできるのかというところを研究しようという話にしています。

もちろん正論として増員ということを主張してもいいんだけど、特に愛知消防との関係とかいろんなことが今ありまして、いわゆる合併時のいろんな経費負担の関係とか、人員負担の関係とか、今の負担金の算出割合のそういう手法についても、いろんな過去の合併時の問題がまだ尾を引いてますので、上手にそこところをやるには、1隊というのはまだ無理だと私も思うので、最低限2つの救急車と消防車が両方とも動けるような体制をつくるということを今考えています。

だから、もちろん一つは正論で言うこともそうなんだけど、そうするとまた、過去のいろんなペンディングになっている項目も、今封印されているやつが出てきて收拾がつかなくなる可能性もあるので、少しそういう作戦を練って知恵も借りながらやっていきたいと思っていますし、また、問題認識はもちろん持っていますので、とりあえずそういうふうにお答えをしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（貴多正幸） 岡山議員。

○11番（岡山富男） 特にこの問題は地域の方もよく見えるところですので、どないなったんやということも言われますので、ぜひともまた考えていただいて、やっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（貴多正幸） 次に、6番、尾川幸左衛門議員の発言を許します。

6番、尾川幸左衛門議員。

○6番（尾川幸左衛門） 私からは2問、質問させていただきます。

まず1問目、令和5年第2回定例会一般質問。6番、尾川幸左衛門。

町道の維持修繕は。

本町の町道は約118キロメートルあり、道路には、舗装、交通安全施設及び路面標示があります。また、これらの耐用年数は10年から15年であるが、本町においては、これを大きく超え破損しているものも多く見られます。交通安全施設の道路標識及び路面標示は交通安全に大きく影響するものであり、劣化度を定めて更新を行う必要があります。国道、県道は、劣化度の高い道路は少なく思えるが、本町ではどのような基準で行っているのか、次の点についてお伺いします。

- 1、道路の耐用年数は最大何年としているのか。
- 2、劣化度の測定はどのような基準で判定しているのか。
- 3、部分補修、オーバーレイ、全面改築の区分はどうしているのか。
- 4、道路台帳管理システムに経過年数、劣化度を定期的に入力し、予測し、計画的に行う考えはあるのか。

○議長（貴多正幸） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 尾川幸左衛門議員の「町道の維持修繕は」の御質問にお答えいたします。

まず1点目の「道路の耐用年数は最大何年としているのか」についてですが、本町では財政上の資産管理として、道路の耐用年数は10年としているところです。

次に、2点目の「劣化度の測定は、どのような基準で判断しているのか」についてですが、舗装や道路標識の健全度評価は、国の舗装点検要領や小規模附属物点検要領を基準としています。また、路面標示の基準については、日常のパトロール等において目視により摩耗状況を確認し判断しております。

次に、3点目の「部分補修、オーバーレイ、全部改築の区分はどうしているのか」についてですが、部分的な補修については主に集落の町道において、切削オーバーレイについては主に2車線の町道において、路盤を含む舗装改良については主に幹線的な2車線の町道において実施しております。

最後に、4点目の「道路台帳管理システムに経過年数、劣化度を定期的に入力し、予測し、計画的に行う考えはあるのか」についてですが、現状においては、舗装は道路台帳を基に点検を行い、点検結果を記録しております。また、道路標識も同様に標識台帳を基に点検を行い、点検結果を記録しております。このように、それぞれの点検結果については、地図情報も含め個々で管理している状況で

す。

本町の道路管理システムにおいては、町道の幅員や延長等を情報管理しておりますが、標識等の配置やその点検に基づく健全度までを一元的に管理しているものではございません。議員の御提案を踏まえ、今後研究をさせていただき、道路の維持管理をより効率よく行えるよう考えてまいります。

以上、尾川議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 尾川議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** ちょっと二、三、質問させてください。

まず回答に書いてます道路の耐用年数、これ資産管理としては10年というのは分かっているんですけども、資産管理じゃなくて更新管理は何年ぐらいで考えておられるのか。これを教えていただきたいのと、そして、1年当たり今、大体何キロメートルぐらいそういう補修をしておられるのか、それを教えていただきたいと思います。

それと、あと附帯構造物なんですけど、現状においては点検を行い、点検結果を記録しておりますと書いてますねんけれども、私のウォーキングしているところでは、まず小口の橋のガードレールが破損しています。そして、鶴川の宮さんの上の橋のガードレールが破損しています。そういうことなんですけれども、この点検結果というのはどういう結果になってますのかな。そこらをちょっと教えていただきたい。

そしてもう一つ、道路標示もかなり消えているところもありますし、道路もひび割れが非常に激しいところもあるかと思っておりますけれども、そういう基準はどうなっているのか、そこらをちょっと教えていただけますか。

**○議長（貴多正幸）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 尾川議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、耐用年数が10年の考え方について、実際の年数はどうかということかと思えます。

耐用年数という言葉から入らせてもらいましたのでこういう回答とさせていただいたんですけども、町の資産管理上での減価償却を計算する上での年数ということで今回お答えさせていただいたわけですけども、舗装の考え方というのは幾つかございまして、まず設計時に当たりましては、舗装計画期間というのがございます。これは一般的に10年なり、また大型の交通量が多いような幹線道路については20年ということになっておりますので、修繕なり新設に当たって

は、それに基づいてさせていただいております。それと、修繕計画時点での考え方としましては、使用目標年数というのもございます。この中では30年という考え方もございますので、考え方としてはそういうような考え方を持ち合わせております。

ただ、いずれにしましても、実際その道路の舗装を10年なり30年なり、そのとおりにできているのかということ、なかなか現実はそういうところではございません。実際の管理としましては、ちょっとお答えもさせていただいているところですが、点検要領に基づきまして、おおむね5年に1回の点検を基本とさせていただいております。その中で健全度評価をさせていただいて修繕の計画を立てて、その修繕計画に基づいて工事のほうを進めさせていただいているというのが現状でございます。

それから、補修の距離についてでございます。直近を確認させていただきますと、この回答の中で大きく3パターンに分けるような形で修繕のほうをさせていただいていることをお答えいたしました。まず幹線的な2車線道路のほうにつきましても、路盤を含むような舗装の改良をさせていただいております。直近を確認しますと、両車線を含めておおむね約300メートルさせていただいております。

それから、それ以外の2車線道路、切削オーバーレイで対応させていただいているような路線につきましては、これも2車線ですので、両車線を入れまして約500メートルを大体1年当たりでさせていただいております。

それから、部分的な補修ということで集落内、集落間の小規模な町道ですけれども、これは年間の単価契約というような形の中で対応しているんですけれども、足し合わせますと約200メートルの距離を年間当たりで対応させていただいているというところでございます。

それから、3点目の附帯構造物の点検の結果で、先ほどガードレール等もおっしゃっていただいたところでございますけれども、ガードレールにつきましては、実際点検の対象という位置づけはしておりません。これにつきましては損傷とか、そういう情報を受ける中で対応させていただいているというところですので、またその辺りを教えていただければ、確認させていただきたいと考えております。

特に附帯構造物の点検関係ですけれども、これは主に標識についてでございます。その標識につきましては、特に小規模附属物点検要領というのがございまして、この中に点検項目、どういうところを点検するかというチェック項目がござ

いますので、その項目ごとに健全度を確認して評価をし、取りまとめをさせていただいているという状況でございます。

それから、4点目の路面標示とかひび割れといったところです。路面標示につきましては、だんだん表示が薄くなってきていて、それに応じて対応させていただいているというところですが、もう一つのひび割れにつきましては、先ほど舗装の5年に1回の点検の中で、ひび割れ率の確認という項目がございます。そのひび割れ率がどんだけか路線ごとにチェックさせていただいて、その中で取りまとめさせていただいているというところがございます。

以上、尾川議員の再質問の回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 尾川議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** 先ほど、補修を1年間にしておられるのが全部で1キロメートルぐらいだというようなお話を聞いたんですけれども、これ建設計画課で聞いたら、町道は118キロメートルあると。1キロメートルですと、一通り直すのに118年かかると。こんな計画をしてたら、私はおかしいと思うんですわ。

それで私が今提案したいのは、台帳システムが非常に古いシステムを多分使っておられると思います。今はもうGISでしてやったら、全てデータは出てきて集計もできますし、そういうGISを入れてやっていただいたら、まずこれ、先ほど言うておられた30年としたら、3倍ぐらいはしなければ残ってくるような勘定になりますわね。だから、これを計画的にするには、どうしてもそういう新しいシステムを入れてもらわないとまずいと思いますねやわ。

今のデータは、多分思いますのに、地図が電子データ化でもPDFとかそういうもんで来てるだけだと思うんです。そういうGISのような一枚のものがあって、一つプロットしてやったら、その次の地図情報に移って行って、そこには何年に舗装した、そしてどこが悪いというのも毎年デジタルで入力してやったら答えが出てくると、そういうシステムをつくってもらったほうが、町の職員さんも楽ですし、道路のためにもよろしいし、ただ、費用がかかりますけどね。費用もそんな莫大な費用はかからないと思うんですわ、GISですと。そこらを一回研究してもらったらどうかと思うんですけれども、研究というよりも、もう研究より進んで検討ですね、それをお願いできんかと思うんですけれども、どうですやろね。

**○議長（貴多正幸）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 尾川議員の再々質問にお答えいたします。

大変すばらしい御提案をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、今現在、町のほうにも道路管理システムというのがございまして、それが多分古いのではないかということをおっしゃっていただいておりますが、調査研究というのが必要になるんですけど、まずはその道路管理システムが新たに情報を入力していったり、多目的に活用することができるのか、その辺りは一旦は調べさせていただきたいと思います。

当然予算面の課題もございまして、システムとしてはいろいろあるのかどうかと思いますけれども、最終的にはプロとか専門屋さんには使いやすいけれども、素人には使いにくいというのもちょっとどうかと思いますし、ちょっと様々な方面から一度研究はさせていただきたいと思います。

いずれにしましても、この道路の維持管理につきまして、情報をより効率的に管理していけるということは非常に大事なことだと思いますので、まずは調査なり、研究なりをさせていただきたいということで御回答とさせていただき、また、御指導、御鞭撻をいただければ幸いに思います。

以上です。

**○議長（貴多正幸）** 桴木副町長。

**○副町長（桴木栄司）** 尾川議員の再々質問に、私のほうからもお答えさせていただきたいと思います。

システムの話は研究ということでさせていただきたいと思いますが、118年もかかるようなことでよいのかということ、まず議論しなければならないかなと思います。ほんまに30年ぐらいもつんやったら、それなりの延長を常に補修しならんし、それでも財源も要りますので、その点が竜王町が遅れたのか、ほんまに住民の方に、通行者の方に若干御不便はかけていると思いますが、やはり財源もございまして、そやけど、ずっと放っとくわけにもいきません。100年もかからんようにはやっぱり努力しなあかんかと思いますので、しっかりと調査をしながら、現実のところとしてできるだけ適切に維持管理、また修繕できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（貴多正幸）** 次の質問に移ってください。

**○6番（尾川幸左衛門）** 2問目は、地震の対策は、ということでございます。

南海トラフ巨大地震は、近い将来迫っていると予測され、マグニチュード8～9クラスの地震発生確率が30年以内で70%～80%と、非常に高い確率となっています。本町の建築物耐震改修促進計画の住居は、昭和56年の建築物で区

分しており、昭和55年以前は耐震ではなく、昭和56年以後は耐震となっています。

地震の影響は、震度による揺れと地盤の液状化であります。竜王町地震ハザードマップでは、平地部では震度6強、山地部では震度6弱となっており、地域の危険度マップによると、平地部では5%～10%未満の区域の建物が全壊すると予測されています。また、県の液状化危険度マップによると、PL値（流動化指数）が15以上の地域から液状化が発生し、対象になるのは本町の平地部であります。地盤の液状化が発生すれば、耐震化できている建物でもくい基礎のない基礎は、基礎がなくなることにより建物は破損します。

液状化を精度高く判定することは、地震対策を考えるにも不可欠であります。町内の既存の土質データと新たに土質資料を採取しPL値を測定し、詳細の町内液状化マップを作成し耐震化計画を作成すべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

**○議長（貴多正幸）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 尾川幸左衛門議員の「地震の対策は」の御質問にお答えいたします。

まず本町では、今後発生する可能性がある地震について、住民の皆様に関心と知識を持っていただき、日頃から備えをしていただくために「地震ハザードマップ」を作成しております。この地震ハザードマップについては、本町周辺の活断層の中で、地震が発生した場合に大きな揺れが想定される琵琶湖西岸断層帯地震を想定して震度を計算し、「揺れやすさマップ」として町内各地の想定される震度を示しております。また、この「揺れやすさマップ」に示す想定地震の揺れの強さになった場合、建物に被害が生じる程度を危険度として「地域の危険度マップ」に示しております。

一方、地震発生に伴う液状化現象に対する危険度については、滋賀県防災情報マップの液状化危険度分布マップを活用していただくことにしております。ただし、このマップについては、防災対策等を検討する上では有効ですが、500メートルメッシュで作成されており、個々の施設の危険度を判定するためのものではないとされております。

議員御指摘の、土質資料を採取してPL値を測定し、詳細な町内液状化マップを作成することについては、直ちには困難ではありますが、今後、各種ハザードマップの更新において、既存資料の調査等を含め研究させていただきたく思いま

すので、よろしくお願いいたします。

以上、尾川議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 尾川議員。

**○6番（尾川幸左衛門）** 地震で怖いのは、揺れがまず震度6とか、震度5を言うておりますね。それより怖いのが地盤の液状化ですね。液状化というのは、地下水が高いところで砂層がありますと、その砂が液のように、水のようになってしまうと、もう基礎を有しないと、そういう形になってしまうと、そういうことでその建物が傾いてしまうと、そういう現象です。これ非常に恐ろしい現象で、阪神淡路大震災ではこれが非常に激しかったです。

この間、研修で福島県へ寄せてもらいました。あそこは津波が非常に激しかったと。ただし、あそこの人も言うておられたんですけども、地震が起こって少し津波が発生していないところは、やっぱり液状化が発生したと。液状化が起こると、震度6の揺れで倒れるよりも、基礎がないですから激しく起こります。今は竜王町は揺れしか見てませんけれども、先ほど課長が言われたように、これは県の液状化ですけども、県の液状化は1つずつ詳細にボーリングで調べておかれるわけではないです。地質図から見ておられます。だから、大まかなデータです。

竜王町の場合は、これ平地部のところはほとんど真っ赤かになっています。液状化が発生するとなっています。ただ、自分の家でいいますと、自分の家は新築するときに土質調査をしました。そこは液状化が発生しません。ですから、竜王町においても詳細を調べたら、液状化が発生するところとしないところがあると、多分そうだと思います。

そのために私は、土質調査をするのも大事ですけども、竜王町の場合はたまたま平地部はほとんど下水道ができています。下水道のときに土質資料を調べておられます。そのデータを用いてもう少し液状化の詳細を調べたらどうかと。そうすると、資料はあるんですから分析だけですから、そんなに費用はかかりません。そしてもう少し詳しく調べられます。

地震が起こったとき、新地町に行ったときも言うておられたんですけども、予測というのが大事ですよ。地震が起こったらどのぐらい壊れるかという予想を前もってしとくと「つもり」ができますから、そういうことをする必要はあると思うんですけども、そこらはどうですか。まず既存の役場にある資料でもってそういう分析をしてみると、そういうことをされるという意味はありませんか

ね。

○議長（貴多正幸） 富田生活安全課長。

○生活安全課長（富田尚弘） 尾川議員の再質問にお答えいたします。

先ほど最初の質問に対する答弁の中でもお伝えさせていただきましたとおり、まずは既存の資料の調査、そこから見えてくるものというところを大前提とする中において、先ほど議員の御指摘のとおり、そこからさらに細分化するに当たっての調査という考え方はどうやということだと思えます。そうすることにつきましては、当然ながら費用と時間、いわゆるコストという側面も考えた上で進めていかなきゃいけないということもあるわけですが、今後他のハザードマップ、先ほど議員がおっしゃっていた新地町におきましても、一冊の防災マップという形でいろんな種類の地図を一つにまとめて、住民への防災への周知ということでもまとめ上げられているところもあります。

そういったところにおきまして今後、繰り返しになりますけれども、各種ハザードマップを更新する際に、即時にはできませんけれども、そういった側面を考えながら、実際に調査をしていくべきことかどうかというところを詳細に考えた上で進めていけたらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、尾川議員への回答とさせていただきます。

○議長（貴多正幸） 関司総務主監。

○総務主監（関司明徳） 尾川議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今、アドバイスをいただきました内容につきましてというところで、下水工事をする前には土質をして柱状図等を作る、その中でどうするかというようなことの中でのデータというのは持ち合わせていると思えます。また、当然公共施設を造るときにはボーリング調査等をして、それぞれの地点の土質等も調査しますので、町内にはいろんな場所での土質データというのは持ち合わせているのかなというふうには思っております。

ただそういった中で、データがひとまとめになっているかということ、なかなかそういうところまで及んでいないのが現状でもございますので、今議員からアドバイスをいただきました分について、一旦そのデータが整理できるのかということから始めていく必要があるのかなというふうに思っております。データがしっかりそろえば、あとは分析ということになりますけれども、一番時間的にも費

用的にもかかるのは、それぞれ持ち合わせているデータをうまいこと全町組み合わせせていくことが大事なことかなと思いますので、一ついただいたアドバイスということで、まずは手がつけられるものかどうかというところの検討から考えさせていただきます。

以上、補足とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（貴多正幸） 尾川議員。

○6番（尾川幸左衛門） 早速データを調べていただいて、液状化を調べていただきたいと思います。

本当に大事なんですわ、液状化というのは。皆さんは土木屋やないから御存じないと思うんですけども、土木屋の私が阪神大震災のときの液状化を最初に見たとき、もうびっくりしましたわ。これが液状化かと。砂があふれてくるんですわ、どンドン。ほらすごいもんですわ。土木屋はよく分かります、恐怖ですね、これは。それを調べてください、お願いします。

終わりです。

○議長（貴多正幸） 次に、5番、橘せつ子議員の発言を許します。

5番、橘せつ子議員。

○5番（橘せつ子） 令和5年第2回定例会一般質問。5番、橘せつ子。

今日は4問の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1問目です。

中心核「交流・文教ゾーン」整備の進め方は。

4月12日付で県に提出された「竜王町中心核「交流・文教ゾーン」整備事業」の事業認定申請書（以下「申請書」という）については、5月11日まで町役場で縦覧が行われました。その内容については、2月の土地収用法の事業説明会でも、3月の議会でも提出されていないものが多く含まれていましたが、次の3点についてお伺いします。

1、各施設の平面図、各施設の予算等は初めて示されたものであり、町民にも議会にも示されない内容で申請書が提出されて事業が進められることは問題であると思いますが、町の考えをお伺いします。

2、令和5年第1回定例会で、道路・敷地造成工事費用が示されましたが、申請書に出されていた各施設の予算合計約49億6,060万円は、物価高騰分を見込んでおられるのでしょうか。

3、交流・文教ゾーンの財政計画を明らかにして、町民の理解、同意を得るた

めの説明会を開催する必要があると思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（貴多正幸） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 橘せつ子議員の「中心核「交流・文教ゾーン」整備の進め方は」の御質問についてお答えいたします。

まず1点目の御質問ですが、「交流・文教ゾーン」の整備につきましては、これまでから都度、議会において事業の内容や必要となる事業費、交付金等の財源について御説明を申し上げ、必要となる予算については御審議いただき、お認めいただいているところでございます。

土地収用法に基づく事業認定の手續に当たっては、議員仰せのとおり、事業認定申請書の内容について、2月4日には土地収用法第15条の14に基づく事業説明会を開催し、全体事業の概要を申し上げ、町役場において事業認定申請書の写しを4月24日から5月11日まで縦覧に供することで、町民の皆様をはじめとする利害関係者の方に事業の内容を御確認いただく機会を設けさせていただきました。事業認定申請書における小学校をはじめとする各施設の内容、事業費につきましては、配置すべき機能や設備等の整備に必要な土地の収用を目的に、町行政として取りまとめ作成したものであります。

今後、各施設の整備時期に合わせ基本設計や詳細設計を行う中で、議会をはじめ利用者等の関係者に御意見を賜りながら、最終的な施設の内容を固め、必要となる建築費等を算出したいと考えております。

次に2点目の御質問ですが、事業認定申請書に明記しております事業費につきましては、前回の一般質問でも御回答させていただきましたが、以前から申し上げております概算額を計上しております。今後は、竜王小学校基本設計・実施設計をはじめ、その他の施設の設計を進める中で、物価高騰分による影響も考慮し、必要となる事業費を算出し都度、お示しをさせていただきたいと考えております。

最後に3点目の御質問ですが、交流・文教ゾーンの整備事業につきましては、これまでからも町広報やホームページ、また輝竜の郷づくり懇談会等において事業の内容について御説明をさせていただいたところであります。

本事業に対し、多くの方々に御理解をいただけていると判断し現在、事業を進めさせていただいていますことから、改めて「交流・文教ゾーン」整備事業の説明会を開催することは予定しておりませんので、御理解いただきますようお願い申し上げます。橘議員への回答といたします。

○議長（貴多正幸） 橘議員。

**○5番（橋せつ子）** 回答いただいたんですけども、ちょっと私の問題としているところにはお答えいただいているように思いますので、もう一度質問させていただきます。

2月の土地収用法の事業説明会では、どうして各施設の平面図や各施設の予算等は示されなかったのでしょうか。概算で各施設の予算は40億円と出されていましたが、今回のこの縦覧の中では49億6,060万円になっておりました。そういうところら辺でもうすごく約10億円ぐらい違ってきているわけですね。議会にも各施設の平面図とか予算も示されなかったように、記憶しているところではちょっと覚えがないんですけども、その辺について町の考えをお伺いします。

**○議長（貴多正幸）** 森中心核整備課長。

**○中心核整備課長（森 徳男）** 橋議員の再質問にお答えさせていただきたいと考えております。

まず、2月4日の事業説明会と縦覧の内容というところでございますが、事業説明会につきましては、土地収用でここは土地が交流・文教ゾーンで必要やということで、その中でまず土地収用法の申請書の中身の部分についての説明でございますが、当然ながら橋議員につきましてはもう収用の申請書を見ていただいたと思いますけれども、あれだけの内容を全部説明するというのではなく、まず事業の必要性、この場所にする、それで概算の事業費というところを事業説明会でさせていただいたところでございます。その少し細かい内容、今の認定申請書になりますが、それは縦覧でもって見ていただく、これが法の手続の中で事業説明会をする、また公告・縦覧をする、こういうところで内容を見ていただいているというところでございます。

それと、事業費の関係で今、40億円と49億円というところでございますが、説明会の資料にももちまして、今回の収用事業に対しましては、合計では49.6億円ということでお示しをさせていただいております。これは、収用事業対象というのは造成部分ということと、それ以外の事業認定の対象外というところは道路部分ということで、ここにとっては若干の差異が起こっているというところでございますが、そうしたところですけども、事業認定書に書かせていただいている事業費なり、この前の2月4日の説明会の事業費というものにつきましては、合計になりますが、同じ事業費で掲載をさせていただいているところでございます。

以上、橘議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（貴多正幸） 橘議員。

○5番（橘せつ子） 物価高騰で、町民の皆さんの声からは、一体幾らかかるんやというふうな意見が出されています。今、49億6,000万円の部分について、物価高騰分は見込んでおられるのかということをお伺いしたら、この分は入っていないというふうな回答でしたので、それをもし40%の値上げだということになった場合は、約70億円になるんじゃないかなと思うんです、概算ですけど。そうしたら、そこにまた道路や敷地造成、工事費用等、前回の第1回定例会で示された工事費用などを併せると約17億円あったと思うんですけれども、あとコミュニティセンターを10億～20億円というふうな話もさっき出されていてたけれども、そういうふうなことも考えますと、この事業自体が100億円を超えるんじゃないかというふうに思われるわけです。

そういうふうなことも含めまして、交流・文教ゾーンの財政計画をもう一度きちんと明らかにして、町民の皆さんに「これでいいか」ということを尋ねるといふか、やっぱり同意を得るといふ説明会が私は必要ではないかと思うんですけれども、回答では必要ありませんみたいな、必要はないといふか、考えていないといふふうな御回答だったと思うんですけれど、それはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。これまで何度も財政計画や施設の予算を伺ってきましたけれども、都度、「お示しします」の回答で、それは交流・文教ゾーンの中身であるにもかかわらず、回答としてはおかしいのではないかと常々から思っております。例えば私たちが家を建てるときに、全体の予算も分からないのに「建ってますよ」とかは言えないわけですよね。それと同じことが今、ここでも行われているのかなというふうに思いますので、そういうところら辺は私は納得できない部分でもあります。

その辺についての回答を求めたいと思います。できれば、最後には西田町長のほうからもお伺いしたいところです。

○議長（貴多正幸） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 橘議員の再々質問について御回答させていただきます。

今、物価高騰の分がこれからどうなるんかというところでございます。こちらにつきましては、当然ながら私らのほうも懸念しているところでございます、そうした中でもいかに進めをしていくかというところでございますが、まず大前

提として、以前から申し上げておりますように、この交流・文教ゾーンの整備に對しましては、特に施設でございますが、それぞれ老朽化に伴いまして更新していくという施設でございますので、それをいかに今の子どもたち、町民さんに、更新して早くそうした施設を提供させていただきたい思いの中でもさせていただいておりますし、そうした中でこのゾーンを決めていく、この中心核整備の中の交流・文教ゾーンをリーディングプロジェクトとして一番に進めさせていただくというのが一番の目途でございます。

そうした中で、やはり財政の計画でございますが、今橘議員仰せのとおり、それぞれの施設に対してどれぐらいかかるかというのは、その時々により設計なりをしないと事業費は算出できませんので、そうした中の事業費を算出させていただいて、当然それを御説明させていただいて審議いただいて、その中でお認めをいただくかどうかという判断をしていただくというところかなというふうに考えているところでございます。その中でやはりどれぐらいかかるかということがございますので、こちらの担当の部門としては、どうしたらその施設を、小さければいいというものではなく、やはり何十年と残すものなので、過度なことはしないにしても、やはりこれから長い間使っていただけるような施設を考える中でも少しでも事業費が減らせるというのか、縮小できるか、また必要な部分は絶対残すとか、そういったところを検討するのがこちらの担当の業務かなというふうに思いますので、その点につきましては改めて御理解をいただきますようお願いしたいと思います。

以上、橘議員の再々質問の回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 大変いろいろ御心配いただきましてありがとうございます。

本プロジェクトについては、数年にわたって、もちろんいろんな機会を捉えて説明もし、御理解もいただき、我々としては十分説明責任を果たしたというふうに思っています。

もちろんいろんな考え方がありますし、先ほどおっしゃっていた自分の家を建てる時にどうこうという議論もありますけど、これは公共施設を造っていくということでございまして、ある意味次元が違うところもあるかと思えます。そういう意味で、もちろん各議会の役割もありますし、我々は考え方を説明し、議会で予算をきちっと整理させていただいて承認をいただきながら、具体的な事業を進めるということでございますので、それについて私は、あえて再度原点に返った

説明は必要ないというふうに理解をしております。

したがって、そういう判断の下に必要な予算についてはまた議会に計上させていただき、そこで承認をいただくことによって二元代表制の本来の議会運営ということにつなげていきたい。全てのことを、住民の皆さんのもちろん意見は大事だし、聴かなきゃいけませんけれども、それでは仕事が前に進みませんので、そういう意味で進めてまいりたいと思いますので、そのところは御理解をいただきたいし、もちろんいろんな意見があると思います。我々の考え方にやっぱり異論といいますか、反対をお持ちの方ももちろんおられると思います。ただ、今、竜王町にとって何が必要なのか、何をしなければいけないのか、なぜ今の状態が生まれているのかということも十分考えながら、将来の町のために今できることをしていく、そういう施設集約をするのがそうなのか、いや、そういうことはせずにそういう対応はしない方向を取るのか、それはそれぞれの考え方でございますので、そのところは我々の考え方はそういうことでございますというふうにお答えをし、御理解をいただきたいなと思います。

以上でございます。

**○議長（貴多正幸）** 次の質問に移ってください。

**○5番（橋せつ子）** 2問目に移ります。

コミュニティセンターと竜王町公民館のあり方は。

竜王町中心核「交流・文教ゾーン」整備事業の中で、コミュニティセンターの在り方について、令和5年第1回定例会一般質問では、竜王町公民館の機能を含めたコミュニティセンターにして、将来的には現在の竜王町公民館は老朽化もあるので除却（解体して更地に）するという回答でありました。

そこで、次の2点についてお伺いします。

1、このことは、町民はじめ、利用者にも初めて示された内容であると思いますが、町民には十分な説明と同意を得る必要があると考えます。町はどのような方法で説明をされる予定か、町のお考えをお伺いします。

2、公民館機能を含めたコミュニティセンター建築の計画には、約10億円から20億円の予算が必要であるが、交流・文教ゾーンの整備事業からは外して考えていくと回答されておりました。しかし、今回の事業認定申請書にはコミュニティセンターも含まれておまして、「外して考える」とはどういうことなのか、町のお考えをお伺いします。

**○議長（貴多正幸）** 谷未来創造課長。

○未来創造課長（谷 大太） 橘せつ子議員の「コミュニティセンターと竜王町公民館のあり方は」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問ですが、コミュニティセンターの建設に向けては、昨年度から重点施策プロジェクトに位置づけて取組を進めております「地域コミュニティ維持・活性化」の検討の中で、住民アンケートや自治会ヒアリングを行い、どのようなコミュニティセンターであればいいかを尋ねたいと考えております。

一方で、公民館機能である「地域の人材育成やまちづくり」、「文化振興の拠点」としての機能が果たせるために必要な部屋の規模等につきましても、今後、公民館を御利用の皆様からも御意見を広くお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問の「公民館機能を含めたコミュニティセンターの建築を、交流・文教ゾーンの整備事業から外して考える」とはどのようなことかの御質問にお答えいたします。

御指摘の回答は、先の定例会において杼木副町長が行ったものでございますが、コミュニティセンターは、国等の財政支援を最大限活用しながら、当町における多世代の交流や安心安全な防災の新たな拠点とするため整備しようとするものでございます。

一方で、交流・文教ゾーンの整備にかかわらず、現在の公民館が建築後49年を経過していることから、耐震年数を考慮しますと、建物として今後どうするかを考え始める時期になっておりますが、公民館を公民館として建て替えるための国等からの財政支援は期待できません。我々といたしましては、これまで公民館が担ってきた機能を、時代の変化に合わせながら、いかに残していくのが重要であると考えております。このためには、国等からの財政支援が期待できるコミュニティセンターにその機能をしっかりと引き継ぎ、引き続き竜王町らしい「地域の人材育成やまちづくり」、「文化振興の拠点」をつくりたいと考えておりますし、コミュニティセンターに移ることで効率的に施設を運営することができると考えております。

このような方針の下、コミュニティセンターへ引き継ぐ必要な機能やその規模について検討する必要があり、この検討は、交流・文教ゾーンの整備事業で行うものではなく、予算も含めて個別に検討していることから、「外して考えていく」と回答させていただいたものでございます。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（貴多正幸） 橘議員。

○5番（橘せつ子） すみません、先ほどの質問とも関連していることなんですけれども、縦覧ではコミュニティセンターの予算は1億4,052万円と上げられていました。しかし、平面図やその説明では、公民館機能を備えた施設として示されていました。なぜ10億円から20億円がそこには出されなかったのか。申請書は整合性のない予算でも大丈夫というか、通るといふことなのか、その辺が私としては納得いかないところなんですけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（貴多正幸） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 橘議員の再質問にお答えいたします。

今回の事業認定申請につきましては、先ほど私のほうの質問がありました回答の中でもさせていただいておりますが、必要な機能・設備は町行政のほうで取りまとめたということで、一定必要な用地の部分を確保するというところで申請書のほうを上げさせていただいております。

事業費の概算につきましては、その中でまずは概略としては1億円というところでは数字は上げさせていただいておりますが、当然ながらその中の機能というのは、課長のほうの回答でもさせていただいておりますが、実際はそうしたところをどうしたものをしていくかという中身を詰めていくというところがございますので、そうしたところでどれだけ事業費がかかってくるかということはあると思いますが、一旦は一般的な概算の中では示させた数字であります。実際は必要な土地が要りますので、そうしたところは敷地としてはお示しをさせたというところがございます。

以上で、橘議員への回答とさせていただきます。

○議長（貴多正幸） 桴木副町長。

○副町長（桴木栄司） 橘議員の質問に、前回の質問で私の答えたところからいろいろな新たな展開が出ておりますので、少し補足をしておきたいと思っております。

今申しましたように、土地収用法に限っては、やはりそれぞれの施設の土地の面積を確保するためにそれなりの機能、配置計画といったものから算出することによって、いわゆる収用法に基づくコミュニティセンターとして位置づけをしているところについては、将来の公民館機能の移転も含めてその面積を確保したいという意向から、それなりの今の公民館機能の維持ができるような面積を確保するための、いわゆる基本的な機能を備えるための面積を確保するための図面を描かせてもらったところがございます。

ただ、まだそこに正式にどのような形で公民館機能を持ってくるのか、また、公民館機能がベストな位置かということについては現在も議論をしておりますが、その意味では、経費としては公民館の文化ホールとかそんななしで、コミュニティセンターとして地域の活動家なり、地域の課題を解決するようなコミュニティの拠点としていきたいということで、言わば会議室とか、さらには多目的な部屋とか、そういうことで考えると最低限は1億円程度のものという考え方でございますので、そのことは御理解をいただきたいかなと思います。

それと、「外して」ということで経費のことをしゃべったと思うんですが、それは確かに1億円分しか今までの50億円、55億円の話の中には、いわゆる会議機能、コミュニティセンター機能の分としては入ってませんよと。ただ、そこへ公民館とかいろいろつけてきたら、やっぱり近隣のいわゆる小ホールなり、文化ホールを備えたものやったら10億円から20億円ほどが一般的ですよと、その中でもできるだけコミュニティセンターという補助金を取ってくれば、10億円までやったら5億円ぐらい補助金が下りてくるというようなことで、50億円、55億円の中では10億円、20億円の話は入ってませんよというようなことで回答させてもらったものでございます。

今後についてはしっかりと、まずは公民館の在り方、コミュニティセンターの在り方、既に検討を進めておりますが、その中ではその位置のところに正式に確固たる計画を整えることによりまして、その分は今「外して」数字はありますが、やっぱり一体性の中では考えていかなければならないと思っておりますので、具体の検討についてもそういった形で関連づけてしっかりと詰めていきたいかなと思っております。

以上、ちょっとややこしい話になりましたが、組立てとして、立てつけとしてはそういうようなことでございますので、御理解いただきますようどうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** ちょっとじっくりといかない部分も大きいんですけども、言われることは何となく分かってはいるんですけども、外して考えても、公民館の機能を備えたコミュニティセンターの費用としては10億円から20億円のお金はかかると、町民の負担は大きくなるだろうということは予想されるわけですよね。そこだけちょっと確認させてもらって次の質問に行きたいと思っておりますので、すみません。

○議長（貴多正幸） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） プラスアルファの考え方になりますので大きくなると。大きくというか、しっかりとその分は別上げでございますので、併せれば大きくなるというようなことになるかと思いますが、いずれにしてもどの施設も必要な施設を、新規の施設を造るわけではないので、特に公民館辺りはしっかりとその機能をその場でできればつくり上げることによって、住民さんの思いも達成できますし、経費的にもリーズナブルにできていくのかなというのは私どもの考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（貴多正幸） 西田町長。

○町長（西田秀治） 先般の地域活性化委員会の中で本件について各議員さんの御意見も頂戴しましたので、また今日、質問ということで橘議員からも御質問いただいたということでございます。

我々の基本的な考え方は、今御説明をさせていただいたとおり、一時期にはなりますけれども、やはりコミセンと公民館機能を併せたものをこの時期に造ってしまうと、そのほうが全体的に国の補助も合憲限度に使えるということもありますので、そうしたらどうだろうかという提案を我々としては考えているところで

す。

ただ、そのときに議員の皆さんも、やはり資金計画とかいろんなこともあるから、もう少し慎重に考えたらどうだろうかという意見も多くございましたので、そのときも結論としては、もう少し議論をした上で決めましょうというふうにしていただいたと思っておりますので、その方向でまたいろんな議論もいただきながら、ただ、どちらにしても公民館をいつまでも今のまま30年、40年とは使えませぬので、どうするのかというのはまた、どの時点で建て替えるのかとか、そういう機能が要らないというんなら除却するということになりますけど、多分竜王町の歴史から見てもそんなことはないと思ひますので、どの時点で造って使えるようにするのかという、どちらにしても個人のいろんな投資もそうですけれども、我々が公共施設を造るという意味でも、資金を分割して数年にわたって返済するという形になるわけですから、確かに金額的には固まりますけれども、そのほうがいいという議論もあろうかと思ひます。

そういうことで御了解をいただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（貴多正幸） 次の質問に移ってください。

**○5番（橘せつ子）** 3問目に行きます。

竜王町防災計画の指定緊急避難場所のあり方は。

今年は早くも台風が襲来し、大洪水の危険が懸念される時期になってきております。また、最近では全国各地で地震が頻発し、地震対策にも気が抜けない状況でもあります。

令和3年第2回定例会の一般質問でも取り上げてまいりましたが、震災時の指定避難場所、指定緊急避難場所の区分の在り方は、竜王町を地域的に4分割したような区分になっており、現実的に避難するには問題が多い地域が出てきています。

例えば、竜王小学校に避難となっているさくら団地や山中地区は、自動車を使用できない災害状況になった場合、遠距離であり、徒歩での避難は困難であります。岡屋、小口についても同様で、水害の危険の高い方向に避難することとなります。竜王中学校に避難の薬師も同様のことが言えるのではないのでしょうか。竜王西小学校には校区のほぼ全ての地区が避難となっていますが、広範囲の被災時には対応できるのでしょうか。

様々なことを考慮して、指定避難場所の在り方を全体的に見直す必要があると思っておりますが、町の考えをお伺いします。

さくら団地、山中、岡屋、小口、薬師などの緊急避難場所は一時的に総合運動公園（ドラゴンハット）にする等の対応が必要と思っておりますが、町の考えをお伺いします。

**○議長（貴多正幸）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 橘せつ子議員の「竜王町防災計画の指定緊急避難場所のあり方は」の御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問の、指定避難場所の在り方を全体的に見直す必要についてですが、避難所は、風水害等の災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで一時的または一定期間滞在させる場所として、想定される一定の人数を受け入れる避難者のスペース、物資の集積、情報の掲示等の使用スペースのほか、避難住民の動線確保のためのスペースが必要であります。

町の指定避難所（緊急指定避難場所）は、御承知のとおり6か所を指定しており、そのうち、竜王小学校、竜王西小学校、竜王中学校、道の駅アグリパーク竜王の4か所は、施設の規模を考慮して避難地区を指定し、32自治会の避難場所として割り振りをさせていただいております。

竜王町総合運動公園と竜王町公民館の2か所については、避難地区は指定せず、全地区を対象としていますが、竜王町総合運動公園は大規模災害時の避難場所とし、竜王町公民館は、自主避難所として位置づけておりますことから、現在のところ、指定避難所の変更などの見直しについては検討しておりません。

2点目の御質問ですが、竜王町総合運動公園につきましては、風水害時には、祖父川の氾濫のおそれがある中、住民が祖父川沿いを移動することとなるため、避難所として開所することは適切でないと考えています。加えて、避難所としてだけでなく、救援物資の受入れ、仮設住宅の設置、災害廃棄物の仮置場等として敷地内を使用することを予定していることから、運営面においても支障を来すと考えております。

このことから、竜王町総合運動公園については、対象地区を指定した避難所とはせず、限りある施設の中で災害の状況に応じて柔軟に活用できる施設として位置づけられておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 前回の回答とほぼ同じ回答だったのでちょっとがっかりしておりますが、関係する地域の住民は、避難する場所がこのままではとても不安な状況が拭えません。実際、山中やさくら団地の者は、歩いての避難はあまりにも遠過ぎます。やっぱり歩いて避難できる場所をお願いしたい。それは、そういうふうな場所を確保するというのは、町の責任もあるんじゃないかと思われま。ドラゴンハットが駄目なら、他の比較的近く安全な場所にそういう場を設けていただくというか、そういうふうな対応をぜひとも考えていただきたいと思うのですが、その余地もないのでしょうか。お伺いします。

**○議長（貴多正幸）** 富田生活安全課長。

**○生活安全課長（富田尚弘）** 橘議員の再質問にお答えいたします。

避難所運営につきましては、災害対策本部が設置された際に、実際にその状況に応じて避難所の開所等々について言われることとなります。その避難所の開設・運営に当たりましては、限られた人員の中で行われているということで、一つの避難所を増設することにより従事する職員の分散につながるということもあり、避難所の運営において支障を来すということもこちらとしては考えておりません。

このことから、議員御指摘のとおり、避難所までの距離がある自治会もござい

ますけれども、竜王小学校、竜王西小学校、竜王中学校、道の駅アグリパーク竜王での指定避難所の開設・運営に取り組んで考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、橘議員の再質問の回答といたします。

○議長（貴多正幸） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 橘議員の再質問について今、担当課長が申し上げたように、やはり避難所というのはしっかりと安全確保ができ、受入れ体制が要るということも含めて、町としてはいろいろと検討を進めてまいっておるところでございますが、現時点としては今、課長が申し上げたところでございます。ただ、今次的な、いわゆる土砂災害とか風水害、また地震対策の中で、やっぱり都度、そういったことを考えていかなければならないというのは、行政として十分議論を継続しておるところでございます。

そういったことから、やはり応急的な部分ということも含めながら継続して検討してまいります。その一例として、昨年までは竜王町公民館については指定していなかったわけです。心配した方が、また、高齢者の方が早く避難できるということで、そういった施設は既に職員もおりますし、そういったことから加えたところがございますので、いろんな災害の状況も十分考慮しながら、そういった場所についても確保ができる部分については具体的に検討していかなければならないと、今現在の全国の災害状況は十分認識しておりますので、原則的な話としては今、課長が申し上げたところでございますが、町としてのこういったことについてはやはり検討を進めておるところでございますので、お伝えをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（貴多正幸） 橘議員。

○5番（橘せつ子） 限られた人数の中で職員の皆さんもいろいろ対応していただくこととなりますので、それなりの体制を組むというのは大変なことだということも分かってきています。しかし、やっぱり住民の側からとしては、そういう避難する場所が不安な状況である、行くにもなかなか思うように行けないような状況では困ると思っておりますので、その辺は十分考慮していただいて、また対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（貴多正幸） 次の質問に移ってください。

○5番（橘せつ子） 竜王町職員のメンタルヘルス対策は。

地方公務員のメンタルヘルス不調者は近年増加傾向にあり、「地方公務員健康状況等の現況」（一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が毎年実施）では、メンタルヘルス不調による休職者は10年前の約1.5倍、15年前の2.1倍とされています。地方公務員は様々な諸課題や住民の要望にも適切に対応するため、一人一人が心身ともに健康で、その能力を十分に発揮できるようにすることが望まれています。

そこで、次の点についてお伺いします。

1、竜王町職員の中では、不調による休職者は何人おられるのか。

2、町として、メンタルヘルス不調の原因や休職者になった要因等はどのように分析されているのか。また、それにより業務見直しや人員配置見直し等改善されたことはあるのか。

3、メンタルヘルス不調になったとき、それにより休職者になった場合の対応と復帰に向けての支援、また、復帰後の対応はどうされているのか。

お伺いします。

○議長（貴多正幸） 寺嶋総務課長。

○総務課長（寺嶋 要） 橘せつ子議員の「竜王町職員のメンタルヘルス対策は」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「町職員の不調による休職者は何人いるのか」の御質問については、メンタルヘルスの不調により病気休暇、または病気休職となっている職員数については、令和5年6月1日時点で2名となっております。

2点目の「メンタルヘルスの不調の原因や休職者になった要因等の分析」の御質問については、業務負担や人間関係などの職場環境に限らず、家族や子どもに関する家庭の悩み、または自らの健康上の問題など複数の要因が複雑に絡み合い、メンタルヘルスの不調を起こしているのではないかと分析をしております。

また、「業務見直しや人員配置見直し等改善されたことはあるのか」の御質問については、課全体や係内で業務の調整を行うことで、負担の軽減を図れるよう努めております。必要に応じて、別の所属への配置替えを行うなどの対応を取っております。

3点目の「メンタルの不調になったとき、また休職者になった場合の対応と復帰に向けての支援や復帰後の対応」についての御質問ですが、職員本人からの心身の不調や不安の申出、周囲の職員からの気づきがあるときには、所属長と人事担当により職員本人と面接を行い、その状況によっては、メンタルカウンセリン

グ実施要領に基づいて、専門的な知識を持つカウンセラーに依頼し、個別面談を実施することとしております。これにより本人の不安を緩和し、必要に応じて医療機関への受診を促しているところでもあります。病気休暇を取得している職員に対しましては、本人承諾の下、所属長と人事担当が主治医と面談を行い、治療の状況や期間、職場として配慮が必要となる事項などについて本人、家族との共有を図っているところでございます。

職場復帰及び再発防止につきましては、本人や職場の上司と面談を重ね、主治医の意見を踏まえながら、リワーク活動への参加、試し出勤、配置替えを行うなど円滑な復帰を支援するとともに、復帰後は必要に応じて面談を実施し、再発防止に努めております。

以上、橘議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 先日ちょっとお伺いにいったところ、現在の休職者はお一人と伺っていたんですけども、またこの間お一人休まれたということでお伺いして、その方は私もよく知っている方でしたのでちょっとショックを受けていたんですけども、本当に職員の方が働きやすい職場になっているのかどうか。住民のためにいろんな面で住民さんの要望とかにも適切に対応していかなければいけないとかいうことも多い中で、本当に大変だと思うんですけども、この不調になられたり休まれた方だけの問題ではないと思いますし、その辺は十分に町行政としても考えていただいて、今も詳しく説明していただいたんですけど、私ら外側からはなかなか見えない部分でもありますし、中の皆さんのいろんなあれによって、不調になられたり、そういう方がならないような風通しの良い職場をつくらせていただきたいというふうな思いが強いです。

また、町行政にとっても休職者が増えたりして有能な人材が力を発揮できなかったり、また、退職されて人材を失うとかいうことがあるというのは、町行政にとっても大きな損失だと思うわけです。だから、そういう面でも、私も伺っただけではなかなか分からないんですけども、今回出させていただいたのは、やっぱり全国的にもこういう公務員の中でそういう方々が増えているということが、やっぱり私はすごく問題だなというふうに思っているわけです。公務員の方もやっぱり働き方がすごく昔とは変わってきていますし、そういう面で今背負われているものとか、特に幹部の課長さんとか、主監さんとか、係長さんとか、それぞれにやっぱり担う責任も重くなってきて、前よりも人員は減らされてきているん

ではないかなというふうなんも思っていますので、そういうところは十分対応していただけるように、メンタル面で休職になられた方だけの問題ではないということを考えていただいて、対応していただきたいなというふうに思うんです。

その面で今後、例えばこの役場内でどういうふうな対応というか、話合い、そういうなんはどういうふうに進めていこうと思われているのか。一番最初に安全衛生推進協会みたいなのが実施されているということで、各市町も安全推進協会のそういう集まりで話合いなどをされているというふうなことも伺っていますが、そういう中ではどういうふうな御意見とか、積極的な御意見は出ているんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 寺嶋総務課長。

**○総務課長（寺嶋 要）** 橘議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

メンタルヘルスの問題については非常にデリケートで、大変難しい問題であると考えております。もし職場内でのことが原因であれば、まず本人さんとの面談、また所属長さん、それから、関係してます課員の皆さんとも面談しながら良い方向に向かえばと考えております。

今おっしゃいました、竜王町でいいますと職員安全衛生管理連絡会議というのを、年1回という形ではございますけれども、その中に各職場からの代表の方に出てきていただいて、当年度の健康診断の結果であったり、その結果に基づいていろいろと御意見もいただいているところでございます。

昨年度でございますと、健康診断の結果で申しますと、例えば「異常なし」また「要観察」でいきますと全体の約6割の方で、「要指導」また「要受診」の方が4割ということで、非常に多いような状況でございます。また、ストレスチェックということで、これはほかの市町でもやっておられますけれども、各個人さんがストレスチェックをされまして、その中で高ストレスという診断を下されたのが約13%というようなことも出ておりますので、その中でいろいろ御意見なりでもう少し詳細な具体的な分析をして、また職場に戻すとかいうことができないかというような意見も出ております。

昨年度でございますと、「はたらく人の幸せ／不幸せ診断」というのも令和4年度に実施しまして、これも一人一人がチェックをしていただいて、個人の幸せ度がどんだけ、不幸せ度がどんだけということで、この中で個人についてはそれを見て自己認識をして、どうしたら改善できるかという個人の目標も立てていただき、また、職場においてはそういう結果を基に、職場の環境を改善するために

どのような目標を立てて実行しようかということで、職場の中でもそういう話もしていただく中で改善を行っていただいているところでございます。

こういう健康の部分については、時間外勤務の問題もございますので、そういった中で業務の見直しができるところはできるだけ見直して、みんなで助け合いながら、このような健康不調にならないように今後も風通しの良い職場づくりに努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしまして再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 橘議員。

**○5番（橘せつ子）** 今も言っていただきましたけれども、本当に有能な人材をちゃんと行政として確保していただく、また、休職者の人が現れた場合も、やっぱりきちんと対応していただくということが大事かなというふうに思っています。

私の知っている他市町の人ですけど、会計年度で働いていたんですけども、もう今年で終わりかなみたいなことをちょっとにおわされたみたいなことを言われたので、本町はそんなことはないと思っていますけれども、どうか復帰された後もよろしくお願ひしたいと思っております。

これで質問を終わらせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** この際、申し上げます。ここで午後4時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時40分

**○議長（貴多正幸）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、申し上げます。本日の会議は会議時間を延長いたしますので、あらかじめ御了承願ひます。

次に、10番、森島芳男議員の発言を許します。

10番、森島芳男議員。

**○10番（森島芳男）** 令和5年第2回定例会一般質問。10番、森島芳男。

I B Mグラウンド跡地の現在までの進捗は。

令和4年第2回定例会において、「I B Mグラウンド跡地の現在の状況について」質問をした回答では、「令和4年5月18日に町長自らが土地所有者の本社に赴き、早期の事業実施を改めて要望させていただき、町としては、当地を住宅地整備の有力地として地区計画決定しておりますので、今後も引き続き土地所有者と協議及び情報共有を行いつつ、住宅地整備の進捗を促していきたいと考えて

おります」と答弁されたが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

**○議長（貴多正幸）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 森島芳男議員の「IBMグラウンド跡地の現在までの進捗は」の御質問にお答えいたします。

令和4年度以降の進捗につきましては、まず本町と土地所有者である日本IBMとの協議状況であります。令和4年5月18日に当該企業の本社へ赴き、早期の事業実施を要望させていただいたことに続き、同年7月7日には、当該企業が来庁され、具体的な課題として、既存開発許可の取扱いや住宅地以外の用途制限について協議を行いました。その後、同年11月18日には、改めて町長自ら日本IBMの本社へ赴き、現状の課題等について協議を行い、前へ進めていただくよう強く要望させていただきました。

次に、事業者からの引き合いの状況ですが、複数の事業者から問合せ等があり、本町としましては長年、住宅地整備に向け関係者協議を重ねてきましたが、思うようにはかどらない状況下で、住宅地以外の可能性も視野に入れつつ協議を行わせていただきました。令和4年9月には、住宅地以外の用途を対象にしてではありませんが、事業者から引き合いがあり、以降、本町としましても当該事業者や滋賀県関係機関と協議を重ねさせていただきましたが、最終的には同年12月、事業者側が計画を断念されたという連絡を受けました。また同年10月には、別事業者からも問合せがあり、協議に応じさせていただきましたが、その後の進捗はない状況であります。今年度に入り5月には、新たな事業者からの引き合いがあり、現在可能性を含め、協議を行っている状況であります。

本町としましては、当地を住宅地整備の有力地として地区計画を定めておりますが、長期にわたり出口が見えない状況下であり、その他の用途の可能性も視野に入れつつ、引き続き土地所有者等と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、森島議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 森島議員。

**○10番（森島芳男）** 今、計画を断念されたというのがあるわけでありませけれども、今まで平成22年からの時間から見ますと、大変10年以上にはなりまして、なかなか成就していないということでありませけれども、断られた、断念されている理由というのは町として把握されているのか、ただ断念されたという結果だけを聞かれてそういうふうなお話にされているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（貴多正幸） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 森島議員の再質問にお答えいたします。

最終的にいろんな協議を重ねられたわけですが、その中で最終的にその土地所有者である企業のほうからは断念ということなんですけれども、もともとの土地の利用用途につきましては、本町のほうでは地区計画を張らせてもらいます中で、住宅地整備ということでさせていただいております。その土地所有者のほうにも同様の考え方で今まで来たという経過もございますので、今回、この企業からの問合せ、何とかしていけないかという用途自体は住宅地以外というところでもございましたので、その辺りの整合もなかなかつかないというようなところで、最終的には断念されたということで確認もさせていただいているところです。

あと、県のほうの許認可の関係の中で、もともと地区計画の用途としては住宅地整備ということになっておりまして、一度、平成22年に開発許可をその当時の事業者が受けられておりますので、その扱いとの整合がなかなか難しいというところで最終的には断念されたということで確認をさせていただいております。

以上、森島議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（貴多正幸） 森島議員。

○10番（森島芳男） 今年度に入り、5月には新たな事業者から引き合いがあり現在、可能性を含め協議を行っている状況でありますという答弁がありましたので、大変難しい問題はあろうかと思っておりますけれども、積極的に協議をいただきまして期待をしているところで、この質問は終わりたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

○議長（貴多正幸） 次の質問に移ってください。

○10番（森島芳男） 令和5年第2回定例会一般質問。

日野川の補強対策は。

台風2号の影響により、短時間に線状降水帯による大雨が各地で発生した。24時間の降水量は、高知県土佐清水市で406ミリ、三重県鳥羽市で364.5ミリ、和歌山県湯浅町で385ミリ、愛知県田原市で451.5ミリなどを記録した。

平成29年10月の台風21号では、日野川支川の一級河川新川が日野川の水位上昇に伴って越水・決壊し、沿川住民に対し避難指令を発令し、逼迫した事態となった。

今回は、大事に至らずに良かったと思うが、豪雨による護岸欠損、川床洗堀、

堤体漏水などについて点検調査を行う等の補強対策が必要ではないかと考えるが、町の見解を伺います。

○議長（貴多正幸） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 森島芳男議員の「日野川の補強対策は」の御質問にお答えいたします。

まず、日野川河川改修につきましては現在、下流の近江八幡市側から竜王町の善光寺川合流点を目標にし、滋賀県により、JR琵琶湖線付近において河道掘削等の工事を進めていただいております。併せて、竜王町の弓削地先までを次期河川整備計画の整備実施区間に位置づけられるよう、年度内の変更認可に向け、手続を進めていただいているところでもございます。

ただし、竜王町内の工事着手までには歳月を要しますので、滋賀県では、抜本改修までのリスク軽減のためとして、平成20年度に、善光寺川合流点から岩井地先までの約8キロメートルの区間を、堤防の質的強化を行う「Tランク河川」と位置づけ、対策検討をされてきました。

その後、平成25年の台風等による被災を踏まえ、Tランク河川全域について、優先順位をつけ堤防補強を進める必要性が認識されました。平成28年度から平成29年度にかけては、新たに堤防の調査点検が行われ、破堤被害リスクにより対策箇所の優先順位について再検討が行われました。現在は、この平成29年度の点検結果に基づき、本町側及び近江八幡市側において、堤防補強工事を進めていただいております。

本町側においては、平成30年度から西川及び弓削地先において、堤防の測量、土質調査及び詳細設計が行われ、令和3年度から西川地先で、遮水矢板、張ブロック工等の堤防補強工事を実施していただいております。今年度は、この継続工事に加え、弓削地先で川裏土留工に着手いただく予定であり、その後も順次、必要箇所の対策を進めていただく予定となっております。

日野川改修につきましては、進捗に一定の時間を要しますので、今後におきましても、抜本的な改修要望とともに、必要箇所の堤防補強対策についても遅れが生じないように、計画的に進めていただくよう働きかけを行ってまいります。

以上、森島議員への回答といたします。

○議長（貴多正幸） 森島議員。

○10番（森島芳男） 今、工事といいますが、川幅のところの竹を大変多く切っ

ていただいているんですけども、あれを切っていただくと川の流れが大変良く

なるということであるわけでありましてけれども、この前の線状降水帯のときも雨が  
多く降ったわけでありましてけれども、どのぐらいの効果といたしますか、良くな  
っているのかなというのが分かれば、教えていただければありがたいです。

○議長（貴多正幸） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 森島議員の再質問にお答えいたします。

現在、竜王町内の日野川におきましても、竹木伐採を県のほうで進めていただ  
いております。特に下から行きますと西横関地先、西川、弓削、全部ですけれど  
も、庄、林、川守といった範囲の中で県のほうで進めていただいております、  
その県でやっていただいた後、河川愛護事業というような形で、せっかく刈って  
いただいたものがまた生えてこないようにということで、地域の御協力もいただ  
く中で現在対応をさせていただいているというところでございます。

この間の線状降水帯では、ほかのところのかなり24時間雨量では350ミリ  
以上の降雨があったようなところで被災もされているわけですがけれども、どのく  
らいの効果になるのかというのは、なかなか数字として今言えるものではないん  
ですけれども、ただ、やっぱり大雨になって水位が上がってきたときに、最終局  
面といたしますか、刈っていただいたところが、いわゆる河川の中の高水敷と言わ  
れる、今ある内側の護岸の上の部分になりますので、そこに竹やぶがあるのとな  
いのとでは、川の流れというのは全然違いますので、大雨の中の最終局面の中  
でその堤防を守れるかどうかというのは、やっぱり大きな違いはあると考えてお  
ります。ちょっとどれぐらいかというのはなかなか申し上げ難いんですけれども、  
そういう面もございまして、町のほうとしましては、これからも引き続き県の  
ほうに伐竹のほうをできるだけ行っていただき、また、その後に河川愛護の対応  
もしていけるようにということで対応していきたいと考えさせていただいております。

以上、森島議員の再質問の回答といたします。

○議長（貴多正幸） 森島議員。

○10番（森島芳男） 日野川で、一級河川なんですけれども、野洲川の堤防は1  
0トンダンプでも通るほど広いし、愛知川の堤防にしても10トンダンプが通る  
ぐらい広いわけでありましてけれども、日野川の堤防を通ってみますと、軽4トラ  
ックが通ったらいっぱいっばいで、あれでもしも、大変大水が出てきて、日野  
川については、今竹やぶの話が出たんですけれども、堤防から川のところまで行  
きますのには、竹やぶが大体少ないところで5メートルぐらい、多いところやと

10メートル以上あるわけでありまして、それから見ると堤防は大変細いように思う、細かいように思うわけでありまして、今言いました愛知川とか、野洲川とかと比べると大変細いというふうに思うわけでありまして、今度法線が変わるといふときになって、やっぱり今のままの堤防では、いざというときに物を運んだりするときに狭いのではないかなど。昨日も私が通ったら、木が1本倒れたら、もう手でどけられないほどになって通れないと、林から庄、安吉橋まで行くまでには、木が倒れたら軽4が通れないというような状態で、Uターンもできんというような状況でありますので、やはりもう少し堤防というものは大きく太いものにしなければならぬかなど思うわけでありまして、見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（貴多正幸） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 森島議員の再々質問にお答えいたします。

今度、新たな日野川の改修計画の中で、堤防の天端の幅員をもっと広げた形のほうがいいんじゃないかと、そういうふうな趣旨かと思っております。

堤防の計画としましては、あくまで河川の管理上で必要な強度を確保できる幅ということで計画をされておりますので、ほかの河川の場合で、その堤防を道路として利用されている場合は、その道路としての一定の幅員があるかと思っております。今現在、日野川改修の計画の中では、そこを道路として利用していくという形の計画とはなっておりませんので、あくまで日野川の治水上の安全を確保できる幅員ということで計画をされているところでございます。

ただ、現時点ではないんですけれども、もし道路としての活用が今後併せて検討するようなことがありましたら、その場合には県のほうとも協議をさせていただきたいと思っております。現時点では、あくまで河川の安全を確保できる幅員ということで計画されているところでございます。

以上、森島議員の再々質問の御回答といたします。

○議長（貴多正幸） 井口産業建設主監。

○産業建設主監（井口清幸） 森島議員の再質問に、私のほうからも回答申し上げます。

まずは日野川全体の整備計画につきましては、森島議員さんも御承知のように、今現在の計画の延伸ということで、弓削の安吉橋から日野川大橋の中間辺りまで計画を延ばしていただく、その計画を今年度県のほうに提出され、認めていただ

くと。それは抜本改修に向けての取組ではございますし、また、その他の修繕については都度、県のほうで行っていただくということでございますが、その全体の整備計画の中で、今おっしゃっていただく堤防の補強の関係については、もちろん今よりは当然強固なものの計画がなされておりますので、とりあえずは暫定的に下流から20分の1の確率で整備を行っていただいておりますので、その計画が一日でも早く進みますように引き続き町のほうも、構成します市町と連携しながらまた要望活動を進めたいというふうに考えてもでございます。

ちなみに、大変県のほうも国のほうに予算の確保に動いていただいております。令和4年度の事業では7億8,000万円でしたが、令和5年度当初については19億円2,000万円というようなことで大幅に事業費を増やしていただいております。そういうことから、全体的な計画等、またその局部的な対策については、引き続き県のほうと調整しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、また地元の8集落で構成します促進協議会さんとも連携しながら県への要望活動も含めて進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。再質問の回答とさせていただきます。

**○議長（貴多正幸）** 次に、1番、澤田満夫議員の発言を許します。

1番、澤田満夫議員。

**○1番（澤田満夫）** 令和5年第2回定例会一般質問。澤田満夫。

滋賀県立大学との包括連携協定の成果は。

令和元年に竜王町と滋賀県立大学は、持続可能な地域づくり及び地方創生に係る取組を行い、地域社会に貢献することを目的に、包括連携に関する協定を締結した。協定では、連携事項として人材の育成、地域の活性化、学生の地元就職の推進、SDGsの普及・実践、産業・農業の振興等を規定している。こうした官学連携協定は、全国的に地方行政推進のため多くの自治体が締結されている。

しかし、自治体によって協定の活かし方には温度差があるようである。本町では、第六次竜王町総合計画では、基本施策として「多様な連携の推進」が掲げられ、項目の中には、企業を含めた産官学の連携が挙げられている。

そこで、滋賀県立大学との包括連携の協定締結後、5年を経過しようとしている現在、成果が出ているのか事例も踏まえて伺いたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 谷未来創造課長。

**○未来創造課長（谷 大太）** 澤田満夫議員の「滋賀県立大学との包括連携協定の成果は」の御質問にお答えいたします。

当町におきましては従来、大学をはじめ多様な主体との連携や交流が重要であるとの認識の下、滋賀県立大学との間では、令和元年の包括連携協定の締結以前から、同大学の「近江環人地域再生学座」に職員を派遣したり、鵜川地区の地域再生案の検討作業に学生の受入れを行うなどしてきたところでございます。

包括連携協定の締結後の成果としましては、同大学の上田洋平先生が中心となられて、町内の児童や保護者等への聞き取りを基に、竜王の歴史や文化、記憶に残る風景などをテーマに作成された「竜王五感のおもいでカルタ」を昨年4月に寄贈いただきました。その際には、当町の防災センターにおいて学生の皆さんと共に報告会を開催していただき、複数の新聞でも取り上げられ、当町の魅力の発信や再認識に大きく貢献いただいたと考えております。

現在の状況としましては、総合計画審議会や環境審議会において、井出慎司学長に委員に就任いただき、当町の総合計画や環境基本計画について審議や御意見をいただいております。また、当課所管の地域公共交通活性化協議会や福祉課所管の「重層的支援会議」にも同大学の先生に参画いただき、専門的な知見から提言やアドバイスをいただいているところでございます。これ以外にも、施策の検討や学生の協力を得たい事業等について随時相談をしたり、アドバイスいただいております。

一方、滋賀県立大学におかれましても、大学内に地域共生センターを設置して、「地域に根差し、学び、貢献する」をモットーに、人材の育成や地域の課題解決に向けた取組を進められており、相互の機能の補完や相乗効果により良好な関係を維持してきております。

今後におきましては、こども施策の分野では「（仮称）竜王町こども計画」の策定や関係施策の推進にこどもの意見を幅広く聴き取りして反映させるために、学生の協力を得てワークショップの実施を模索しているほか、中心核の居住ゾーン整備やシティプロモーションの検討など、あらゆる分野で滋賀県立大学との連携を深めて、施策の充実を図り、活力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、澤田議員への回答といたします。

○議長（貴多正幸） 澤田議員。

○1番（澤田満夫） 回答いただきまして、大小かわかわらずいろいろアドバイスをいただいているんだなと思って安心いたしました。

一方で、この内容を見てもみますと、アドバイスをいただいているのが先生、先

生と学長とか、こういった者が非常に多くて、若い人の意見を聴く機会っっちゃうのが比較的少ないんじゃないかなというふうな第一印象を受けました。包括連携協定を結ぶ意味としては、執行部の方も理解していただいておりますけれども、一番には多様な事業をどういうふうに推進する、そのためには当然人材も要りますから、なかなか一遍にはできないということでいろいろアイデアをいただく、こういうことも一つの目的かと思えます。

あと、そういったコンサル会社に依頼するという項目におきましても、こういった連携をしていると経費の削減ということにもつながるかなというふうに思っています。

あと3番目に、先ほど私もちよっと冒頭に話をしましたけれども、若い人にいろいろアイデアをいただくと、そのことによって竜王町の良さとか悪いところとかいろいろ認識してもらえるとということで、今後の就職活動とかいろいろなことに竜王町の魅力、悪いところ、そんなところを把握してもらえるために、若い人にどんどんアイデアをいただくのは非常に良いのかなというふうに、この3つがこの目的じゃないかなというふうに思っております。

この3点を考慮いたしますと、竜王町におきましては現在、中心核整備や人口減少対策、企業誘致対策、子育て支援、人材の育成、商工観光、教育の取組等、課題は山積しておりますけれども、先ほど言いましたように、限られた町職員の中でなかなか一度に掘り下げて行政を推進できないということで、非常に貴重な協定じゃないかなというふうに思っております。

そういった中で、3つ質問をさせていただきます。

まず1番目は、竜王町第六次総合計画の中に多様な連携の推進という基本施策があります。この指標におきまして、企業・大学との包括連携協定の締結数は、令和2年で現状値32件、今から2年後の令和7年には42件ということで、この差が5件ありますけれども、こういったものも全てクリアされるのか、そこが1点。

それから、この協定の活かし方について、他市とどういような差があるっっちゃうのか、活かし方に参考になるようなところはないかとか、そういうことを教えていただきたい。

それから、最後の3つ目は、若い人の意見を聴くということについてどういようなことを考えておられるのか、この3点について再度お聞きしたいと思います。

○議長（貴多正幸） 谷未来創造課長。

○未来創造課長（谷 大太） 澤田議員の再質問についてお答えいたします。

まず1点目、総合計画に掲げております多様な連携の実績ということでございまして、令和2年の現状としましては37件掲載しております、目標が42件ということでございます。これにつきましては、具体的に今どの程度までこの目標値に近づいているかということは、すみません、把握はしておりませんけれども、総合計画に挙げていることとございますので、多様な連携を推進し、この目標値に近づけていく、あるいは、実質的に多様な連携ということが進めていけるように確認をするとともに、しっかりと総合計画が着実に果たしていけるというように進めていきたいと考えております。

それと、2点目の他市との差ということでございまして、申し訳ございません、こちらもちっと研究ができていないところがあるんですけども、市町によってはもっと大きな大学、あるいは企業との連携をしてニュースになっているようなケースもございます。それに比べますと当町における連携と申しますのは、先ほど答弁いたしましたように、比較的地道なものでございます。ただし、そもそもの目標としましては、やはり活力あるまちづくりに、大学ですとか、企業様の力をお借りして進めていくということでございますので、その辺りは十分、また他市との連携の仕方なども研究をしつつ、より一層、他の大学ですとか、企業との協定の在り方を発展していけるように努めてまいりたいと考えております。

それと3点目、若い人の意見をどのように反映していくのかということでございますが、議員からも御指摘のありましたように、これまでですと大学の先生にいろいろな審議会にお入りいただいたり、御意見をいただいたりというようなことが確かに多くございました。ただ、先ほど答弁の最後のほうでも申し上げましたとおり、今後、当課におきましては、例えば居住ゾーンの整備でございましたり、シティプロモーションの在り方というようなところで、ぜひこの辺りでも学生の方に御参画いただいて、10代、あるいは20代の方の新しい意見というのを積極的に取り入れて、これからの新しいまちづくりに反映できるように意見などを反映していきたいと思っておりますし、また、全庁的にもそういうような考え方で連携協定の在り方というのを発展的に活用できるように考えてございますので、御理解いただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（貴多正幸） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 澤田議員の再質問に、私のほうもいろいろな連携の関係で

協定式等に参加しておりますので、数字的な把握はしておりませんが、最近「コープしが」として包括協定を結んで、地域の配達やらをしているところでのいろいろなことができないか。郵便局さんの配達員がいろいろな地域を回られる。あと大きなのは、今現在、ダイハツさんとも防災協定を結んでいるんですが、日頃からダイハツさんといろんな事業をやっておるのに包括的な協定を結べてなかったので、今回バイオマスの都市構想の中で、もうその部分で綿密に連携してやっておりますので、せっかくですので包括的なダイハツさんと竜王町の協定を結んでいこうかというようなことで動きをかけておりますので、そういう意味では、どちらかというとならなくて大学の組織との連携を深めているというところが大きな要因でございます。

また、せっかくの機会ですので県立大学の包括協定の中では、若い人たちの意見を聴く一つとして、先ほど課長が申しましたように、シティプロモーションとか、そういった見せ方とかいうことも含めて検討しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

昔のまちづくりからいうと、若者の意見を聴こう、女性の意見を聴こう、元気にまちづくりを語る人、行動する人の意見を聴こう、そして、竜王町以外のよそからの人も、そういう視点でまちづくりに関わってもらってそういった計画を進めていこうということで、その延長線上にある考えでございますのでしっかりと、せっかくの機会ですので、そういった大学生の若者の意見をいただける機会も引き続きもってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（貴多正幸）** 澤田議員。

**○1番（澤田満夫）** ただいま御回答いただきましたけれども、未来創造課長から、地道な連携だというふうな認識を多分持つてはるからそういう発言があったと思うんですけども、私も先ほど申しましたけれども、他の市町がどういうことをされているか、一度また参考にして、本当に協定を活かせるようにしていただければなというふうに思います。

再々質問で、この質問をさらに発展させて質問をさせていただきます。

第六次竜王町総合計画には関係人口及び交流人口の増加に向けた竜王町の魅力をつくるとしています。が、その中に多くの方針が掲げられています。

そこで、その方針を推進するに当たり、また若者が出てきますけれども、若者の視点に立った方策を提言してもらってはということなんですが、テーマとしては、本当にじっくり考えますとたくさん出てきます。その中で4つほど、参考に

なるかどうかは分かりませんが、ちょっとお話をしたいなと思います。

まず、先ほど回答の中には、中心核の居住ゾーンの整備についても今後いただくというように書かれてますけれども、非常にこういった交流・文教ゾーンの整備はそうしたもので具体的に進んでいるのでそれはそれでよろしいんですけども、次の複合ゾーンの整備という課題におきましては、いろいろホームセンターをどうのこうのとか、お医者さんをどうのこうのとか、いろいろ話がありますけれども、今から基本業者にいわゆるプロポーザル、企画・提案していただく前に、若者の視点に立った人口減少抑制策を念頭にした方策を提言してもらったらどうかかなということの一つ思います。

そして2番目には、現在町内で3候補地を設定して企業誘致を進めていますが、この企業誘致といいますと、一般的に考えられるのは、「税収の確保」とか「財政基盤の強化」、「地域経済の活性化」等の言葉が浮かんでまいりますけれども、もちろんこれらのことは必要な項目……

**○議長（貴多正幸）** 澤田議員、質問事項が「滋賀県立大学との包括連携協定の成果は」ですので、これに関係する質問をしてください。

**○1番（澤田満夫）** ということですので、4つほど私も考えてきましたけれども、今、議長から指摘を受けましたので、キャンセルをさせていただきます。仕方ないでしょう、そういうふうと言われると。

いずれにしろ、4つほど考えてきましたけれども、新しい協定を活かすに当たってまちづくりをするためには、今までの地道なこういったものにいろいろアドバイスをつくるんじゃなしに、まちづくりをする、道なき道をどのようにしてつくるか、そういうようなテーマを設定して、してもらおうということも必要じゃないかなというふうに思っていますので、そこら辺はどうかなというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（貴多正幸）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** ありがとうございます。今、御提言いただいている内容の中で、うちのほうで答えた内容の中で「竜王町カルタ」、あれは本当に滋賀県立大学のゼミの若い女性たちが、チームリーダーというかゼミの先生が若かったですけど、みんな若い子がアウトレットでいろいろ議論しながら竜王町のかたるを作ってくれて、ああいうのは私も良かったかなと思うので、澤田議員がおっしゃっているように、そういう若い女性の視点から竜王町を見たときのまちをどう感じ

るのかとか、そこに住宅をどう造るのかとか、どんな店を呼んだほうがいいのかとか、そんなことも業務委託というか、ゼミ単位に意見を出してもらおうということとは良いことだろうと私も思いますので、それについて一度検討していきたいなと思います。いろんなことがあるわけですが、やっぱりそれにふさわしいテーマもあると思いますし、そういうふうになればなど。

だから今、活動っていてもなかなか学校の先生を中心にいろいろな意見をもらっているというのがメインテーマだから、唯一ちょっと毛色の違うのは、そのかるたの問題とか、それは少し特色が違うと思います。あと子育てとか、そういうのが非常に関係してくるんだらうと思いますので、そういう分野で少し知恵を出してもらって、アドバイスをいただければと思います。

以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

○議長（貴多正幸） 次の質問に移ってください。

○1番（澤田満夫） それでは、次の質問に移ります。

鵜川の旧小学校跡地の有効活用は。

鵜川と七里にまたがっていた旧竜王西小学校は、現在の竜王小学校が昭和46年に建設された後、廃校になり、それ以来50年余り経過しました。その間、跡地の一部を活用してきましたが、なお未活用地があります。該当地の現状は、利用されていないテニスコートがあり、北側には雑草が生い茂る広い荒れ地があります。

町内の旧小学校跡地としては、ほかに山之上、川守、岡屋、鏡に存在していましたが、今では企業への売却や、周辺住民を中心としたそれぞれの地域に合った形態で有効活用されています。本町では、過去からこの地も含めそれぞれの多くの町有地は、地理的条件、立地条件、周辺環境及び地域の意向等も考慮し、有効活用を図ってきました。

しかし、小学校跡地で唯一残ったこの町有地は、県道春日竜王線の道沿いでもあり、多数ある町有地の中でも車社会においては便利な位置にあります。現在、竜王町では住宅供給地不足や企業誘致に取り組んでいますが、その視点も含めた該当地の有効活用についてどのように考えているのか、伺います。

○議長（貴多正幸） 寺嶋総務課長。

○総務課長（寺嶋 要） 澤田満夫議員の「鵜川の旧小学校跡地の有効活用は」の御質問にお答えいたします。

町有地のうち、用途を廃止した土地につきましては、将来の公共的な土地利用

の可能性を検討した上で、他の用途での利活用の見込みがない場合は、売却により処分を行い、早期の売却処分が困難な財産や将来的に活用の見込みがあった場合でも、現時点で利用がない場合は、一時的な貸付けを行うことにより有効活用を行っているところでございます。また、売却は、土地の処分に合わせて町の行政課題の解決を図ることができるよう、売却後の土地利用に一定の条件をつけて有効活用を図っている状況でございます。

議員仰せの鶴川の旧学校用地につきましては、昭和53年度に鶴川グラウンドとして設置され、平成21年度には用途廃止しています。当該土地につきましては、須恵地先の町有地と同様に定住促進のため、住宅地としての有効活用が図れるよう調査検討を進めてきたところでございます。直近では、宅地開発想定地区に関する事業者へのヒアリング調査を行ったところですが、事業者からは、「当該地については旧集落内であるため、新たに引っ越してきた住民が新築に住むのは抵抗がある」、「相当低価格でないと事業が厳しい」などといった意見、課題を挙げられました。

このようなことから、現時点においては、見えた形での進捗はございませんが、少子高齢化による人口減少が進展する中で、婚姻後も町内で定住していただける環境の整備や、町内企業に通勤される若者が町内で住宅を建てられるよう環境を整え、当該地の集落にも配慮しながら町内の定住促進を図れるよう活用してまいりたいと考えております。

以上、澤田議員への回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 澤田議員。

**○1番（澤田満夫）** 再質問いたします。

ただいま回答いただきましたけれども、既存の集落との関係とか、あるいは、環境に整合性もありまして、なかなか進まないというようなことでございますけれども、しかしながらこのまま塩漬け状態で放置しておくのもいがかかなというふうに思っております。

もともとこの地は、小学校以外に竜王町の西地区で役場があったり、公民館があったり、以前郵便局があったりで、いわゆる西地区の中心的な機能がここに集中していたところでございます。この名残も今もとどめているところでありますけれども、もう一度にぎやかな地域に戻すべきじゃないかなというふうに思っているところでございます。

ところで、現在の竜王町の人口は非常に、たびたび申しておりますけれども、

過去10年間で125人ほど毎年減っています。直近4年間におきましては、マイナス150人ということで、非常に減少幅がどんどん大きくなっていると、こういう状況にあります。

そういった中で、先ほど第六次竜王町総合計画におきましては、北部の住宅地で計画しておりますのが約150人、そして中心核のところは150人、合計300人ということで計画しておりますけれども、その北部地域の150人に匹敵するものが毎年今は減ってきている、非常に人口減少幅が大きくなっているということで、そういった中で町有地の有効活用というのは非常に重要になってくるわけで、この鶴川の地に何としても、塩漬け状態にしておかななくて考慮していかなければならないかなというふうに思っております。

先ほど総務産業建設常任委員会で福島県の新地町に行ってまいりました。そのとき、あそこの人口は8,000人なんですけれども、町長がおっしゃっていましたが、スーパーがないらしいんです。町民からスーパーを持ってきてくれということを要望されているんですけれども、なかなか人口が少ないので来ないんですわと嘆いておられました。そういったことがないようにできるだけ早く、人口の幅がどんどん膨れ上がっておりますけれども、人口抑制策をどんどん取って行って、宅地強化なりをしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

ここの回答では、一つ一つ語句を確認してみますけれども、直近では宅地開発想定地区に関するヒアリング調査を行ったところですが、「直近」とはいつなのか。

それから、相当低価格でないと事業が厳しいと書いてますけれども、「相当低価格」とはどのぐらいのことなのか。

そして、2ページ目、若者が町内で住宅を建てられるように環境を整え、活用してまいりますと書いてあるんですけれども、我々が一般質問しますと、よく「検討します」という言葉が返ってきます。「検討」ちゅうのは案外あやふやな回答でございますけれども、今回につきましては、「環境を整え活用します」とはっきり断言されております。

ところが、答弁者の総務課長ですけれども、固定資産を管理するのは総務課か分かりませんが、この住宅関係におきまして、あるいは、企業を誘致する、事業所を誘致するということにつきましては、建設計画課、商工観光課、どちらかと思うんですけれども、これは総務課長がこうしてはっきり言っておられると

いうことは、力不足というか、本当に総務課長がやるのかなというようなことを思うんですけれども、そこら辺の管理職間での打ち合わせもやられたと思うんですけれども、いかがなものかなと、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

**○議長（貴多正幸）** 市岡建設計画課長。

**○建設計画課長（市岡忠司）** 澤田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、事業者へのサウンディング調査をいつしたのかというところでございます。これにつきましては、令和3年7月から10月にかけてさせていただいております。ちょうど竜王町の都市計画マスタープランの見直しのタイミングでコンサルのほうへ発注させていただいておりますので、それに合わせるような形で業務の中で確認させていただいたというところでございます。

それから、相当低価格でないと売却できないのではないかと、このところ、鶴川地区につきましては、今現在町有地になっておりますので、それを事業者のほうへ払い下げるとい形になります。それについては、そのとき出ている意見でございますけれども、平米当たり6,000円以下という意見とか、ちょっと異なりますけれども、坪単価1万円でも高いという意見もございました。それから、最終的に購入希望者への売却価格については、坪単価が7万円から8万円ぐらいでないと厳しいのではないかと、そういうような御意見でございました。

3点目につきましては、環境を整えということで、地域と連携をしながら理解を深めて調整をしていくという意味合いで述べさせていただいたというところでございます。

以上、澤田議員の再質問の御回答といたします。

**○議長（貴多正幸）** 杼木副町長。

**○副町長（杼木栄司）** 澤田議員の再質問に何点か、今の市岡課長の補強をさせていただきたいと思っております。

単価の話ですけど、企業さんとの話で言うと平米6,000円が妥当というか、それはもう最低じゃないかということです。あそこは大体近隣沿いですので、平米1万2,000円から1万5,000円ぐらいの土地です。町の土地を6,000円まで落としてでも定住というか、そういうことをやっていくということも踏まえて環境整備をしないと、できないのかなと。

一方、前の総合計画のときからも、町有地を活かして、できるだけ早く人口増をしていきたいと、そういう中で当時から私も鶴川やらに入らせてもらいました。あそこで集合住宅を建てて地域の皆さんと連携が図られるのか、やっぱり個別住

宅、草ボーボーのグラウンドのほうだけですと10区画ぐらい、一部地域の方もできたら敷地を望んでおられたということですが、そういうことも含めているその都度検討はさせてもらったんですけど、旧の役場跡やと、小学校跡やと、当時の立地からいうと大変良いかなと思うんですが、やはり集落の中にそういう集合住宅がええのか、例えば事業所がよいのか、さらには個別住宅がええのかということも含めると、かなり課題があるのかなということでございます。ただ、せっかくの土地ですので、そういった意味では定住に結びつくような、商店なり、事業所も含めていろいろ検討をしていかなければならないかなとは思っております。

そういったことで、十分環境を整えるというのは、そこも一旦整理をしないとイケないのかなと。ただ、この間、いろんな作戦を練ってきましたが、前回、議会のほうでも予算等の中でも御説明させていただきました、須恵の町有地の売却については、これも皮算用で思っていると地価価格と企業さんとの値段が合わなかったということで、今少し条件整備をしておるんですが、その土地と鶴川の土地をセットで「事業者さんどうですか」と言うんですけど、それもなかなかオファーがなかったというのは実情でございますので、せっかくの土地でございますし、しっかりとそのことも含めて、いろんな内容を十分確認をしながら、今にあったことを確認しながら、できれば住宅なり、また、そういった利便性の高い施設等が建設できないかなというふうに、そういった状況を整えながら、そのポイントについても進めてまいりたいと思いますので、またいろんなアイデア等をいただきましたらありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（貴多正幸） 澤田議員。

○1番（澤田満夫） 再々質問で簡単にさせていただきます。

今、環境を整えということでお話をいただきましたけれども、いろいろ詳しいことをこの本会議でどうのこうの言うても、ちょっと具合悪いかないということもありますので、それは執行部のほうでじっくり考えていただいて、ただ、環境を整え活用してまいりますという回答をしていた以上、いつ頃ぐらいをめぐりにそうしたもののなか、それやないと前に進めませんから、ちょっとそこら辺、概略でも結構ですけれども、お答えいただければなというふうに思います。

○議長（貴多正幸） 西田町長。

○町長（西田秀治） 再々質問にお答えをしたいと思うんですが、正直なところ、

なかなか難しいなというふうに私は思っています。もちろん、ですから、すぐそういう放置をするという思いはないんですが、もう少し変化を待っていかないと、この鵜川の町有地について今すぐとか、1年以内に、3年以内にとというのはちょっと難しいなと。それであれば、もう少し違う場所とか、そういう手法を考える必要があるというふうに私は思っていますので、せっかく期限を切つてというのが僕の基本的な考え方なんだけれども、本件については申し訳ないですが、もう少し状況とか、変化を待つてという理解で御理解いただけたらありがたいなと思います。

以上でございます。

**○議長（貴多正幸）** これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 5時42分